

晩近西蒲原郡關屋今新潟市大字關屋開鑿説が唱ひられ、新潟縣會の問題にまで上程されたことであるが、曾て、享保年間松ヶ崎に於ける阿賀野川瀬替の折、河幅百餘間の豫定の箇所が、忽ち兩岸崩壊して千餘間の河幅を有する今日の如き大河となつた。新潟と關屋とは相距ること里許、その地質は阿賀野川の松ヶ崎に於けると頗る相似の觀を爲してゐる。若し水流奔跳して、沿岸の土砂崩壊せんか、新潟全市街の水底に没するの憂ひ決して無しとは云ひ難いのである。假りに萬全の注意を拂つてこの事なしとしても、關屋と海口との距離は極めて近く、信濃川水量の調節に大なる効果のないことは、明々白々である。然らば關屋開鑿も亦決して良策とは云ひ得ない。抑も明治三年工を起し、之を繼續すること三年有餘、資金を費すこと約七拾萬圓、業已に完成に垂んとして、廢棄の悲運を見たるは、外人工師リンドウ氏の復命が最大要因となつてゐるらしいのであるが、リンドウ氏の説には可なりの矛盾がある。殊にリンドウ氏は一海外異域の客である、假令測量に巧に、技術に長ずるありとしても、内地特に北越の水害については頗る暗いと云つて良い。單に大河津分水の費額の巨大なるを説くのみにて之を放擲すれば、被害の更に到底計り難きものあることには考へ及ばぬことを遺憾とせざるを得ない。リンドウ氏の工費概算は百餘萬圓であるが、之を本年の、中西兩蒲原郡の被害に比すれば、僅かに三分の一に足らざる額である。若し大河津分水渠を再復せんには、幾何の經費を要するかと云へば、吾人の略算では參拾四萬圓餘にて事足るのである。斯の如き小額の費用を以て、破堤の患害を除き、國庫の支出を減じ、地方税の負擔を減ずるを得ることは疑ひないのである。

信濃川、阿賀野川の水害は、決して之を治め得ないのではなく、唯一人の具眼の士なくして進んで之を治めないことに原因するのである。

以上が前篇の大意である。續篇はその翌年之を草し、同憂の士に煩つて、理解と奮起を求めたものである。

第一 分水の事業は、享保年間以來、計畫するところで、今日未だ著手されないのは、實際効果がないからに因るものである。との批評に對し。

答 昨是にして今非、或は今是なるも昨非なるものあるは、社會の常道で、曾て分水事業を無用の事業となしたことは、無識笑ふべきである。

第二 渡部村、須走村の間、土砂崩壊の箇所あり、世俗怪物丁場と云ふ。かく難所あるを以て成功を期すべからず。といふに對し。

答 崩壊の際、勾配を寛ならしむれば、絶えて崩壊の憂ひなし。

第三 信濃川分水は、下流地方の灌漑、運輸の便を失ふに至るべしと云ふに對して。

答 根據なき無稽の妄説である。斯の如きは分水の方法、規畫を知らざるもの、愚論である。

第四 分水は新潟港に妨害を與ふべし。

答 洪水時には、河水混濁なるを以て、港口埋没甚しく、之に反して、清澄の時即ち中水以下の時に於ては、其の害甚しからず。故に分水に依つて混濁の害を除き、清澄の河水を下流に送れば、新潟港口は却つて良好となる

べし。

第五 水勢激突の爲め分水口一時に破壊して、信濃川の全水を注滿するの惧あるべし。と云ふに對しては、

答 是又空想臆測の最も甚しいものである。分水渠の全長四千三百六十間、そのうち三千八百餘間は、其高低本川に比すれば稍々急を加ふるも、先づ平地同様にして敢て大差なく、只山中四百八十間の處、俄に高低の甚しきを見るも、これとて三十尺を出でず。故に分水口の邊に於ては、水滝決して急激ではない。加之、分水口幅員凡そ一町歩幅凡五十間
長凡六十間の間、渠底を埋むるに六尺方立の石枠を以てし、巨石を以て之に充塞し、決して破壊の虞なきを期するのである。

第六 分水渠は平面の渠底三百尺にして、流末即ち山間の渠底は六十尺に過ぎずと聞く、果して然らば水積五分一の差あり、上流五倍の水積を容るゝに、下流是に恰當せざるは、猶信濃川の上流と下流の關係に於けるが如くなれば、平面の堤防は破裂を免かれざるべし。

答 分水渠は平地部の延長が三千八百餘間、此處は頗る地勢が寛やかであるが、山間部四百八十間の場所が五六倍の勾配をなして急峻ではあるが、論者は平地部の渠底が廣くて、山間部が狭いから、流水が停滞漲溢して平地部の堤防破壊の恐れがないかを憂ふるのであるが、斷じて左様のことは杞憂に屬するものである。

以上、信濃川分水事業に對して、世間を初め、一般が餘りにも認識不足であることを慨嘆し、白根町に於ける、信濃川治水會社の創設と治水論二篇の起稿となつたものである。

中の口川左
岸堤防増築
起と本郷の奮

明治十五年
七月の縣會

時恰も明治十五年、中の口川筋左岸の村々では西蒲原郡道上村から寺地村までの全岸堤防増築を計畫し、其工費豫算金拾八萬千五百四拾四圓を各町村に於て支辨し、護岸沈床の工費は地方税の支辨に依るの方策を樹立したのであつたが、是が計畫に對しては、素より本郷に於て寸時も黙過さるべきではない。同年二月直に工費の釀出を協議し、全堤増築の工を起さんことを決議し、護岸沈床は西蒲原郡と同様に地方税を以て施行されたと出願した。乃ち縣は工費として八箇年割を以て、本郷のために金貳拾貳萬五千五百參拾七圓餘を支出するの目論見を樹て、中の口川筋左右兩岸支出額合計金四拾萬七千八拾貳圓餘を縣會に附議したのであつたが、圖らずも同問題は頗る議場を賑はすことゝなつた。本問題は單に一地方の問題で、同様に水害に悩む、不離不即の因縁ある中蒲原全郡は勿論古志、三島兩郡の如き、毫も考慮の中にさへ入れてゐない。此の如き、偏頗なる地方問題のために巨費を投ずるは宜しからず、等しく水害に苦しむ廣範圍に亘つて、防禦の策を樹つべきであると云ふのであつた。

そこで七月十二日の縣會には、目黒徳松、山口權三郎、小山宋四郎の三議員から、大河津疏鑿再興と云ふ建議案が提出された。その論旨とするところは、

徒に斯る堤防増築工事を起すも、信濃、中の口兩河の河岸を去る遠隔の人民に重税の負擔のみなさしめ、費用のみ多き割合には裨益少しと云ふ、世間には多數の非難あるに鑑み、吾人は深重なる考慮の上にて、永遠の大計を立てなければならぬ。曩に大河津分水疏鑿の廢止されしことは、抑も該工事の工費多額の點からであると云ひ、又新潟港に影響するところ大なりとの想定に基いたものでありと云ひ、いづれも道路の風説であり、何れが眞な

りやを知らぬが、今茲に該工事を再興すとも、その経費は百五十萬圓を出でざるべし。故に之を三分して、二分は政府の支辨に仰ぎ、一分の五拾萬圓を水害町村にて分擔することは、洵に易々たることである。而もその及ぼす影響の大なるに至つては、古志郡以下の沿川は破堤を免れ、池沼を變じて良田と爲すを得ば、獨り水害八百餘箇村の幸ひのみではなく、政府としても又百萬圓を費すも、改修の工費を省き、地租の増徴等に依りて、幾何ならずして回收するを得ん。依之、今暫く中の口川左右兩岸の堤防改築工事を繰延べ置き、速に大河津疏鑿再興の測量を爲し、果して大河津分水再興が、費用のみ多くして效益少しとの斷定を與ふるを得るならば、之が理由を公表して須らく一般公衆の疑惑を解き、然る後に中の口川堤防増築工事の請願について審議すべしと云ふもあつた。

是に於か議論は多岐に分れて、甲論じ乙駁して底止するところを知らぬ有様であつたが、先づ分水急進派とも目すべき、高岡忠郷は、こゝで大河津疏鑿を再興するとしても、工事は既に半を経過してゐることであるから、隨て經費も半額で事足りる譯であり、信濃川治水根本策としては大河津分水以外に他の良策なしと論じ、次いで堀川信一郎は、大河津疏鑿は洪水の際に逆流して、却て水量を増すの恐れがあり、堤防防禦には少しも益がない。且つ河身の改修は、内務の直轄であるに係らず、之を縣令に向つて要求することは、請願の筋違ひである。之に依つて先づ改修事業の速成を政府に請求して、全川の河身の改修を圖ることが捷徑であらうと云ふのである。又萩野左門は政府に測量調査をなさしめ、地方税で幾分を支辨すると云ふ點までは可能なりとしても、さて町村の割當協議となる

と容易に纏らないことは、分水疏鑿創始時の前鑑を見れば瞭かである。之に反し沈床工事は、自然の流勢に順うて、堤防を保護し、患害を豫防すべき、工事の定法と云ふも然る可きものであるから、一旦廢棄した分水疏鑿に未練を残さんよりは、工事の定法に據ることが良からうと主張したのである。斯くして議論はいつ果つ可きかをも知らないので、結局委員附託となり、委員會では大河津分水疏鑿を政府へ建議するを至當と認め、建議案の起草委員に小柳卯三郎、萩野左門、山口權三郎、鈴木昌司、樋口元周を挙げ、縣會議長山口權三郎之に署名し、内務郷内海忠勝へ提出した。

田澤實入縣
會議員とな

古川村元庄屋田澤實入は父與左衛門の時から、熱烈の分水疏鑿主唱者であつたことは、更めて此處に繰返すの必要はない。實入亦父祖の感化を受け、弱冠にして分水問題に大いなる執着を持ち、明治十五年白根町に治水會社を創設し、治水論二篇を著し世人に一大警醒を與へたことは曩に述べた。茲に縣會に於いて再び分水問題が討議される、や分水の成否は運動に在りとなし、明治十六年四月、郷黨多數の輿望を負うて縣會議員に當選し、勇躍縣會へ登場した。開會の劈頭先づ持論の分水問題について建議した。其理由の説明として文久年度から、明治十五年に至る二十箇年間に水害のために費したところの金額が凡九百六十萬圓の多額に上ることを述べ、實に本縣に於いて最も悲しむべき一大事實である。吾が縣會は昨年この事について建議せしも、政府は猶等閑に付するの憾がある。これ余が焦心苦慮に堪へざるところで、茲に重ねて建議するとの理由を述べた。某議員は分水から上層の清澄なる水のみを流し去り、その他を本川に流さんが、泥砂は殆んど本川にのみ沈澱し、河床上り、除害工事としての分水開鑿

は何等の効果なく却つて反對の結果を生ぜぬとも限らぬと反駁の一矢を放つたが、田澤の精細なる調査の前には何等の反響もなかつた。他にも賛否の兩論交々出で、裁決の結果一旦否決となつたが、更に測量建議案文を作製することゝ改議され、之が査理委員として高島良宣、關谷孝次郎、田澤實入、寺崎至、永井虎次郎の五名を挙げ、案文を起草したのであつたが、大河津分水の建議が一變して信濃川測量を促すの建議となつたが、兎に角信濃川測量建議案を持して、縣會議長島田茂、田澤實入を上京委員と定め、豫備員には樋口元周、寺崎至の二名を選挙した。島田支障あり、寺崎代つて田澤と共に上京請願に及んだ。

顧みれば田澤が白根郷即ち一町八十三箇村の熱烈なる興望を恃みとしての縦横無盡の活躍も、未だその時機到來せず、幾たびか蹉跌に遇うた。

漸く明治十九年九月の臨時縣會は十三箇年繼續事業として、總經費金百六拾貳萬圓餘にて、古市技師の治水計畫案に基づき、河身改修工事を以て、一先づ満足せざるを得ざることとなり、同年十二月十八日、新潟市の對岸上島新田に於いて起工式を舉行した。之に依り、曩に田澤等の白根町に創設した信濃川治水會社の目的は河身改修工事に孕まることなれば、之を存続するの用なきものとして、同志合議の上解散した。

第四節 信濃川河身改修工事

明治十六年四月の縣會は、大河津分水工事を除外して終に信濃川全川の測量を請願することとなつた。政府は直

河身改修工
事案決定す

に測量を始め、同年十一月を以て終了したが、その結果を如何に利用せんかは未定であつた。

明治十七年四月通常縣會に於て、議員田澤實入、稻岡嘉七郎、高岡忠郷、島田茂、堀川信一郎の五名を測量結果の査理委員に挙げ、建議文案を作製し、之が上京委員として議員秋野左門、議長樋口元周が選挙され、五月五日を以て内務卿へ進達した。

此年、有志總代として、新潟市からは荒川太二、郡部からは、田澤實入、市島正内、高橋健三の三名が、上京して運動するところがあつた。

斯くて、愈々發表されたのが曩に述べた内務技師古市公威の手に依つて計畫された、即ち信濃川堤防改築工事案である。同時に内務省は次の意を附言した。(一)信濃川の治水事業たる河身改修工事は政府直轄のものに行ひ、(二)堤防工事は其縣の負擔とせよ、(三)大河津分水の議は詮議相成らずと發表した。時は是れ明治十九年八月一日である。

本縣知事は、其年九月二十四日臨時縣會を召集して前案を附議した。即ち原案では、明治十九年度から、同三十二年度迄十三箇年間、堤防費總額百四拾壹萬四千貳百餘圓貳拾錢九厘、其支出方法は毎年地方稅補助と關係町村即ち地價百圓に付金壹圓、關係町村一戸當り五拾錢の賦課に依らんとしたのであるが、相當意見の相違があり、議場を賑はした。これにも増して奇異なるは、議員山口權三郎の反對說であつたが、既に古市案に依つて方法を審議してゐる最中で、山口案が假令如何なる良案たりとしても、元より一顧をも與へられないのは當然である。

然らば今回の河身改修に伴ひ、本郷内の堤防の改築は如何なる程度に於て、行はるゝこととなつたか。改築堤防

の全延長は四八、六五〇間餘、築堤費九四三、七五〇圓、水閘及樋管費二、七二九圓、其他潰地代價及移轉費を合せて約六〇萬圓、一切の合計が一六二萬の内、本郷内に屬する分は、

村名	改築堤長	舊堤長	築堤費	水閘及樋管費	潰地及移轉費代	雜費	計
鶯ノ木村	六〇	七五	一〇、四三	四、七七	二、四四	五七	一七、七〇
外一箇村	二、一八〇	二、三五〇	四、八六	一、九三	四〇、八三	二、四〇	八九、五六
外西酒屋村	五〇〇	五〇〇	一、九三	—	七、七二	六八	二〇、二四
大郷村	九四	一、〇〇〇	三、八二	四九	二〇、四〇	一、二三	四、二四
外赤澁村	九三	九三	三、三九	三	二、七四	七六	一六、六七
外一井村	二、四〇〇	二、五三〇	三、六三	四三	五、九三	一八、八四	六、六二
外八牧村	六三	七〇	一六、五九	三三	五、九五	九二	三三、一〇
外菱瀧村	二、七三	二、九三〇	七、二四	七四	四〇、八三	三、六三	一五、二〇
庄瀬村	—	—	—	—	—	—	—
外四箇村	—	—	—	—	—	—	—

(表中の間及圓以下の數字は四捨五入した)

かゝる豫定計劃に基いて、工事は進められたのであつたが、僅に二三年にして河身改修工事の効果について、既に大いなる疑を抱くものあるに至つた。然して二十四年の縣會は設計變更調査の議を可決し、内務大臣の反省を促

すに至つた。折から明治二十七八年戦役のために、一時工事の中止を見たが、明治二十九年七月二十日は信濃川未曾有の洪水で、縣下の破堤數十箇所に及び、本郷に於ても赤澁村の大破堤で慘狀言語に絶するものがあつた。此年八月内務大臣樺山資紀具に水害の實狀を視察し、分水工事の止む可らざることを諒察せるものゝ如く、被害町村民も亦單に河身改修工事のみを以てしては、到底治水の完璧を期し難きを覺り、茲に於てか縣下有志は當面の水害善後策及び更に進んで根本的大治水策を講究すべく、十月治水策發起會を新潟市に開き、十一月白山公園借樂館に總會を開き、縣下の水害を根絶するの途は大河津分水の外他策なしとの結論に到達した。是に於て各有志は目的貫徹のために東奔西走して努力するところがあつた。翌三十年八月七日、前年同様の大洪水があり、白根郷内も亦内水氾濫のため、約三千町歩の收穫を失つた。

連年の災害により、三十一年十二月の縣會は、大多數を以て根本的治水策の施行を知事に建議し、更に翌年二月には政府が大河津分水線について測量した計畫を確實迅速に實行されるやう内務大臣に建議した。かゝるうちにも河身改修工事は尙も着々として其歩を緩めず、三十五年度に至つて、ともかくにも完了を告げたが、地方有志の分水促進論は益々熾烈を加へ、その運動は正に絶頂に到達した觀がある。

第五節 第二信濃川改良工事

(大河津分水を含む)

第二信濃川改良工事と云ふは、(一)大河津分水 (二)小阿賀川水量制限 (三)中の口川分流口付換 (四)信濃川本流掘鑿

河同河身追加工事の五工事が、皆その中に入るのであるが、その主たるものは大河津分水にあることは云ふまでもない。政府もこの根本的改良の止むべからざるを認め、愈々大河津、寺泊間、延長二里二十町餘の分水渠の測量調査を行ひ、三十四年を以て一切の設計を了し、工費總額は六百九拾五萬圓で決行すべく萬端の計畫を樹てたのであつたが、圖らざりき三十五年十二月五日の通常縣會に、分水中止建議案が、突如として現はれたのである。

かくて同建議案は十二月九日に至り、中止派二十一名に對し分水派十八名、即ち三名の多數を以て中止派に凱歌の擧つたことは、最も奇なることでもあり亦遺憾のことであつた。再三分水工事の急施を内務大臣に建議した本縣會が何が故のこの豹變か、世人はその體度に疑惑を抱くものも少くなかつたのであるが、それには、連年治水費の支出にのみ汲々として苦しみ、特に最近三箇年の洪水復舊費のみにても、四百萬圓の支出を要したる上にて、尙又分水計畫は五箇年繼續金貳百五拾萬圓の巨額を負擔せざる可らざる事となり、かくては到底民力の堪へ得ずとの理由で、非水害地の側から提出され、こゝに再び頓挫を見ようとするに至つたわけである。

餘事ながら、こゝに新潟市の體度と方針とを一貫附加して置く。新潟市では曾て享保年間新發田藩が悪水排除の目的で、松ヶ崎濱村で阿賀野川水の一部を海面へ放流するため新渠開鑿することに許諾を與へたのであつたが、忽ち霖雨に缺壞して、阿賀野川の本流は開鑿の新渠へと方向を轉じ、新渠は俄に危然たる大河と變じ、舊本流は枯渴して、多量の流水は新潟の方向へ落入らなくなつてしまつた。即ち今日の通船川が舊阿賀野川の本流の痕迹をとゞめるのであるが、この事あつて以來、新潟市は縱令信濃川の水は一滴たるにもせよ、他へ放流することには總じて不

分水中止案
縣會に上程
可決大河津分水
帝國議會に
て可決す第二信濃川
改良工事計
畫案分水起工式
舉げらる

賛成を唱ひ來つたのであるが、連年引續いての洪水に、港口は泥沙で壅塞する、一年ごとに不振を來たすに接し、こゝに翻然と方針を改め、せめても大河津分水に依り、泥沙の堆積を軽減するより外に策なしと覺悟し、明治三十五年の縣會時には治水派即ち大河津分水派に與みしたのであつた。

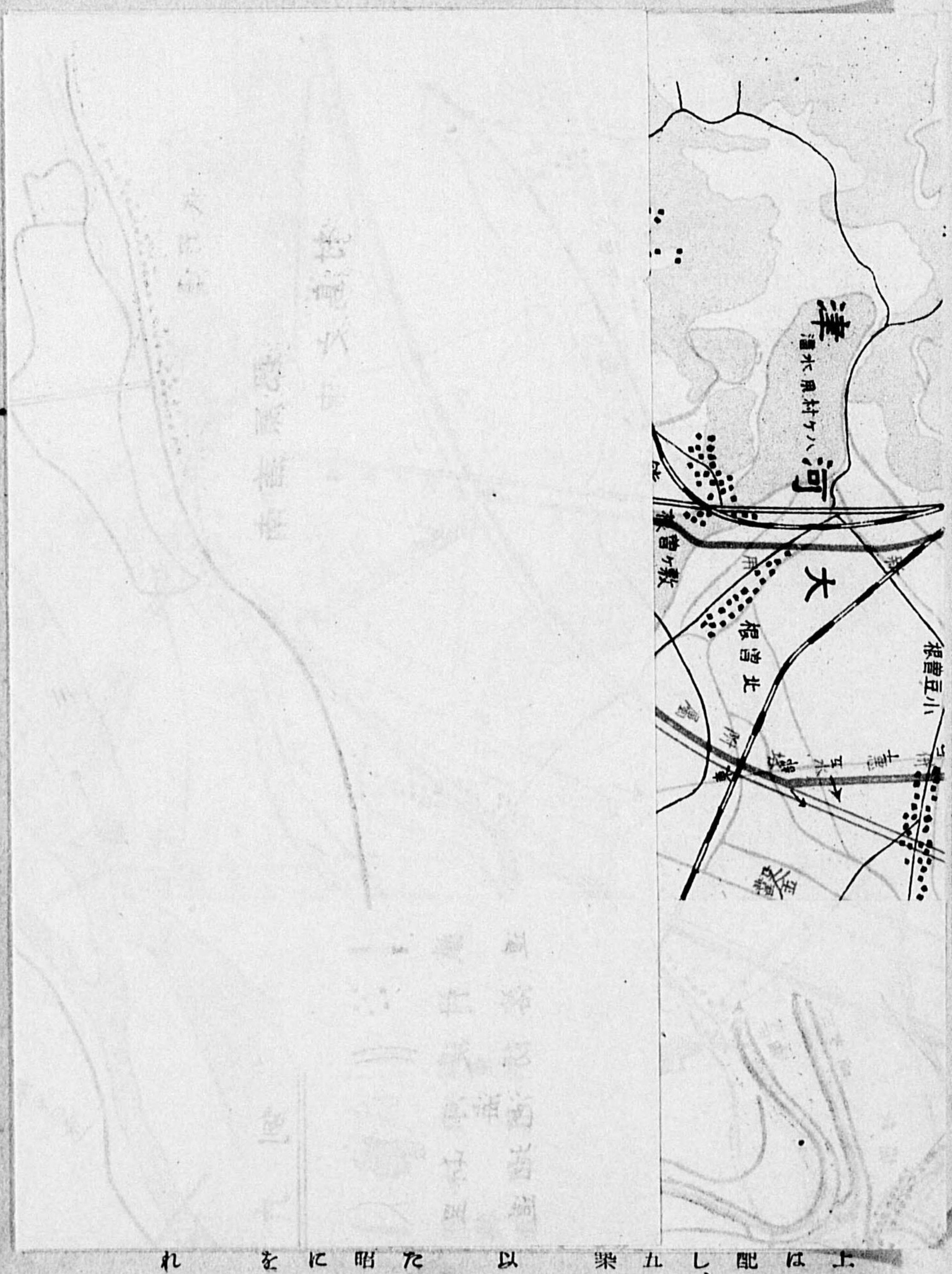
大河津分水工事は、曩に明治三十五年十二月の通常縣會に於て中止建議案可決されたが、治水派は委員を擧げて上京せしめ、政府當局及貴衆兩院に陳情した。當時政府は既に信濃川治水の解決方策は、分水工事に依るのほか策なしと爲し、帝國議會に向つて發案の用意中であつたが、時恰も日露戰爭中にて、國家の政治は軍事の一點に集注され、他を顧みるの餘裕はなかつたが、此間に於ても新潟土木出張所は、着々として分水大計畫の歩を進めてゐた。乃ちその大要は二十萬立方尺の高水量は全然掘削から日本海へ流し、以て破堤の厄を免れしめ、一定の水量を定め、正則に信濃川に流下し、灌溉舟楫に便し、新潟港口のためにも期圖するところあり、兼ねて大河津村以下の灌水排除を容易ならしめんとすることがその目的である。やがて戰爭も大捷をもつて平和を結んだので、茲に愈々實現を見るに至つた。工費は壹千參百萬圓、内新潟築港費參百萬圓、その餘は分水工事費である。即ち分水工事と新潟築港の二者を含めて、第二信濃川改良工事と呼び、明治四十年度から大正十三年度に至る、十五箇年の繼續事業として第二十一議會の協賛を経たので、四十年七月には新潟縣會は臨時會を召集して亦全會一致を以てその負擔額を議決した。

愈々明治四十二年七月五日、三島郡寺泊海岸字白岩に於て、待望の分水起工式は舉行されたのである。内務大臣

男爵平田東助その他朝野の貴紳多數の參列があり、盛大なる祝賀式が行はれた。期限十五箇年を十箇年に短縮し、之がために生ずる負擔の増額拾萬圓乃至拾五萬圓の負擔は、國家又は地方のいづれが負擔しても、決して重荷なりとは云ひ得ない。一箇年の遅延が時に或は國家に及ぼす損害の量り知る可らざるを思ふ時、工事期間は出來得る限り短縮すべしと爲し、明治四十三年二月には特に委員を上京せしめて要路へ嘆願した。偶々同年九月東海、關東、東北の諸縣は大洪水に襲はれ、本縣亦明治二十九年以後の大洪水で、大津津量水標は十四尺四寸を示し、浸水及洪水の損害は實に數百萬圓に上つた。期間短縮要望の聲は野に溢れた。同年十月、縣會は委員を上京せしめて、陳情運動を試み漸く二年箇の短縮を見るに至つたが、工事の途上、往々突發的の事故を生じ、之がために工事の遅延を見るに至つたことは、是非もない次第である。即ち大正三年三月六日には、開鑿渠の右岸山脚二十八萬坪が崩壊し、之が手戻し工事の爲め四十二萬六千坪の土量掘鑿を要し、更に再び大正八年一月十五日には土量十六萬坪の崩壊があつた。世俗之を呼んで妖怪^{ばけもの}丁場^{ぢやうば}と稱するところで、地^ち層^{そう}で有名な箇所であつたのである。加之、第一次世界大戰のため資材著しく暴騰し、既定豫算の千參百萬圓にては到底工事の竣功を見る能はず、更に千拾四萬千九百五圓^{内本縣負擔貳百五拾參萬六千圓}の追加豫算をなし、順調に進めば大正十年度に於て竣工すべき本工事も、種々なる支障のために漸く大正十四年度を以て竣功を見るに至つた。

こゝで分水路開鑿工事計畫概要を述べれば、信濃川の洪水量は明治二十九年の出水を以て、近年に於ける最大なものと假定し、その流量は大河津上流に於て實に二十萬立方尺、又低水量は從來の經驗によれば五千七百立方尺を

大津分水路概観



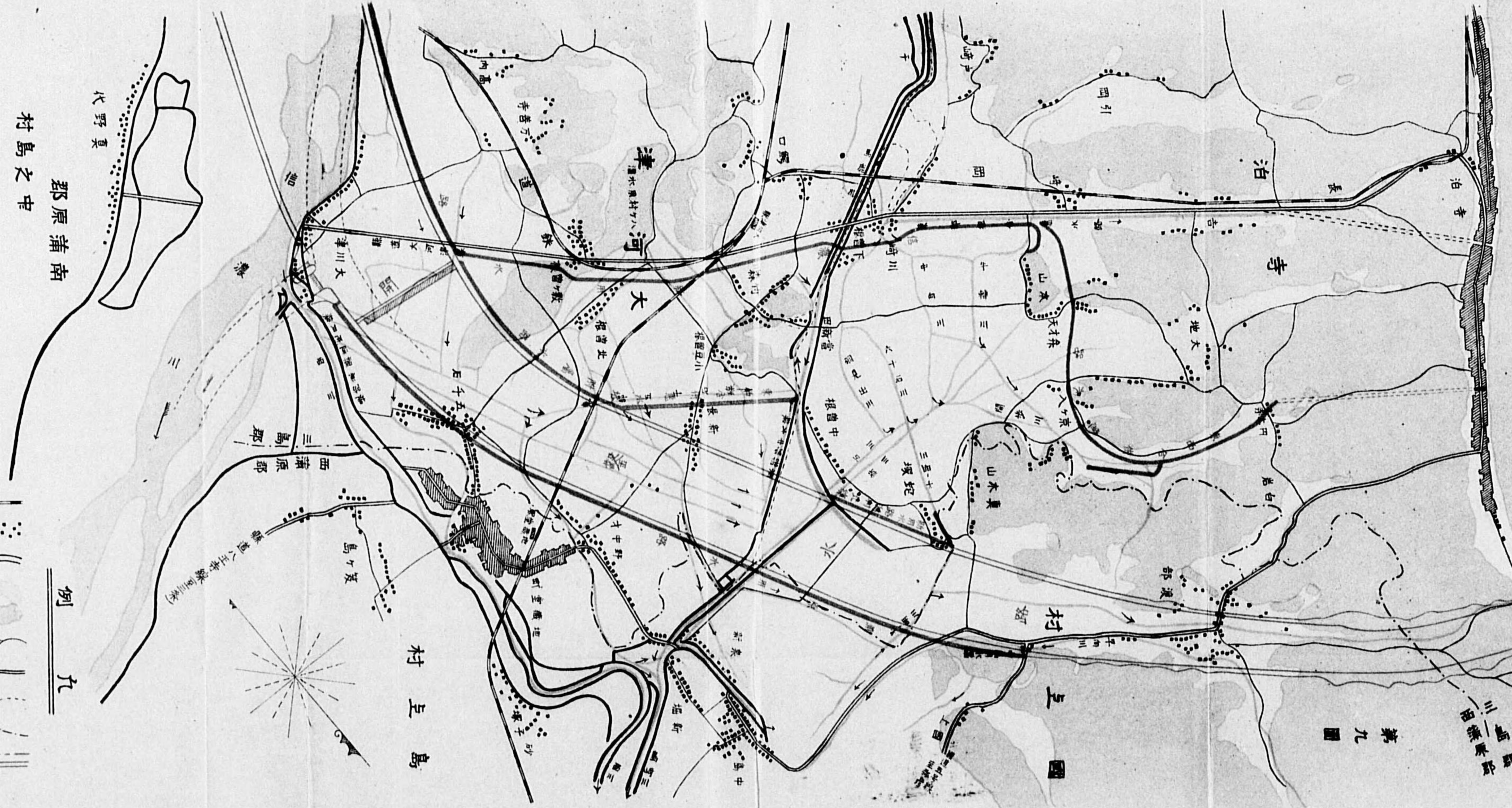
上は配し、渠五以昭たをにれ

男大野のためめり著しく發達し、既定豫算の千參百萬圓にては到底工事の竣功を見る能はず、更に千拾四萬千九百
 五圓 内本縣負擔貳百
 五拾參萬六千圓の追加豫算をなし、順調に進めば大正十年度に於て竣工すべし土木工事も、種々なる支障のため
 に漸く大正十四年度を以て竣功を見るに至つた。

近年に於ける最大な
 上れば五千七百立方尺を

信濃川改修工事
 大津分水
 第一分十四區二尺縮

第九圖



- 例
- 計畫線
 - 界那
 - 界那
 - 縣道
 - 里山
 - 地池
 - 堤防
 - 村落
 - 鐵道

那原蒲南
 村島之中

代野真



算し、分水路の計畫は、この高低兩水量を標準として樹立したものである。分水路全長二里二十町、之を地勢の上からは、三部に大別することが出来る。即ち大津基點から一里二十四町の間は平坦部で、須走海岸近く十四町は丘陵部で大掘鑿を要する部分である。平地部は川幅三百間乃至四百間、河身の部分は百間、深さ六尺に掘下げ勾配は二千分の一となし、中間高地部は川幅二百間、勾配七分の一、丘陵部は川幅百五十間、勾配五百分の一となし、かくて洪水時には、分水地點で約十九尺、海岸近くで二十三尺に達せしめ、この掘鑿土量の増坪を一割と見て、五百七萬八千坪、なほ平地部の掘鑿土量を以て馬踏八間、兩法二割、高さ洪水以上五尺、全延長八千三百五十間の築堤を行はんとするものである。

その他この工事の重要計畫中に、洗堰と堰堤とを設け洗堰によつて本川の水量を制限し、堰堤によつて平水量以上の過剰水を新水路から海面へ放流せしめ、低水位を維持することが目的とされてゐた。

自在堰は、最新科學の粹を集めて造られたので、その機能を十分に發揮しつゝあつたが、如何にせん晝夜を分たぬ急湍激流は、脚下の地盤を陥没低下せしめたので、終に自在堰を初め固定堰をも覆滅の悲運に陥らしめたのは昭和二年六月十四日の事である。この不幸が大津下流の村落に大いなる深憂であつたことは云ふまでもない。幸にも直に政府の手によつて復舊され、昭和六年四月可動堰の竣成通水を試み、同年六月二十日を以て、全くその工を竣へ、縣民はこゝにその培に安んずることを得るに至つた。

大津分水の竣功が、如何なる結果を本郷に招來したか次の分水竣成の前及び後に於ける米産の統計を一瞥すれ

ば、如何なる雄辯浩辭よりも適確に實證し得るのである。

大河津分水竣工前後に於ける農作物の成績統計

村名	自大正十四年十箇年間の統計													
	大正五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年
新飯田	四,二〇〇	四,四七〇	五,四〇七	五,四三三	五,七六六	五,〇三〇	五,五九〇	五,〇三三	五,〇三三	五,〇三三	五,〇三三	五,〇三三	五,〇三三	五,〇三三
須田	二,一〇〇	二,一八〇	二,一七五	二,一五八	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇
庄瀬	三,三三三	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一	三,三六一
白井	一,八二〇	二,一九四	二,三三九	二,五八〇	二,七〇〇	二,六六六	二,六六六	二,六六六	二,六六六	二,六六六	二,六六六	二,六六六	二,六六六	二,六六六
大郷	一,三九七	一,六四四	一,七六六	一,七四四	一,八〇六	一,六六六	一,六六六	一,六六六	一,六六六	一,六六六	一,六六六	一,六六六	一,六六六	一,六六六
鷲巻	一,七六六	二,〇二七	二,二七五	二,四四四	二,九六六	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五
根岸	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三

自昭和十年十箇年間の統計

村名	自昭和十年十箇年間の統計									
	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
新飯田	四,〇六六	五,八三六	五,六〇四	五,五五九	六,五三三	五,五七六	五,八八三	六,五三三	五,五二二	五,五三三
須田	一,七七五	一,九六〇	二,〇一八	二,〇三二	二,一九六	一九,三三三	二〇,一三三	二一,七三三	二五,三六六	一七,七三三
庄瀬	三,六三三	三,七三三	三,六三三	三,五三三	三,七三三	三,七三三	三,七三三	三,七三三	三,七三三	三,七三三
白井	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三
大郷	一,七三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三
計	一四,〇〇〇	一七,一三三	一四,一三三	一四,一三三	一四,一三三	一四,一三三	一四,一三三	一四,一三三	一四,一三三	一四,一三三
白根	一,八二〇	二,一九四	二,三三九	二,五八〇	二,七〇〇	二,六六六	二,六六六	二,六六六	二,六六六	二,六六六
小林	二,三三三	二,六六六	二,七六六	二,九六六	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五	三,〇七五
芙蓉根	一,三三三	一,六六六	一,七六六	一,八〇〇	一,九〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇

澁川 賀門	同村大字大郷	藤宮 三九郎	小林村大字藏主
石高 精一郎	同村大字赤澁	吉岡 政三郎	白根町大字白根
眞柄 友次郎	鷺巻村大字鷺ノ木		

佐藤 又市

舊新發田領蒲原郡中山村の名主で、大庄屋格苗字帯刀御免の家柄である。資産も亦豊かであつたが、慶應年間から分水事業に盡力し、私財を投じて同志を援助せしめたため、殆んど破産に瀕した。明治七年以後戸長となり、小區長となり、明治九年九月二十日病んで歿した。享年四十五。長子勝は其後家を擧げて北海道へ移住し、家道を回復されたとの噂もあるのである。積善の家に所謂餘慶あるに因るか。

田澤 與左衛門 後改 與一郎

舊新發田領蒲原郡古川村の名主である。其郷卑濕にして時々水害を被り、秋收なきを憂ひ、或は新道を築き或は菱潟村に用水樋門を新設して旱天に備へ、地方の産業開發のために盡瘁せしもの一二にして止まらない。夙に信濃川の水害には深く意を致し、曩には領主が信濃、中の口兩河の間に介在する笠巻川を埋め立て、新田を開拓せんとするに對し、大にその不可を論じ、先づ其幹流たる信濃川の根本的治水策を施すを以て急務なりとし、之がために、享保以來識者によつて唱導せらるゝ、三島郡大河津より須走に至るの間に開渠し、その水量を調節するを可すと説いた。

慶應元年領主の旨をうけて、江戸に上り、大河津分水の事を幕府に請願し、後佐藤又市、田中勘左衛門等の有志と謀り、富樫萬吉に頼つて屢々領主及び幕府に請願す。明治二年越後府の分水工事開始にあたり、用辨係を命ぜられ、諸般の事務に執掌す。在職中工事の速成を圖らんことを所期し、上京して運動大に力むるところがあつた。之が爲に土木寮出張官吏の忌諱に觸れ、譴責するところとなつたが意に介せず。八年三月不幸にして分水工事廢止となるや、白根町に信濃川治水會社を設け、只管治水の貫徹を期し、高橋健三、柏堆次郎、市島正内、須田勝十郎等と相謀り、私費をもつて屢々上京し、當路の有司に訴へ、十四年四月三十日郷内五反田に於て大破壊の事あるや、翌五月十一日高橋等と謀り、復興速成を期すると共に、上京して大河津疏鑿について政府に懇願せしも、未だその素志を達するに至らずして、十六年九月四日病を得て、空しく宿志を抱いて逝いた。享年六十一。斯くて十有九年の久しきに亙り、終始一貫大河津鑿渠の事に従ひ、死に瀕するも猶且之を口にし、一語も家事に及ばなかつたと云ふことである。

田澤 實入

田澤與左衛門の嫡子である。明治二年高岡永三が分水工事のために東西兩京の間を奔走するに従ひ、十二年中蒲原郡書記となつたが、三年にして職を辭し、十五年から父を助けて分水工事の請願に執掌した。十六年選ばれて縣會議員と爲り、信濃川治水及び新潟築港の事について、意見を主張し、或は縣會の委員に擧げられ、或は有志の總代となり、屢々上京して當路に陳情した。

後、信濃川治水會社を起し、自らその事を掌り、信濃川治水論、同續篇の二篇を著し、大に縣民の覺醒に努めた。十九年内務技師古市公威の計畫せし、信濃川堤防改築工事に賛成し、縣會に對し豫算の通過に盡すところ多く、その後、新潟縣會計課長となつたが、議合はずして職を辭して歸郷し、治水の運動に従事した。二十六年内務省に職を奉じ、第五區土木監督署^{廣島}に勤務し、河川調査の事に従ひ、更に岐阜縣第二課長に轉じ、二十八年には高知縣土木課長、二十九年には再び岐阜縣第二課長となつて三十三年に及び、同年出で、東京市土木部長、三十五年山梨縣土木課長、同年から四十年まで愛知縣土木課長を奉職し、其間に土木治水の事に研鑽を重ね蘊蓄を深うし、郷里のために分水の運動を怠るなく、四十年信濃川改修工事着手され、愈々その宿志たる大河津分水の實現すると共に、進んで内務省に入り、大河津分水の事業に従ふ。二十九、三十兩年に於ける大水害前後策の如き、縣下有志と提携して、分水工事の復活を唱導し、縱令身は縣外にあつても、一日として信濃川分水のことを忘れず。大正十一年秋、分水漸く成れりと聞き大に喜び、十二年春職を辭して郷里に歸る。田澤氏が分水の事業に身を捧ぐることに實に四十有餘年、氏の如きは一生を擧げて治水の事業に貢獻せし好箇の範たるものと謂ふ可きである。

田中 勘左衛門 後改 造

舊新發田領蒲原郡上諏訪村の名主である。慶應の初年から、佐藤又市、田澤與左衛門等と行動を共にし、大河津分水工事の成立に盡力す。家もと富裕なりしを以て、盛に資を投じて同志を援助し、大に家産を傾く。明治二年分水工事の開始さるゝや、用辨係に擧げられしも、病を獲て五年長逝す、時に年五十七。長男保亦力を治水に致し、

が、惜むべし同十五年亦病歿す。年僅に三十有五。

柏 堆次郎 同 溪次郎

舊新發田領蒲原郡下木山村の名主であつた。佐藤又市、田澤與左衛門等と共に治水の事に盡力し、明治二年大河津分水工事の着手さるゝや、用辨係を命ぜられ、同八年工事廢止に至るまで、孜々として其職に努む。十二年如何にもして分水を再興せんことを望み、長州人河野某、東京人某等と謀り、盡力するところがあつたが、志を達するに至らず。快々として歸京し、十六年三月病んで歿した。年六十。子溪次郎その志を繼ぎ、明治二十九年以後田澤實入、須藤時俊、須田勝十郎その他と共に、治水の事に盡力せしが三十五年病歿した。年五十二。

市島 謙之助 後改 謙 正 内

舊新發田藩領神屋村の名主である。佐藤又市、田澤與一郎等と大河津分水の事を謀り、京都に上りて相共に運動に従事した。明治四年頃より病を得て隠居し、幾何もなく歿した。正内は謙之助の養子であるが、十四年以來分水再興のために、高橋健三、須田勝十郎、田澤實入等と共に東奔西走したが、二十六年七月年六十一歳を以て不歸の人となつた。因に正内の宗家市島徳次郎は縣下第一の素封家、信濃川分水は自己一身のためにも利害關係の大なるところから、數々資を投じて正内等有志の行動を援助したといふことである。

須田 勝十郎

舊新發田領蒲原郡藏主村の人である。明治十二年から柏堆次郎等と共に、大河津分水工事再興について盡力す、

家富 なりしをもつて、私産を投じて、大に同志を援助し、頗る家産を傾く。四十二年分水工事起工式に臨み、大に満足の意を表したが、其後間もなく病を得て歿す。年七十九。

五 幣 次 郎 吉

舊新發田領赤澁村の農、今の中蒲原郡大郷村の人である。田澤與一郎に従ひて、分水工事再興の事に盡力したが、明治二十九年一月病歿した。享年五十三。

須 藤 時 俊

維新後白根町の名主となり、次いで戸長、小區長、郡書記となり、縣會議員、町長に選ばれ、明治二十九年以來田澤實入、柏溪次郎、西瀧爲藏、吉原義雄、萩野左門、小柳卯三郎等と共に大河津分水再興の事に力を盡し、四十年帝國議會の協賛を経るに至るまで、努力奔走すること十年一日の如し。七十五歳病んで歿した。

澁 川 仙右衛門 後改 賀 門

明治二年大河津分水工事の用辨係を命ぜらる。大郷村の舊名主であつた。

石 高 惣右衛門 後改 精 一郎

舊新發田領赤澁村の名主である。明治二年大河津分水工事の用辨係を命ぜられたが、二十六年病歿。年六十一。

山 田 半 三

舊新發田領蒲原郡白井村大字古川の酋頭役である。慶應年間から田澤與左衛門に従ひて治水に盡力した。明治十

二年以後、柏堆次郎を助け、又は田澤父子を援けて、信濃川治水會社設立のために斡旋盡力するところがあつた。

明治十九年信濃川堤防改築工事の起るまで、二十餘年の長きに亘り、盡瘁渝はることがなかつた。二十五年一月病歿。年五十八。

金 塚 藤 藏 長 井 長 藏

金塚、長井共に白井村大字古川の人、いづれも地價數千圓を有した資産家であつた。山田と共に田澤與左衛門の指圖をうけ、數年にわたつて分水起工について盡力した。

吉 田 久 平

舊新發田領蒲原郡小林村大字藏主の人である。田澤與左衛門、須田勝十郎等の指揮をうけて、明治十二年以來分水工事の復興に盡力した。四十二年大河津分水工事起工式に逢ひ、欣然として満足するところあり。歿年八十餘。

眞 柄 友 次 郎

舊新發田領蒲原郡鷺巻村大字鷺ノ木の太庄屋である。慶應元年幕吏菊名、依田下向後、大に治水の事に盡力するところがあつたが、不幸にして明治初年病歿した。

次は明治四十二年七月、寺泊大字白岩海岸に於ける信濃川分水起工式が舉行されたる式場に、亡友を偲んで懷舊の情をつとつた鷺尾氏の祭文であるが、惻々として胸を撃ち、滂沱として涙の止め得ないものがある。

祭亡友十六氏文

鷺尾政直

維明治四十二年七月五日、政直謹で亡友田澤與一郎、高橋健三、柏堆次郎、大矢益彦、佐藤又市、山際郡司、田中勘造、外山教四郎、吉澤原藏、笹川孫之丞、市島謙、澁川賀門、石高精一郎、田中新平、坂井吉洋、佐藤嘉右衛門諸君の靈を祭る。嗚呼曾て諸君が信濃川分水事業を計畫せらるゝや、治水の大策を定めて、人民の協同を謀り、山河を跋涉して請願に力を竭し、剛毅不撓、以て創業に盡瘁せらる。官その業を起すに及んでは、夙夜公務に勉勵し、一意献身以て此害を除かんことを期圖せられしに、明治八年に至り、料らずも慶業の否運に接す。嗚呼諸君無限の感如何ぞや、余諸君の後進に屬するを以て、感を同うすること亦深し。然れども天運自ら機あり、今日再び工を起すの盛舉に遇ふ。以て諸君の英靈を慰する所あらんか。余莫逆相交ること久し、指を屈すれば一夢四十年、諸君は既に隔世の人となり、余猶頼齡古稀に近く、尙餘喘を保つ、諸君をして今日在らしめば、手を揚げて此起し祝賀の筈に列せんに、今や乃ち亡し、嗚呼哀い哉、尙くば之を聴け

明治四十二年七月五日

と云ふのが鷺尾氏の切々哀々の情を籠めた祭文である。言簡にして粉飾を加へざるところに、痛恨かぎりなき餘韻がある。

以上は縣下全般の旗表者中から、本郷のみを抄出したものであるが、本郷を單位として大小の功勞者を拾ひ上げて見ると、その數は頗る多いのである。組合はその中から慎重なる銓衡を加へた。既に故人となつたもの田澤與

本組合銓衡の功勞者

一郎等六十八氏、生存者六氏とを得た。依つて大河津分水工事の完成近き大正十三年六月盛大な竣功祝賀式及追悼會を舉行し、功勞者の氏名を簿冊に記録し、永世の龜鑑として傳へることとした。即ち

功勞者

氏名

(○印大河津分水竣功式の表彰者)

村名	氏名	村名	氏名	村名	氏名	村名	氏名
白井村	○田澤與一郎	白根町	○田中良八	白根町	○須藤時俊	白根町	○田中保
白井村	○佐藤又市	白根町	市嶋剛治	小林村	○柏堆次郎	根岸村	○大矢益彦
小林村	○柏溪次郎	根岸村	大矢鞆男	白根町	○市嶋謙	小林村	○須田勝十郎
白根町	○市嶋正内	鷺卷村	堀川權衛門	白根町	市嶋毅一郎	大郷村	○五幣次郎吉
鷺卷村	○眞柄友次郎	芙蓉根村	小池新三郎	白根町	○田中勘造	根岸村	○澁谷建太
鷺卷村	眞柄十郎	須田村	西村季松	白根町	○吉岡政三郎	白根町	加藤千八
小林村	○藤宮三九郎	芙蓉根村	關根丹治	大郷村	○澁川賀門	白根町	吉川吉五郎
白井村	西鴻昌一	根岸村	武田寛平	須田村	渡邊貫之助	大郷村	齋藤雄八
須田村	渡邊嘉藤次	大郷村	澁川周太	新飯田村	齋藤源吾	白井村	長澤利門
新飯田村	大野金一郎	根岸村	古由剛太	庄瀬村	川又庄太郎	根岸村	古田彌太郎
庄瀬村	川又龍太郎	芙蓉根村	關根省吾	庄瀬村	田村精藏	白根町	加藤京平

大郷村	○石高精一郎	大郷村	石高久満太	庄瀬村	星 仙藏	白井村	西脇九之七
庄瀬村	長井 周	白井村	山田 龍作	根岸村	石田長太郎	小林村	富山俊次郎
鷺巻村	眞柄 庄吾	小林村	兒玉 溪太	白井村	○山田 半藏	新飯田村	大野文一郎
白井村	○長井 長藏	芙蓉根村	山際茂一郎	白井村	○金塚 藤藏	須田村	知野 藤雄
白井村	新井田太藏	白井村	古寺 静	鷺巻村	眞柄 喜一	新飯田村	小林幸太郎
根岸村	眞柄七男次郎	白根町	田村 仙藏	小林村	武田 享次	小林村	○吉田 久平
生 存 者							
新飯田村	横山 乙二	庄瀬村	酒井勇次郎	白井村	須田末次郎	白井村	原 喜平太
芙蓉根村	關根 熊彌	庄瀬村	富山富三郎				

緑蔭静かなる初夏の風薫る白根小学校内に齋壇を設け、端々しき桐葉の影揺るゝところ、海山の産物うつ高く、石崎齋主の奏する祝詞の聲もいとしめやかに、嚴かなる慰靈祭は舉行せられた。當日の主なる來賓は改修主任加藤重太郎を初め無慮數百名に及んだ。管理者中蒲原郡長相原瀧の奏上したる祭文は、

祭 文

維時大正十三年六月二十二日、信濃川分水工事竣功を告げ、追悼の典を擧げ、故人田澤與一郎氏等六十八氏の英靈に告ぐ。諸氏夙に信濃川治水の大業を念ひ、大河津分水を畫策し、挺身努力献替到らざる所なかりしと雖も、

時運未だ到らず、事毎に志と違ひ、大事成るに先だち、長恨を含みて逝けり。

抑も本郷は、信濃、中の口の兩川に圍繞せられ、漕漑運輸の惠澤頗る大なるものありと雖も、一朝霖雨の臻るあれば、洪水氾濫して沿岸危険に迫り、防禦の術人力を以て如何とす可からざるものあり、而して一度堤防缺潰するときは、濁流滔々郷内忽ち泥海と化し、住民その居を失ひ、産を流し、人畜を傷ひ、其慘狀言ふに忍びざるものあり。試に明治元年以降二十九年に渉る本郷内洪水の災厄を擧ぐれば、明治元年大郷、山崎興野、下鹽俵新田、明治十二年鶴の森、明治十三年鶴の森、明治十四年五反田、下鹽俵新田、鷺ノ木新田、明治十五年五反田、明治二十九年赤灘等十箇所の破堤を見、其損害實に數百萬圓を以て算すべし。更に往古を顧みるに隣域封を異にして水難相踵ぎ係争爲めに絶ゆることなく、郷民の疲弊困憊殆んど言語に絶せり。此秋に當り、諸氏は慨然として起ち、信濃川分水の計畫を樹て、或は當路に請を致し、或は神佛に祈願し、或は輿論を喚起する等奔走盡力到らざるなく、常に席暖まるの暇なかりき、嗚呼今にして諸氏當年の慘憺たる苦辛を偲べば、感激の熱涙轉た禁じ難きものあり。明治四十年機運漸く回り來りて、政府は分水の計を確立し、直轄して之れが工を起さるゝに至り、爾來十又八年の星霜と、二千數百萬圓の巨資とを費し、幾多の障害に遭遇したるに拘らず、功程着々として進み、遂に本年三月を以て功全く成り、大河津分水の壯觀は洵に吾等郷民の意を強く強くして餘りあるを覺ゆ。謹みて願ふに、事の今日あるは偏に諸氏が一身の安危を念はず、産を破り、家を捨て、一意事業の促進に努められたる聲賜にして、郷民今日の歡喜を贏ち得たる由來に想到すれば、感謝感激の念轉た禁する能はざるものあり。

惟ふに空前の大事業たる本工事の計畫實行は、我國技術の威を經とし、官民一致の努力を緯とし、遂に克く天然を征服したるものと謂ふ可く、將來本郷數千町歩の美田は、長へに漲溢湛水の害を免れ、郷民の幸福洵に窮りなからんとす、諸氏の志は歿後幾十年の今日に於て始めて達することを得たり、謂へらく諸氏をして今日あらしめんには、其の歡喜果して如何ぞや、今や幽明其處を異にすと雖も、其の遺烈は遠く百世を照し、眞に殉公の龜鑑たらずんばあらず、茲に組合會の議決に基き、清酌庶羞の奠を供へ、分水工事の竣功を告げ、併て追悼の誠を輸す。英靈尙くは來り響けよ。

大正十三年六月二十二日

白根郷普通水利組合管理者

中蒲原郡長 正七位 相原 溥

偽らざる直叙文ではあるが、惻々として心琴の糸緒に觸れるものゝあるのは、蓋し故人の遺徳の然らしめるところであらう。

第九章 耕地整理組合

第一節 沿革及び經過

本郷の耕地整理も、その起原を繹ねれば既に四十年の歲月を閲し來つてゐるのである。

抑々明治三十八年十月郷内の重立たる地主が會合して、治水策を凝議したことに始まつてゐる。協議は耕地整理を實施すべきであると、一同はその計畫を進めることに一決した。そこで地形の測量及調査を本縣知事に請願した。更に明治四十二年四月五日郷内町村長連署して耕地整理の基本調査をせられんことを尙又請願した。縣も亦之が請願を容れて慎重に調査を行はれたのであつた。

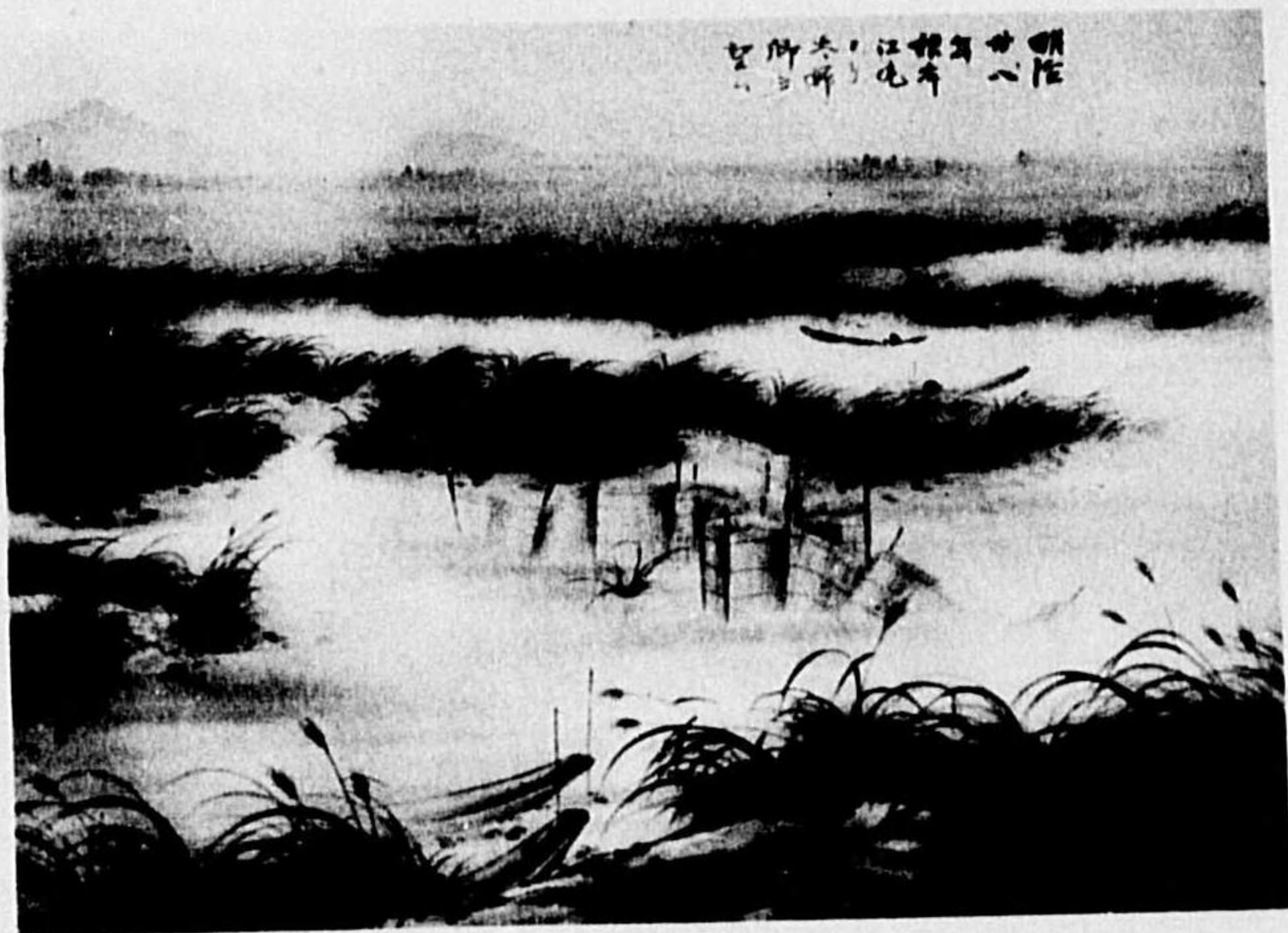
明治四十四年二月二十日中蒲原郡長は本組合新飯田村外十箇町 村普通水利組合に諮問され、組合會は治水計畫について既に十分の研究を進めつゝあつたことでもあり、輿論は耕地整理の必要を認識しつゝも、先以て第一次排水事業として實施すべきことを確定した。其後大河津分水工事の完成の曉は、水位に著しき變動を來し、用水の缺乏必至たるべきことが明瞭となるを以て、用水幹線を整備すべく同時に耕地整理の必要を切實に感じ、諸般の準備を着々進め來つたのであるが、偶々農林省に於て用排水幹線補助要項が制定公布されたので、暫く耕地整理組合の設立は見送りの

委となり、先以て用水及び排水の工事から縣營として實施されるに至つたわけである。

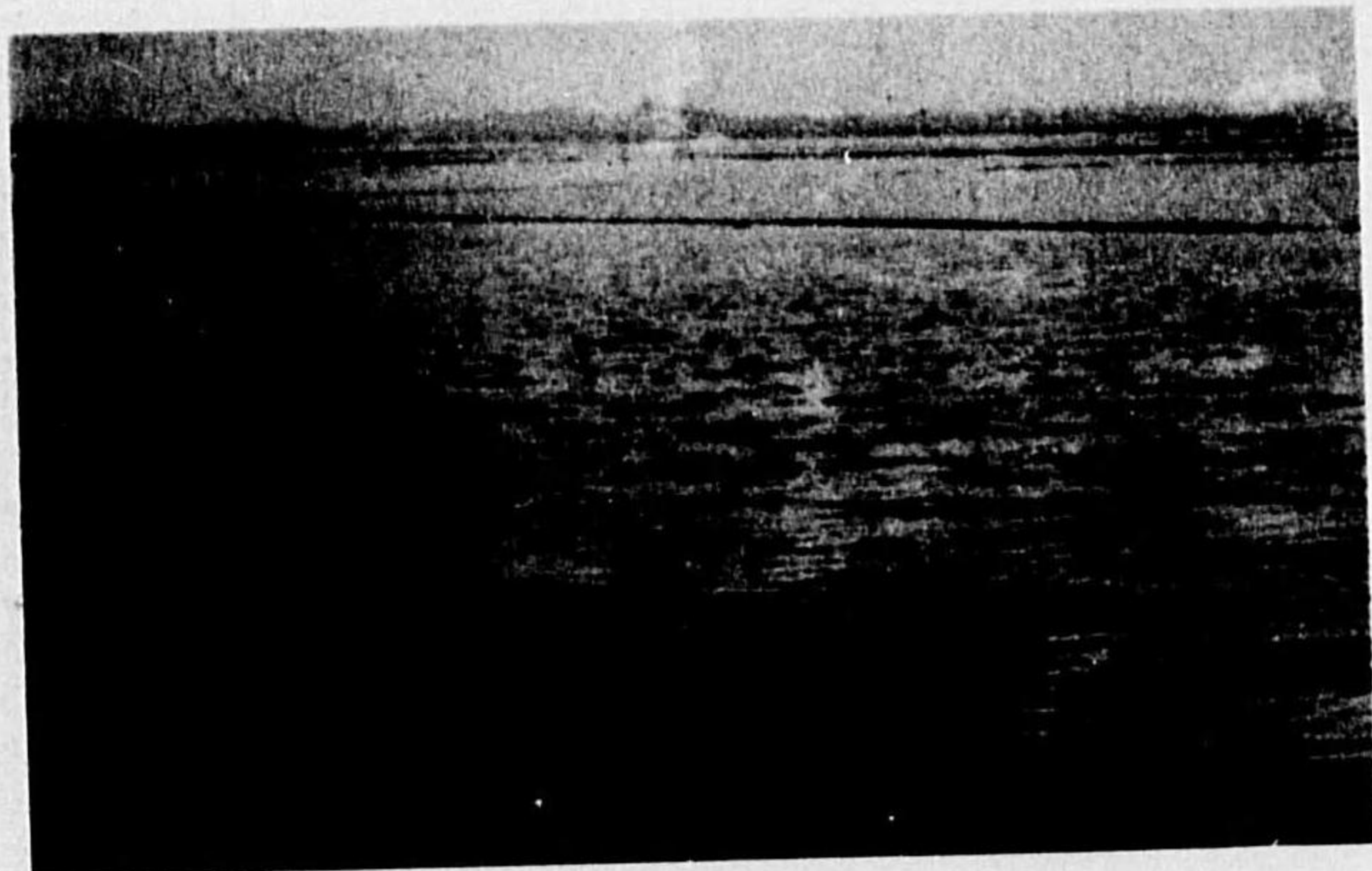
是より曩き、大郷村では、夙に耕地整理の必要を痛感し、既に縣に請うて測量設計を爲し、區劃整理實施の計畫にまで歩を運んだのであるが、本郷即ち舊十九大區郷の地主會即ち大地主の多數も之を希望しつゝあつたのであつたが、偶々大正十三年の頃から各所に頻發する小作問題に累され、土地改良に對する熱意を失ふに至つた。又小作の側でも耕地の餘歩が減少するなど、とかく消極的な意見を包有して反對を表明し、頑として動かぬものもあつたが、百方之に説諭を加へ、辛うじて之を納得せしめたが、さて今度は地主側が經費の多額支出を忌避して好感を持たぬ傾向が醸成され問題は荏苒遷延されるのみで、實現を見るには至らなかつたのである。

偕て用水は改良され、排水は改良され、縱令幹線の施設のみが完備されたとしても、耕地整理の斷行を見ぬ限り、耕地全體殊に細部分までが用排水の恩恵を受けると云ふわけではないから、この目前の現實は自ら多數をして不知不識深き注意を拂はしめるに至つたのである。本郷水利組合はこれを機會に或は大地主と懇談し、或は無理解者を説得し、あらゆる指導に力め、聽て郷民一般が認識を稍々深めつゝある折柄、茨會根村では單獨率先して、縣へ耕地整理の測量設計を依頼した。

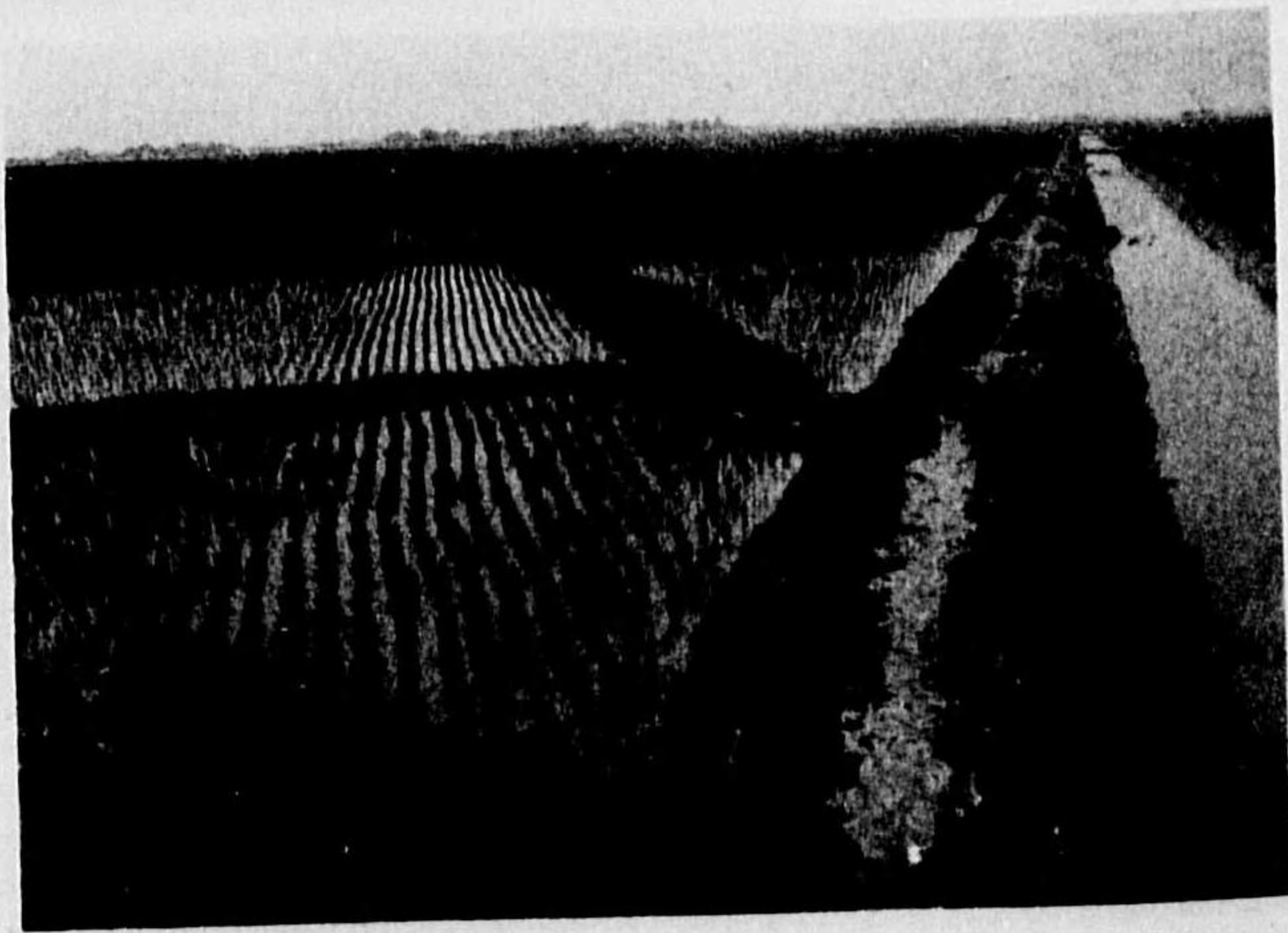
この茨會根村の單獨行為が、導火線ともなり如何ばかり郷内全部に一大衝動を及ぼしたかは、洵に想像以上のものがあつたのであるが、問題は直に移つて町村單位に組合を設置すべきか、或は郷全體を一丸として組合を設置すべきか、と論議されるに至つたのである。結局が新飯田村のみを除外し、全域に亘る大組合を組織し、總てが一大團



治水の策未完成前、雜魚や蘆菜を漁獲し生活の糧とせる頃の根岸郷蒲生地



自根郷下流耕地根岸郷沼場ノ
灌水状況



區劃井然たる白蓮郷耕地整理施行後
の美田

結の下に事業を遂行することが有益にして効果的なりとの断案に到達した。

斯くて當時の水利組合管理者中蒲原郡長から測量設計を本縣に出願し、技術者の派遣を請ひ、諸般の準備を整へ、郷内町村長を以て發企人と決定し、着々問題は具體化し、野澤吉太郎及び市島琢藏等よりは大地主に呼掛け、昭和三年二月二十四日水利組合事務所、主なる地主の會同を求め、本縣耕地整理課長山田平五郎、同技師天野忠延、同技手村川吉太郎等の臨席を得て、耕地整理事業の梗概と其の必要並に財務計畫の概要及負擔關係等について聴取し懇談を重ねたが當日は尙十分なる了解を得るの運びにまでは至らなかつたが、その後急速に機運の到来を見ることとなり、地主會側の要求として、

(一) 代表地主を以て顧問とする顧問制を設くること。

(二) 既成整理地の費用負擔の免除。

(三) 水利組合の舊償償還完済まで組合費を徴收せざること。

以上三條項の申出があつたが、いづれも妥當なる要求であるから之を容認することゝ爲し、同年九月十六日再び重なる地主の會同を催し、東山農事株式会社支店長を初め、出席者等は懇談を遂げ、相互の意見を取纏めたが、是に依つて地主側は雙手を擧げて賛同し、發企人としても無上の満足を得た。斯くして二十餘年に互る一大問題はここに圓滿なる解決を告げ躍進の曙光を見るに至つた。

耕地整理問題の決定を見るまでに町村長の心勞の容易ならぬものゝあつたことは勿論である。即ち當時の町村長

は、

白根町長 野澤 吉太郎 須田村長 知野 久太郎 庄瀬村長 内山 嘉一
 臼井村長 高野 雄平 大郷村長 中山 東吾 鷲巻村長 眞柄 昌之介
 根岸村長 小林 正二 小林村長 田中 信太郎 茨會根村長 關根 榮五郎

兎に角二百有餘萬の巨費を要する大事業が、多數の了解を得て、之を一舉に決行せんとするに至つたことは眞に稀有の美事であつて本郷のために最も祝慶措く能はざるものである。其の茲に至つたに就ては、勿論時運の大なる進展に依ることにもあるだらうが、又各町村長その他有識者の骨折の容易ならぬものゝあつたことは曩に述べた通りである。尙亦茲に他の忘れてはならぬ一事がある。それは本郷民に土地改良について學術上の智識を啓培するに與つて力あつた農商務省の施設に係はる耕地高等技術員講習會が本郷を研究の對象として行はれたことである。

明治三十九年八月六日から十四日までの九日間にわたり、本郷の地勢水利について、二十四名の講習員が、帝國大學農科大學教授當時はな兼農商務省技師上野英三郎の實地指導のもとに行はれた研究踏査である。講習員諸氏、又何れも斯界の權威で一世の指導者である。その氏名は

茨城縣 技師	農學士 小 幅 健 吉	佐賀縣 技師	農學士 古 賀 孝 久
耕地整理 課長	同 秦 靖 彰	農務課長 商工課長	同 豊 田 虎 次
群馬縣 農林試驗場 技師	同 大 場 信 續	岡山縣 農學校 教頭	同 河 北 一 郎
大學院 學生		新潟縣 農林學校 教諭	

耕地技術員講習會開か



正四位農學博士 上野英三郎

千葉縣技師 (農科大學專科卒業)	恒田嘉文	三重縣農事試験場技師 (農科大學專科卒業生)	宮崎義香
農科大學卒業	農學士 草野嶽男	農科大學卒業	農學士 佐賀龍夫
同、	同 間部彰	同	同 長田一郎
同	同 遠藤祥吉	同	同 藍澤誠一
元岩手縣農學校 教頭	同 原澄次	札幌農學士	竹尾義彦
札幌農學士	小椋科三	高知縣農林學校長	和田 惠
農科大學專科卒業	森 慶三	元福島縣農學校教諭 (農科大學專科卒業)	寺田六郎
元青森縣育産學校 教諭 (農科大學專科卒業)	模澤安三郎	農科大學實科卒業 (農科大學耕地整理授業補助)	松谷忠助
東京攻玉社工學校高等科卒業 農科大學耕地整理授業補助	山上三郎	農科大學耕地整理授業補助 上野英三郎助教附屬	齋藤安藏

一行踏査の経路は、八月六日新飯田附近の用水調査。同月七日須田村信濃川沿岸用水の調査。同月八日庄瀬用水の調査。同月九日庄瀬村菱瀬用水の調査。同月十日縣道小須戸線を経て、信濃川堤防に至り用水の調査。同月十一日白根附近用水の調査及過剰水路附近踏査。同月十二日西煉瓦水門上陸、三水門調査、小舟にて大通川を溯り、出來形水門上陸、高井道より白根へ歸泊。同月十三日古川より小舟にて作兵衛道を下り、常下江を溯り、三丁繼へ上陸、小須戸線より歸泊。同月十四日白根出發西線を陸行、防主橋を渡り、庄瀬裏に至り、東線を下り、鼠新田に出で、縣道小須戸線より歸泊。同月十五日十六日は専ら大郷村水利調査に従事したのであるが、之れが調査に方り、

各町村からは有志多数が熱心に案内の任に當り、詳細なる説明を試み、一行の研究に出来得る限りの便宜を計つたことは云ふまでもない。調査の結果は日を経て、上野氏の査閲を経て優秀篇六篇が選ばれ、管理者清水郡長は之を欵刷に附し「舊十九大區治水調査書」と題し、有志に頒つたが、抑もこの調査が本郷民に學術的に治水觀念を啓培し、扶植したかは改めて云ふまでもなく、耕地整理の大事業が一舉にして決するに至つたことの一因は慥に此處に存することを躊躇なく云ひ得るのであり、郷民が上野氏を徳とすることも所謂あることである。次は「舊十九大區治水調査書」に選ばれた優秀篇寄稿者であるが、茲には題名と研究者の氏名のみを挙げて内容を紹介するの餘裕はなす。

- | | |
|-------------------------|---------|
| 一、中蒲原郡舊十九大區水利改良設計案 | 河 北 一 郎 |
| 二、新潟縣中蒲原郡白根町外八箇村水利計畫調査書 | 恒 田 嘉 文 |
| 三、中蒲原郡舊十九大區治水改良計畫 | 草 野 嶽 男 |
| 四、舊十九大區水利設計 | 藍 澤 誠 一 |
| 五、中蒲原郡舊十九大區排水設計概要 | 竹 尾 義 彦 |
| 六、舊十九大區設計書 | 寺 田 六 郎 |

以上の如く多数専門家の研究意見を聚め得たのみならず、指導者上野英三郎は斯道では本邦第一の權威であり、その學識徳風が大なる奮起を與へたものである。次に上野氏の略歴を紹介する。

上野博士の略歴

上野博士は我邦農業大學の始祖であると同時に、農業土木學、土地改良學、耕地整理學、農業水利學、器具機械學の泰斗である。明治二十八年東京帝國大學農科を卒業し、直に農業土木と農具機械の改良を専攻する爲め、大學院に入學された。斯の如く耕地整理法發布の五年前から研究に著手された炯眼と、先見は實に敬服に値する。博士は明治三十三年農學部講師を囑託せられ、同三十五年農科大學助教授となり、四十年私費留學の許可を得て獨逸國に遊び、翌年農業土木研究のために、滿二箇年獨佛へ留學を命ぜられ、四十三年米國を経て歸朝せられた。翌四十四年教授に任ぜられて農業土木工座を擔任し、大正二年十二月農學博士の學位を授けられ、同八年より更に工業部土木工學科の授業を擔任し、爾來二十有六年學術の研究と之が應用並に後進の教導に心血を注がれた。進んで斯學に關する事業の發達と行政的施設の上にも、其功績偉大にして、我國農業史上特筆すべきものがある。又農商務省の外、内務省、朝鮮總督府等に於ても土地改良治水の事業及計畫に參畫して、爲すところ成功せざるはなかつた。博士は多年農商務省の囑託を受け、農學部に於て兼松義隆氏を助手として耕地整理の講習を行ひ、人物養成に力めた。其經費を移して大學に講座を増設せんとする案を畫策せられ、諸方面に斡旋せられた結果、漸く大正十四年従來の農業土木講座の代りに農業工學第 及第二の二講座の實現を見、之を基礎として、我農學部農學科の中に農業土木學專修、即ち實質上獨立の一學科を創設するに至りしは、全く博士の努力として斯學の爲感謝に堪へない。其等新設講座の陣容まだ整はざるに、同十四年五月二十二日腦溢血にて歿せらる。年五十五、特旨を以て正四位に叙せられた。餘事ながら東京澁谷驛頭に彼の名高き忠犬ハチ公は、もとは上野家飼育の賢犬であつたといふことで

組合設立事務に著手す

ある。耕地水地事業功勳録及新撰大人名辭典

昭和三年二月二十四日組合設立事務に關し、白根町長野澤吉太郎主催のもとに、白根郷内町村長、農會長、地主及び主なる地主等の協議會を開催し、縣からは耕地整理課長山田平五郎、技師天野忠延、技手村川吉太郎の出席あつたことは前にも述べたが、山田耕地整理課長は本郷耕地整理が有利にして、時宜に適したる緊急の事業たることを熱心に説明され、引續き意見を交換し、終に満場の賛同を得て愈々組合設立事務に著手することとなり、鋭意その進捗に努めた。

昭和四年二月十九日組合設立認可申請書を提出し、同年三月八日附、認可の指令があつた。

同年五月九日創立總會を開き、組合長に野澤吉太郎、副組合長に關根榮五郎、澁川周一外に評議員十八名を選任し、同年八月一日組合會議員四十名の選舉を行ひ、茲に組合は全く成立した。

爾後工事著手の準備を調べ、昭和六年六月二十五日設計書、規約並に地區變更の認可申請をなし、同年八月四日附を以て認可の指令があつた。茲に全地區を九區に區分して、區劃整理を施行する計畫を確定した。

因に、當初の設計は區を設けず、幹線道路工事のみ施行する耕地整理であつた。

昭和六年十月二十五日、白根小學校に於て地鎮祭を舉行し、同年十一月一日から第六區の工事に著手した。其他の區も昭和七年或は昭和八年から工事に著手したのであるが、各區組合員の熱心なる支持と、縣當局並に組合當事者の献身的努力とに依つて、事業は順調に進捗し、夙くも昭和十三年八月三十一日を以て完成を告げるに至つた。

地鎮祭

組合設立認可
創立總會、役員及組合會議員の選舉
設計その他認可

第六區外四區換地處分終了
竣功奉告祭及竣功式舉行

である。

換地處分其の他の完了事務も、縣の助成を得て、昭和九年九月一日から著手し、昭和十二年七月二十六日には、第六區換地處分の認可申請を爲し、同年八月十四日附をもつて認可の指令を得た。昭和十四年五月二十五日には、第四區換地處分に關する總會議を開催し、引續き第二區、第五區、第三區の換地處分を行ひ、現在は爾餘の四箇區の完了事務に主力を注ぎ、是又著々進行中である。

昭和十四年七月九日白根小學校に於て竣功奉告祭並に竣功式を舉行したが、多數の來賓の臨場もあり、多年の願望茲に全く達成し、歡喜溢るゝばかり場内に満ち、更に將來の躍進を誓ひ、尙且つこの歡喜を永遠に記念すべく記念事業基金壹萬圓の支出を決議し、事業主任村川吉太郎に對し感謝狀を贈呈し、多年の功勞に對し表彰を行ったのである。

第二節 耕地整理以前の耕地の状態

イ、灌 漑

縣管用水改良事業施行後の本地區灌漑用水は大部分中の口川筋新飯田樋管から取入れ（此水量百八十二箇）新飯田用水路、東用水路、西用水路、中用水路、庄瀬用水路（揚水機を有す）五反田用水路（揚水路を有す）等の幹線水路により、郷内全般に灌漑する組織を有し、此外地先樋管を利用して用水を取入るゝもの、中の口川に於て七箇所、

(内一箇所揚水機を有す)にして此取入水量約七十箇、信濃川筋に於て十箇所(内三箇所揚水機を有す)で、此取入水量約九十八箇を算し、水量豊富、水質も亦良好であるが、幹線水路の用水を各田區に引用する支溝及び小溝の配置が未だ不完全のため、部分的には灌漑の困難の個所がある。尙一般に水路は灌漑排水に兼用され、各田區は田越灌漑を行ふ等の不便があつて、縣營用水改良事業の効果を十分に發揮し得ない状態のもとにあつた。

ロ、排水

縣營排水改良事業施行後の白根郷の悪水は、二箇所の自然排水水門と四箇所の排水機に依つて、信濃川及び中の口川に排出するのであるが、下流部は全部が機械排水で、中流部は半ば機械排水、上流部は自然の排水に依る仕組で、排水機の完備と幹線水路の改修とによつて沿岸耕地に湛水を見るが如き跡は絶つたが、支溝、小溝の配置が不十分のため、幹線水路への集水容易ならざるものがあり、未だ排水不良地を残し、又水路の多くは、灌漑排水に兼用され、各田區は田越排水等を行ふ不便がある。尙一般に冬期の排水に關心を有せず、自然の儘に放任するが如き状態であるので、下流部の低地は冬期間一面湖水状を呈し、土地の利用上からも又營造物の保護上からも、尙頗る遺憾の點が多いことが痛感された。

ハ、交通運搬

本郷は古來湛水地として知られた程で、交通運搬には船を使用するの慣行であつた。然るに排水の好轉に伴ひ、船の使用は漸次困難となり、自動車、牛馬車、リヤカー、自轉車が使用されることとなり、隨つて之に適する道路

の必要を痛感するに至つたが、さて本地區の道路は縣道、町村道、耕作道共に、大概その幅員が狭小であり、有効に使用し得る幅員は、縣道にして九尺、町村道にして六尺、耕作道に至つては普通を三尺とするが如き状態で、交通運搬上の不便は實に少ならざるものがあつた。

ニ、區劃形状面積

區劃の形状は、不定形で一様でなく、其面積亦大小不同で耕作上の不便は云ふまでもなかつたのである。要するに舊習を永く墨守してゐたまでである。

第三節 工事施行の目的

本地區は前述の如く農耕地として大なる缺陷があり、農業經營上頗る遺憾の點を存してゐたので、明治三十二年三月二十二日公布の法律第八十二號に現はれた耕地整理法に依つて、土地に改良を加へ、理想的農耕地たらしめることがその目的で本來耕地整理と云ふ名は此時に於て初めて現はれた言葉で、上野英三郎博士の如きは、この法律の公布される數年以前から専心工夫を凝らし研究を續けてゐられたものである。該法律はその第一條に於て耕地整理の意義を説明してゐる。即ち

本法に於て耕地整理と稱するは、耕地の利用を増進する目的を以て、その所有者共同して、土地の交換若くは分合、區劃形状の變更、及道路畦畔若くは溝渠の變更廢置を行ふを云ふ。

耕地整理とは何か

とあるが如くに、その目的は、耕地の利用を増進し、耕地の面積を増加し、區劃を擴大し、形状を正しくし、耕耘を便にし、又水利の便を増し、運搬を便にするがために土地の交換分合、區劃形状の変更、道路畦畔若くは溝渠の変更をなし、農業經營を便ならしめるために、工事を施行するのが即ち耕地整理の目的であるのである。

第四節 工事の計畫要領

工事計畫要領

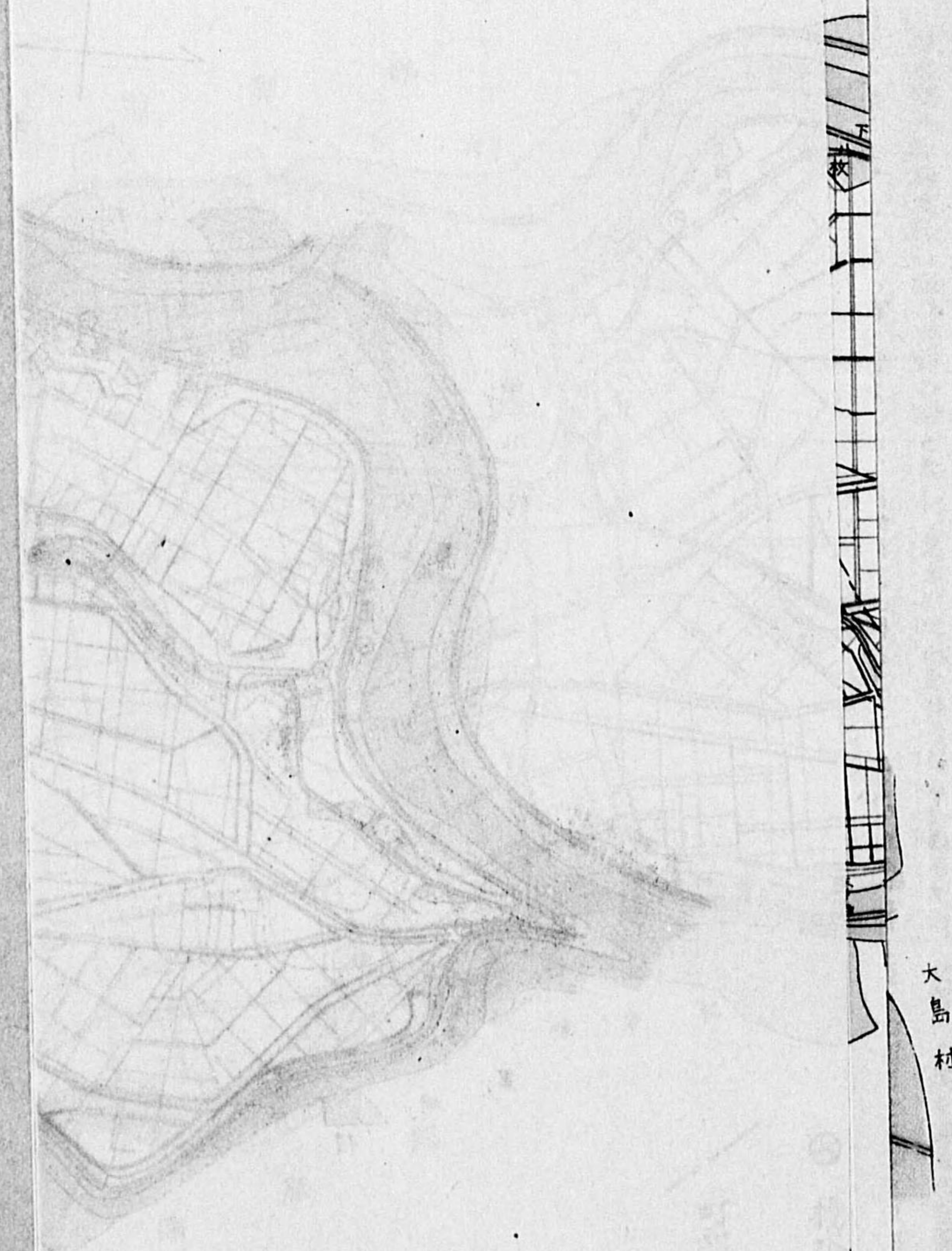
本組合の地區は水利系統、行政區劃等を考慮して九個に區分し、須田村を主體に第一區、茨會根村を主體に第二區、庄瀬村を主體に第三區、小林村を主體に第四區、白根町を主體に第五區、白井村を主體に第六區、大郷村を主體に第七區、鷲巻村を主體に第八區、根岸村を主體に第九區を設け、事務費と幹線道路費は共同負擔となし、その他の費用は各區の負擔として工事を施行した。今工事の計畫要領を示せば次の通りである。

イ、灌 漑

用水源及幹線水路は、概ね従前の通りとし、支溝、小溝を適當に配置して、各區劃の一邊には凡て灌漑小溝を沿はしめ、隨時灌漑し得る組織となし、尙用水路は排水に利用せざるを原則として計畫した。

單位用水量は 0.05 立方 m^3 /秒乃至 0.07 立方 m^3 /秒となし、水路の斷面は用水量に應じ「クツタド」氏の公式から算定した。

ロ、排 水



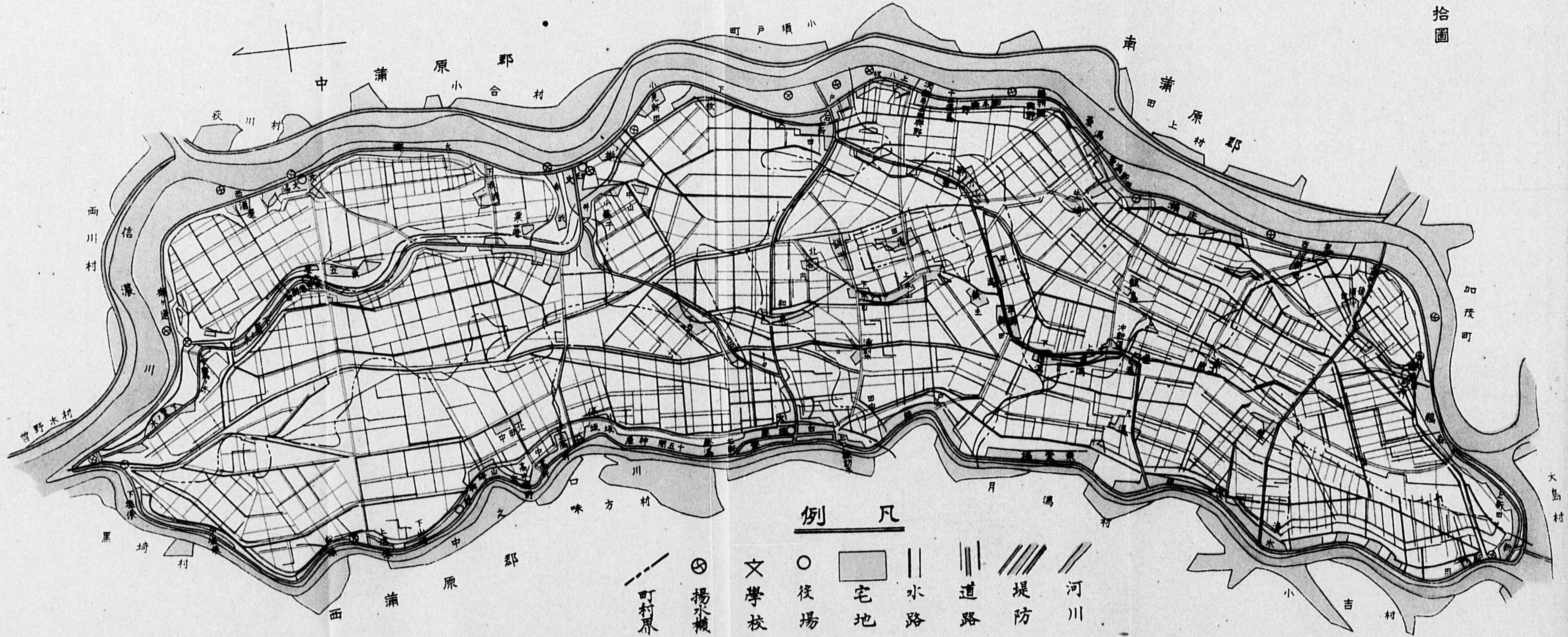
大島村

大島村

白根郷耕地整理地理圖

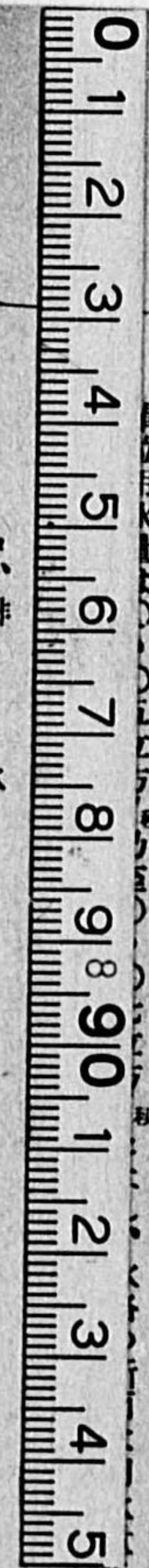
縮尺五萬分の一

第十圖



凡例

- ⊗ 揚水機
- 後場
- 宅地
- || 水路
- ||| 道路
- /// 堤防
- / 河川
- - - 町村界
- ⊗ 文學校



「應仁」クッタ「氏」の公式から

白根郷耕七



排水機及幹線水路は概ね従前の通となし、悪水の流出を容易ならしめるため、支溝、小溝を適宜に配置し、各區劃の一側には、凡て排小溝を沿はしめ、隨時排水し得ることとなし、尙排水路は灌漑に利用せざるを原則として計畫した。

單位排水量は、 0.18 立方尺^秒となし、水路の断面は排水量に應じ「クッター」氏の公式により決定した。尙整理後は、白根郷普通水利組合と協力して、冬期間と雖も湛水排除に努め、土地の利用、並に營造物保護上遺憾なきを期したのである。

ハ、交通運搬

交通運搬には、船を廢して、自動車、牛馬車、リヤカー等を用ふることとなし、道路は交通運搬量の多寡に應じ、幹線道路(有効幅員十五尺乃至二十一尺)準幹線道路(有効幅員九尺乃至十五尺)耕作本道(有効幅員七尺八寸乃至九尺)耕作道(有効幅員五尺四寸)等を適宜に配置し、部落と市場間の物資運搬には自動車と牛馬車を、部落と耕地間には牛馬車、リヤカーを利用するの計畫で、各區劃の一側には凡て道路を沿はしめることとした。

ニ、區劃

區劃は長邊三十間、短邊十間の長方形で、一反少を標準となし、短邊の一つは道路及灌小溝に、他の一側は排小溝に沿はせるやう計畫した。

整理前後の
土地面積比

第五節 整理施行前後に於ける土地面積の合計(實測面積)

區名	田	畑	其他	民有地計	國有地計	合計
第一區	四七,三〇五	三九,一九六	四,九九六	六七,三〇七	三九,五三三	六四,〇九六
第二區	四九,四三三	一〇,一五九	二,九一九	六四,四八九	一六,一五二	六四,一〇〇
第三區	七六,六三三	一八,七二〇	七,三三四	八六,六八九	三三,三〇五	六五,〇三九
第四區	七七,七四九	三三,〇〇〇	一,九六六	八〇,七一五	四,三〇〇	八五,〇一五
第五區	六七,六〇一	六,七二九	三,三〇一	七三,六三三	四,四四四	七三,一三七
第六區	四六,二六九	一六,三〇〇	三,一四五	六六,七二四	二六,八三〇	四九,〇三〇
第七區	四〇,三〇〇	一四,一三三	二,四二六	五六,八五六	四,四七〇	五九,〇〇〇
第八區	五〇,八六六	一七,一〇五	二,七〇八	七〇,六八〇	六,一三三	七七,〇〇〇
第九區	八七,六四九	七,五三二	一,三〇一	九六,四八二	六,八三七	一〇三,三一九
計	五,四八六,八二六	一,〇八八,一〇八	一三三,三二八	六,九七九,二六一	四,四七〇,三三三	八,七七九,〇〇〇

區名	田	畑	其他	民有地計	國有地計	合計
第一區	四七,三〇五	三九,一九六	四,九九六	六六,三〇七	三九,五三三	六四,〇九六
第二區	四九,四三三	一〇,一五九	二,九一九	六四,四八九	一六,一五二	六四,一〇〇
第三區	七六,六三三	一八,七二〇	七,三三四	八六,六八九	三三,三〇五	六五,〇三九
第四區	七七,七四九	三三,〇〇〇	一,九六六	八〇,七一五	四,三〇〇	八五,〇一五
第五區	六七,六〇一	六,七二九	三,三〇一	七三,六三三	四,四四四	七三,一三七
第六區	四六,二六九	一六,三〇〇	三,一四五	六六,七二四	二六,八三〇	四九,〇三〇
第七區	四〇,三〇〇	一四,一三三	二,四二六	五六,八五六	四,四七〇	五九,〇〇〇
第八區	五〇,八六六	一七,一〇五	二,七〇八	七〇,六八〇	六,一三三	七七,〇〇〇
第九區	八七,六四九	七,五三二	一,三〇一	九六,四八二	六,八三七	一〇三,三一九
計	五,四八六,八二六	一,〇八八,一〇八	一三三,三二八	六,九七九,二六一	四,四七〇,三三三	八,七七九,〇〇〇

備考 第四區、第六區は確定面積にして其他は豫定面積とす。

第六節 工事施行に依りて得べき利益

耕地整理に依る利益は、前已に述べたことであるが、第一には勞力を節約し得ることである。我國耕地の現状はその形状頗る不規則で、加ふるに區劃は甚だ狭少である。故に此の如き不規則にして小區劃なる地に於て、畜力を使用し、大農具を使用せんとするも、得て望む可らずである。耕地整理を適當に行へば、畜力の利用容易に精巧の器具を使用するに便で、勞力上の節約は大である。第二に地積増加の利益がある。迂曲せる道路溝渠を改め畦畔の數を減ずるを以て、所謂増歩を生ずる譯であり、國家の上よりも將又個人の上より見るも大なる利益である。第三水利の便如何は、稲作に關係するところ大なるは敢て言ふを要しない。耕地整理は灌溉排水の便を得しめ、旱魃の害を免れしめ、又水腐より救ふの大なる利益がある。第四に耕地と農家との間に、常に人畜の交通、肥料收穫物の運搬の要がある。その便否は農業經營上に少なからぬ利害關係を有するものであるが、耕地整理は耕地に適當なる大さの道路が、必要に應じて適正に配置されるからは又農業經營上に大なる利益がある。第五に生産力に於ける利益で、收量を増加し、生産物の品位を先進するの効があり、即ち本郷の耕地整理後の状況について調査した所によれば、産米の増收約一萬二千四百石、勞力の節約六萬三千人に達し、年々の純收益に於て約拾壹萬八千圓、土地價格に於て約參百參拾七萬八千圓の増加を示してゐる。

工事施行の利益

整理に要したる費用

第七節 整理に要したる費用

整理に要したる費用豫算は貳百九萬七千貳百四拾四圓餘でその内譯は次の如くである。

負擔區分	事務費	工事費	補償費	豫備費	計
共通	三三,000.00	一七〇,八四八.00	八,九四四.00	一九,四三三.00	二三二,二二五.00
第一區	—	三三,〇〇〇.00	元,100.00	二,000.00	一六四,一四九.00
第二區	—	二八,三三三.00	三,150.00	三,000.00	一三三,八二六.00
第三區	—	一七,六五五.00	三,六五〇.00	二,000.00	三三,九〇〇.00
第四區	—	一三,三七一.00	元,六〇〇.00	二,五〇〇.00	二四,四七八.00
第五區	—	三三,六〇二.00	三,100.00	三,000.00	一六,九七〇.00
第六區	—	七,四四六.00	一四,〇〇〇.00	二,000.00	九,九七六.00
第七區	—	一三,三二二.00	三,150.00	三,000.00	一六,九七二.00
第八區	—	一八,五五七.00	三,100.00	三,000.00	二四,七五七.00
第九區	—	一六,七五五.00	一六,100.00	三,000.00	一七,八五五.00
計	三三,000.00	一,四四七,〇七〇.00	三三,九四四.00	四四,〇三三.00	一,五二〇,〇四七.00

第八節、事業及事業費年度割

事業及事業費年度割	年 度	事業 費	事 業		其 他 の 事 務
			幹線道路工事	區畫整理其他工事	
昭和三年度		一、五二〇・一五	—	—	工事着手準備事務
同 四年度		一五、〇六四・一〇	—	—	同
同 五年度		一、七三六・〇〇	—	—	同
同 六年度		三、五七二・二	—	三、五七二・二	同
同 七年度		三、三七一・三	三、三〇六・一	六四〇・〇	第五區 著手昭和一三、四
同 八年度		三、七六九・四	一、二八九	一、三三〇・三	同 第三區 完了昭和一五、七
同 九年度		五、五三〇・六	四、九四二・二	一、七〇〇・三	同 第六區完了事務着手同 一〇、四
同 十年度		三、六三二・元	七、七〇九	一、四九六・八	第六區完了事務完了同 一二、七
同 十一年度		七、七〇四・四	七、七〇八	三〇〇・三	第六區完了事務終了
同 十二年度		一、〇五五・五	—	一三二・元	第四區完了事務着手同 一二、四
同 十三年度		一、八七三・〇	—	五五四・六	第二、第五區完了事務着手昭和一四、四
計		117,024,118.10	110,116.8	6,776.58	第四區完了事務終了 完了同 一四、五 其他の區の完了事務終了 目下第九區に主力を注ぎ著々進行中である

備考 本表中昭和十三年度以降の工事施行地積は區劃整理を施行せず部分的に道路、水路の工事を施行する部落沿ひの土地或は既整理地を包含するものとす。

第九節 光榮にかゝやく我が郷土

本治水史も、郷土の沿革の概要から説き起し、封建時代の各藩が互に反撥し合つたとまでは行かなくとも、少くも協心戮力の精神に大に乏かつた時代の治水政策やら、明治十三年鷲ノ木新田外五十八箇村聯合水利土功會の結成によつて初めて一郷團結の端緒を見出し、今日の白根郷普通水利組合に到るまで、一糞又一糞築き上げたる九仞の功績については、決して坦々たる途のみを進み來つたものではなく、史の裏面に秘められた幾多の悲話哀話も存するのである。大正十五年に於ける洪水に依る紛争問題なども勿論その一に數へらる可きものである。

縣營用水改良の工事進捗し、用水を通水するや、郷民は雀躍してその惠澤を謳歌し合つたのであるが、工事全く完成せず、加ふるに餘水排除に對する準備未だ整はざるに、偶々大正十五年七月十八日以來の豪雨にて(七月十八日より二十二日迄連續降雨量一四八、五耗七月二十八日より八月三日迄連續降雨量二五九、五耗)用水路は忽にして悪水路と化し、從來の排水系統に大異變を來したので、郷内各所に争擾が起り、互に他郷他村の悪水を避けんとして、或は假堰し、或は江丸を防禦上置する一方、上流にては流下を遮られて悪水の吐口を失ひ、排除の途を求めんとするものとの對抗となり、稍々もすれば流血の慘事をも惹起せんすの形勢に迫つた。又是れを機會に年來の排水問題を一舉に解決

洪水に依る紛争問題

せんと、衆を頼んで組合當局を脅迫するなど、容易ならざる事態となり本郷の傳統的平和をも一舉にして紊されん状態に立到つたので録上白根警察署長及署員總出動の警戒となり、調停斡旋の勞を圖られた。豪雨熄んで減水と共に事態は收拾したるが、爾後善後策に就て鳩首協議を重ね検討が加へられたのである。

同年七月二十八日の雨量は栃尾二〇〇耗森町一〇九、五耗の驚異的なに豪雨は尙何時霽上るべくも見えず刈谷田川及五十嵐川は未曾有の大洪水となり、破壊又破壊、南蒲原郡地方は濁流滔々として耕地に氾濫し、青田は俄かに變じて泥海と化する慘狀を呈し、従つて信濃川の増水が甚だしく、大河津分水竣成以來の最高記録を作つたのである。之れが水防に要した費用に就て、同年十月一日追加豫算の議決を求めたが、急水防禦人夫四千四百五十餘人、空俵一萬千二百餘俵、杭木、繩、藁其他四千四百餘圓である。本郷に於ては是れが第二次排水改良を速進せしめる動因となつたのである。同年十二月十日組合會に排水計畫に關する件を附議し、先づ以て急速に用水幹線の餘水吐及び用水調節の工事を起すこととなつたのであるが、昭和二年度に於ける起債額七萬七千六百圓の財源を以てする豫算額八萬圓の事業が即ちそれである。

一難に逢ふことに郷民の一致結束は益々鞏固を加へ、かくして今日の善美なる怡樂境にまで作り上げ農事の模範村として縣下屈指の一に數へられ、畏くも閑院宮若宮殿下御成りの光榮に浴し、又後藤、山崎兩農相が駕を拄けて親しく視察踏査せられるまでに至つたことを郷民一同が深く深く心に銘記せねばならぬ。茲に閑院宮若宮殿下御台臨の御模様及び兩農相視察の模様を簡叙し、我が郷土の光榮として永久に記念し置くこととする。

第二次排水
改良速進の
因となる

(一) 閑院宮春仁王殿下御台臨

昭和十六年五月三十日、閑院宮春仁王殿下には、總力戰研究所の見學旅行を御利用遊ばされ、戦時下地方事情御視察の有難き恩召を以て、陸軍大學教官の御資格を以て、研究所長陸軍中將飯村稔、主事海軍少將岡新以下所員研究生四十四名を従はせられ、午後二時三十分新潟驛へ御到着あらせられた。

春仁王殿下には陸軍中佐の御軍裝、いとも凛々しく當日は直に縣廳に入らせられ土居知事、前田農事試験場長から縣下の米穀事情を具に御聴取遊ばされ、それより新潟港、日石新潟製油所等を御視察あらせ給ふた。

翌三十一日午前九時三十分と云ふに、夙くも御宿舎篠田旅館出で立たせ給ひ、御車は一路春風を切つて根岸村へ御到達遊ばされた。此處に先づ管理者野澤吉太郎、常設委員相澤成治、大野榮、高野雄平、事業主任沼口宮四郎及郷民多數が御奉迎申上ぐる中を御車は徐々と中の口川筋を進み、殿下には根岸排水場に御台臨あらせられ、同村一帯の挿秧後未だ瑞々しき青田の光景やら排水機の機能やらを御覽あらせたまひ、根岸村長小林正二の御説明を熱心に御聴取あらせられ、同村松橋國民學校に御著御、根岸村の事業及社會事業の施設について御説明申上ぐるを御聴取あらせられ西照寺本堂に開設中の同村共同保育所に御成り、次いで共同炊事所については時局柄内部に迄、御巨細にわたり御視察遊ばされたには、只管恐懼感激に堪へぬところである。

更に同村上鹽俵地先根岸承水溝附近にて、こゝにも挿秧の穂波が、やがて來らん稔りの秋を見せて、春風わたる蒲原大平野の茫漠たる田園風景をいとも快心のおもゝちにて御覽あらせられ、わけて根岸村の耕地約九百町歩が全

く現代科學の偉力によつて、水禍から救ひ上げられ、水底から斯くも浮び上つたにも等しいことの御説明には、畏くも御熱心に御聴取遊ばされたことには、雷々恐懼のほかはなかつた。それより殿下には一同の御奉送裡に日本石油新津鑛業所馬寄油田へと御向はせられた。

殿下の水利施設御台覽は洵に恐懼に堪へぬことながら永久に記念すべき本郷の光榮である。根岸村民は勿論否郷民全體が、一段と水利の達成に専念し、増産報國の強固なる決意を新にし、殿下のいとも有難き思召に應ひ奉る可きである。

(一) 農林大臣後藤文夫閣下の視察

收穫時の米の越後を視察し、併せて更生運動の熱を吹き込まんが爲、昭和八年十月三十日來縣した。後藤農林大臣は午前五時十五分長岡著。秘書官及び石川本縣内務部長以下係官を案内役として沿道の古志、南蒲原兩郡下の救農工事の實情を自動車上より視察し、南蒲原郡葛巻村小學校に於て同村經濟更生計畫の内容、産業組合の事情、農會の活動狀況、教育社會施設の一般を聴取しそれより見附、今町、中之島を通過、大津津村に至り分水施設に關し説明をきき、彌彦村に至り彌彦神社に參拜し、農民のために心からなる祈願を籠め、彌彦村役場の更生委員會に臨む。次いで午後二時再び車上の人となり白根町に至り水利組合事務所を訪はる。小森耕地課長、村川技師及組合當局より排水事業の内容を聴取さる。

更に町當局の請ひを容れ白根國民學校に於て、第二の國民たる兒童に對し懇篤なる訓示を與へられた。少年達は

無上の悦を以てこの貴賓の談話を傾聴した。閣下は急遽信濃川堤防を北へ下り沿岸の排水工事を視察、殊に大鷲排水機については親しく實地踏査する處があつた。

それより一氣に新潟へ車を驅つて山の下國立倉庫にて米穀の大勢を聴取し、又新潟港内施設の全貌を一瞥し豫定の視察を終り縣廳に至り千葉知事以下全廳員に訓示を垂れ、經濟更生委員會に臨まれたのであつた。

當時世情は一般に疲弊のどん底に在つたので、農村政策としては減反問題など宜しく研究論議され、米穀對策としては糶貯藏の獎勵、米の最低公定價格の設定などがあり、農村更生運動は政府の獎勵指導の施設と農村自體から湧き上る自發的更生の熱意と相俟つて實行貫徹に大童であり、農村救済の爲に救事業を盛んに起され又産業組合の活動目覺ましいものがあり、反産運動さへ全國的に起つて居た際のことである。

(二) 農林大臣山崎達之輔閣下の視察

凶作の打撃を撥ねかへし、勇躍更生の途を進みつゝある縣下農村にいやが上に活力を吹込むべく、山崎農相は小平經濟更生部長、井野蠶糸局長、保利秘書官其他隨員を従へて昭和十年五月十九日來縣。宮脇知事、松崎經濟部長、熊野學務部長等の案内で、三島郡日越村に赴き親しく經濟更生計畫一般、産組活動の全貌、更生運動の成績等を聴取した後村當局の勞苦を稱揚し、今後共に融和一致理想實現に當らねたい旨を訓示し、一路古志、南蒲原、中蒲原の耕地を瞥見しつゝ午前十時半中の口川の西岸から船で對岸に渡渉し、白根郷排水改良工事によつて完成した中部排水機現場を親しく踏査し相澤縣會議員、村川技師其他から詳細なる説明を聴取し、七千町歩の水腐田を郷民の協

力一致に依る不撓の精神が、終に稀に見るの美田化したる實情を褒め、直ちに長驅して新潟縣廳に向はれたが斯く短い時間の視察ではあつたが、農相の胸には何かある大いなるものを感じられたものゝ如くあつた。

第一〇節 事業施行當時の關係官吏並に組合役職員、

評議員、組合會議員、帝國耕地協會被表彰者

縣 當局

本縣耕地課

課 長 山田 平五郎

本縣耕地課

課 長 小森谷 光三

同

同 坂部 重造

同 地方農林主事 富樫 幸次郎

地方農林技師 天野 忠延

同 村川 吉太郎

組合役職員

組合長

野澤 吉太郎

組合副長

關根 榮五郎

組合副長

澁川 周一

顧問

市島 德厚

田卷 堅太郎

伊藤 文吉

東山農事株式會社

評議員

第一期

關根 小一郎

山際 廣司

市島 琢藏

相澤 成治

橋本 建吾

小林 正二

眞柄 國作

阿部 吉次

外川 助二

鈴木 民明

五十嵐 孫市

松澤 光次

川 又 貞次郎

眞保 寅三郎

樋口 富次郎

一四方 大吉

谷川 喜惣太

古寺 悌二郎

第二期

關根 小一郎

山際 廣司

市島 琢藏

相澤 成治

橋本 建吾

小林 正二

眞柄 國作

佐藤 辰三郎

外川 助二

鈴木 民明

高野 雄平

田澤 虎一

川 又 貞次郎

眞保 寅三郎

西方 大吉

萱森 敬太郎

田中 信太郎

丸山 熊吉

谷川喜惣太(補缺)

阿部恒作(補缺)

第三期

關根 小一郎

山際 廣司

市島 琢藏

相澤 成治

橋本 建吾

小林 正二

眞柄 國作

佐藤 辰三郎

外川 助二

鈴木 民明

高野 雄平

阿部 恒作

川 又 貞次郎

眞柄 寅三郎

西方 大吉

萱森 敬太郎

谷川 喜惣太

田中 吉平

小池 文藏(補缺)

組合會議員

第一期

野澤 榮二郎	坂上 定七	關根 繁藏	清水 幸吉	田澤 虎一
阿部 恒作	高野 雄平	星野九郎左衛門	眞保 直二郎	丸山 熊吉
兒玉 賢一	金子 惣平	吉田 寅治	山田 勘才門	關根 榮五郎
中村 清一郎	關根 平平	渡邊 定七	小林 辰次	萱森 敬太郎
間 傳三郎	田村 十藏	内山 健次郎	矢部 卷一	坪川 寅吉
吉岡 此助	浦野 彌三郎	星野 美與一	池浦 權次	古田 幸三郎
小林 小市郎	田村 清太郎	齋藤 德平	羽貝 助藏	佐藤 辰三郎
丸山 清吾	高橋 龜治	小柳 吉三郎	渡邊 傳作	中山 東吾
第二期				
野澤 榮二郎	伊藤 金作	坂上 定七	田村 三四郎	星野九郎左衛門
松澤 民衛	阿部 恒作	川村 佐吉	眞保 直二郎	小島 秀作
谷川 喜惣太	金子 惣平	關根 榮五郎	小池 左右吉	竹山 保太郎
間 傳三郎	小池 軍平	川又 憲治	河内 龍三郎	眞保 寅三郎
川又 平三郎	布川 健吉	田村 十藏	星野 美與一	五十嵐 忠作
内藤 作次	高橋 勇	池浦 權次	羽貝 助藏	小柳 仙藏

第三期

田村 清太郎	齋藤 德平	丸山 清吾	中山 東吾	小柳 吉三郎
渡邊 傳作	高橋 龜治			
第三期				
坂上 定七	伊藤 金作	野澤 影二郎	田村 三四郎	中野 幸次
松澤 民衛	五十嵐 孫市	星野九郎左衛門	細貝 貝吉	荻原 七平
小島 秀作	眞保 市太郎	關根 榮五郎	小池 左右吉	中村 清一郎
山田 勘才門	増井 保太郎	知野 佐三郎	高橋 幸平	間 傳三郎
坪川 幸作	田中 直一郎	津澤 關藏	川又 平三郎	河内 龍三郎
櫻井 儀三郎	鶴卷 孫一郎	池浦 權次	内藤 作次	五十嵐 忠作
高橋 勇	齋藤 德平	田村 清太郎	丸山 清吾	小柳 仙藏
羽貝 助藏	小柳 吉三郎	渡邊 傳作	坂井 照吉	本間 貞吉

組合職員

職員として前囑託村川吉太郎、前主任書記澁谷長二等によりて事務を掌理され尙現在書記、雇各十數名が萬般の事務の進捗に努力して居る。尙忘る可らざるは、曾て創業の當初に於て萬難を排して碎礪事に當り、今日の美果を結ぶに至つた功勞者として、囑託沼口宮四郎、同蛭子準平以下事務に精勵された書記、雇の多數があるのであるが、

組合としては茲に満腔の敬意と感謝を捧げて本章を結ばんとするに當り、只帝國耕地協會が特に功勞者として表彰した野澤吉太郎、田中信太郎兩氏の功績を徒に置辭を連ねて讃仰せんよりも寧ろ協會から附與された功績狀の全文そのまゝを掲げることが最も當を得たものであらう。即ちその全文は次の如くである。

新潟縣 野澤吉太郎

(中浦原郡白根町)

帝國耕地協會

夙に意を耕地事業に注ぎ白根郷十ヶ町村に亙る七千町歩の耕地は連年旱水害を蒙るの状況にあるを憂へ之が改良を志し大正十三年度より五ヶ年繼續の用水改良昭和三年度より五ヶ年繼續の排水改良の兩縣營事業を起すこととなり之に對し地元寄附團體たる白根郷普通水利組合の管理者地元町長として克く其の進捗を援け更に之に併行して同組合の事業をも施行せり昭和二年縣營用水事業完成に近づき排水事業の實施せらるゝに至るや更に同地方の道水路區劃整備を爲し農業經營の完全を期する爲關係者間を奔走して同四年六千八百町歩の白根郷耕地整理組合を設立し組合長に推され事業の進捗に努め遂に之を完成せり氏は又本縣耕地協會設立に盡力し設立以來評議員として斯業に貢献するところ尠からず其の功績顯著なり

新潟縣 野澤吉太郎事蹟

(中浦原郡白根郷普通水利組合)

中浦原郡白根郷普通水利組合は白根村外十箇村に亙りて其の面積六千八百町六反歩に及び悪水排除の目的を以て組織せらる由來本郷は縣下第一の湛水地にして最高の耕地盤にても海面上十八尺二寸最低一尺八寸である而して

信濃川の平均水位は八箇年平均五尺四寸に上るを以て本地は爲に二年又は三年に一度の收穫を得るに過ぎなかつた爰に野澤氏其の他有志は唯一の排水口なる中の口川の水位高きため湛水十數日に亙りて被害頗る大なるを患ひ之が改善に腐心すると雖機到らず偶々上野英三郎博士の指導を受けて基本調査に従事し或は帝國大學農學部の耕地整理第一期技術員講習の實地演習地に提供して改良計畫案の交付を受け明治三十九年五月排水機を設置して大郷方面の排水を改良し四十四年根岸郷四十五年白根郷及鷲卷郷の排水を完成したのである

當時の揚水機は渦卷唧筒の外樑木式と稱する大型の水車を蒸氣汽關にて回轉するものと二種あつた大郷郷三臺と白根郷の六臺は渦卷ポンプであつて他は凡て特許樑木式と稱する排水車である

今其の白根郷に於ける一例を示せば白根郷排水機 (一) 汽罐三臺ランカシヤ型長三十三呎十吋徑七呎二吋常用汽壓百十封度石炭消費量は揚程十尺のもの一晝夜三萬九千八百斤揚程五尺のもの一晝夜二萬一千斤 (二) 汽機三臺聯成冷凝式高壓汽管徑十四吋二分の一低壓汽管徑二十六吋衡程十八吋一分間回轉數百六十回指示馬力七百二十 (三) 揚水機「セントリヒュガルポンプ」六臺徑三十吋一秒時排水量二百一立方尺五分揚程十尺排水管三本各一本長百一十一尺徑四十三吋 (四) 煙突一個長八十八尺徑五十九吋白根郷排水機 (一) 汽罐二臺ランカシヤ型長二十八呎五吋徑八呎最大汽壓百二十封度石炭消費量は揚程九尺のもの一晝夜二萬六千斤揚程四尺五寸のもの一晝夜一萬五千斤 (二) 汽機二臺聯成冷凝式高壓汽管徑十五吋低壓汽管徑三十吋衡程二十一吋一分時回轉數百二常用絶對首汽壓百二十封度指示馬力五百四十 (三) 排水車一臺特許樑木式全徑二十三呎胴徑十七呎八吋幅十四呎三吋一分間回轉數八回半水板板七枚

給水渠長二十四尺、一秒間排水量二百八十二立方尺、揚程九尺、煙突一個、長百尺、徑四呎二分の一である。他は之に準ずるものにして、合計唧筒九臺、水車三臺、其の他の工事費總額六十三萬圓を要した。工事施行後の結果は極めて良好にして、縣下に有名なる湛水地は、氏等の努力に依り一舉に救はれた。爾後縣に施設を請ふて一層確的なる改良計畫を遂行せりと雖、當時に於ける氏の卓見其の功勞洵に歿すべからざるものがある。

新潟縣 田中 信太郎 事蹟

(中蒲原郡小林村)

帝國 耕地 協會

夙に意を耕地の改良に注ぎ、縣下白根郷は古來湛水地にして農民の困憊視るに忍びざるものありしを以て氏は先輩諸氏と相謀り、明治四十年白根郷普通水利組合の事業として、悪水排除の大事業を遂行せり。其の後信濃川改修に依り旱害を被るに至りしを以て昭和三年用排水幹線改良事業として九千町歩に亘る用水改良工事に着手し、既に完成を告げ今や進んで排水の根本改良計畫を遂行しつゝ、あり氏は之と共に區域内の區劃整理を斷行して有終の美を收むべく、昭和四年白根郷耕地整理組合を設立し、目下工事の準備中に在り、其の耕地事業に對する功績顯著なり。

氏は明治三年に生る。(一) 主なる公職は小林村助役、村農會長、普通水利組合専任常設委員、小林村長。(二) 事業の主なる功績は白根郷は古來より湛水地なりしを明治四十年白根郷普通水利組合の事業として六ヶ所に排水機を設置して悪水を排除せしが、其の後信濃川改修に依り旱害を蒙るに至りたるに當り用排水幹線改良事業に依り五千七百町歩に亘り之が事業を起して昭和三年終了、其の效果顯著なり。次で排水の根本計畫を樹て既に第一期工事略完

了し、近く第二期工事に着手せんとす之と共に内部の區劃整理を行ふ爲に昭和四年五千七百餘町歩の白根郷耕地整理組合を設立して工事に着手成績優良なり。(三) 表彰の主なるものは昭和六年五月帝國耕地協會より表彰され銀杯一組を受く。

第十章

白根郷普通水利組合 收・支決算表及規約改正
満五十箇年間
の沿革・現行組合格約竝に常設委員
組合會議員一覽

(一) 收支決算表

自明治二十六年
至昭和十七年度

新飯田村外
十五箇町村 普通水利組合歳出及歳入決算

明治二十六年
年度

明治二十六年度

歳入出總計表

一金一〇、四三三 ^圓 ・三 ^厘	歳入總額
一金二、四七三 ^圓 ・五八 ^厘	歳出總額
差引金九〇、三〇 ^圓 ・三 ^厘	不足額

但二十八年に於て補填す

歳入

一、組合費

10,433^圓・3^厘

附記 明治二十六年五月中評決に依る賦課徴收法に依り、同年四月一日現在地價に依り等級を設け賦課せり、豫算に比し金六厘剩算過。

第十章 收支決算表

第十章 收支決算表

明治二十七年 歲出

一、管理費	三九、四三
二、會議費	四四、一三〇
三、事業費	二、一六、〇〇〇
四、總代會費	三、三、七五
五、附屬員事務費	三、五、二四
六、大通川始諸水路浚 深工事踏査委員費	一四、八〇〇

明治二十七年

明治二十七年 歲入

歲入出總計表

一、金四、三九、八五三	歲入總額	四、〇三、九三
一、金四、一五、〇〇八	歲入	一、〇九、一六七
一、金四、二五、〇〇八	歲出總額	四、一五、〇〇八

同年度統計表

一、管理費	一〇、三〇〇
二、會議費	三、〇七〇

五五四

七、殘務整理費 一六、〇〇〇

八、附屬員慰勞金 三〇、〇〇〇

九、前年度不足補充費 一六、〇〇八

一〇、負債償却費 七三、六三三

一一、一時借入金利息 六、三三〇

合計 二、四三、六八

一、組合費

地價割に據ること前同斷

二、補充費 一四、一六七

合計 四、一五、〇〇八

一、管理費 一〇、三〇〇

二、會議費 三、〇七〇

三、事業費

一、四、一〇〇六

四、大通川始諸水路
工事踏査費 一七、六五〇

五、事務所費 四四、一〇〇

六、事務所建築費 三、五、四六

七、前年度不足補充費 一、〇九、五四八

八、一時借入金利息 九、七、二〇〇

九、豫備費 一

合計 四、一五、〇〇八

二十七年度追加豫算

一、水門伏設水利調査費

九、六、八〇五

明治二十八年度

明治二十八年度

歲入出決算總計表

歲入

一、組合費 五、四〇、二五四

地價割

五、四〇、二五四

地價割

三、借入金利息

合計 九六、八五

一、組合費 (借入金) 一五、〇〇〇

差引拾八圓七拾九錢五厘剩餘金は本年度第一歲入
出決算不足補充に充つ

同年度追加

歲入

一、組合費 (地價割拾圓二十八
年収入より補充) 一〇、〇〇〇

歲出

一、附屬員慰勞金 一〇、〇〇〇

歲出

一、管理費 一三〇、六三五

二、會議費 一五、〇三〇

五五五

第十章 收支決算表

第十章 收支決算表

三、事業費	二、三〇・四一
四、大通川始諸水路工事踏査費	二七・四三
五、事務所費	四三・〇六
六、江丸並江其他踏査委員費	一七・九〇
七、諸稅、負擔	〇・四〇
八、前年度不足補充費	一、一〇・九七
九、一時借入金利息	二七・八四
一〇、豫備金	三七・三五
合計	四、九六・八九
同追加	
歲入	
一、組合費	七五・〇六
地價割	
歲出	
一、事業費	七五・〇六
第二追加	

五五六

歲入	
一、組合費	四、八七・三八
地價割	
歲出	
一、水門伏替費	四、六四・一九
二、一時借入金利息	△一四・八七
△借入	
總計	四、六四・一九
差引剩餘金	三五・二〇
第三追加	
歲入	
一、組合費	八七・六〇
地價割	
歲出	
一、水害豫防組合補助費	七〇・七五
二、委員旅費	六・四〇
三、一時借入金	—
四、豫備費	—

明治二十九年度

計	七六・七五
第四追加	
歲入	
一、組合費	四〇・〇〇
地價割	
歲出	
一、水害豫防組合補助費	四七・七〇
二、訴訟費	三四・三五
三、豫備費	六・〇〇
計	四七・八〇
明治二十九年度	
歲入	
一、前年度繰越金	七〇・二五
二、組合費	七、五六・〇五
地價割	
計	七、八八・三〇

第十章 收支決算表

計	六七・八三
第五追加	
歲入	
一、組合費	二四九・五六
地價割	
歲出	
一、水害豫防組合補助費	八九・三四
二、前年度不足補充費	一一〇・三七
三、慰勞金	三〇・〇〇
計	二四九・五九
一、管理費	一五四・四九
二、事務所費	四六九・八三
三、委員費	一五〇・五八
四、會議費	二九二・三五
五、事業費	五、三六五・八六

五五七

第十章 收支決算表

六、水門保護費	五三・五五
七、事務所用納屋建築費	三三・九三
八、諸江丸臨時防禦費	五五・五七
九、諸稅負擔	〇・三〇
一〇、前年度不足補充費	一四九・五六
一一、一時借入金利息	三九・八七
一二、雜支出	二八・二四
一三、豫防費	△二八・二四 △ハ赤字
計	七〇三・二二
第一追加	
歲入	
一、翌年度より補充	八四・五六 _原
二、公債	三二五・六五
計	三、七二・八一
歲出	

一、事務所費	三五〇・八六 _原
二、常設委員旅費	一四・九〇
三、事業費	四、三三・七五
四、水害豫防組合補助費	三六八・〇〇
五、一時借入金利息	三五・七五
六、豫備費	△二〇〇・〇〇 △ハ赤字
計	五、三三・二九
第二追加	
一、翌年度より補充	一、二四・八七 _原
二、公債	一、八四・七五
計	三、〇九・六二
歲出	
一、事業費	九四四・九九 _原
二、公債利息	—
三、雜支出	一〇・〇〇

五五八

明治三十年

四、豫備金	△一〇〇・〇〇 △ハ赤字
歲入	
一、前年度繰越金	一、五四・四三 _原
二、組合費	四、四七・四五 地價割
三、雜收入	五、六・七三
計	六、五三・五九
歲出	
一、管理費	一、〇〇・四九 _原
二、會議費	五、四七・五八
三、事業費	七、一〇・〇〇
四、水門保護費	五、四・六三
五、諸江丸臨時防禦費	五、六・〇三
六、諸稅負擔	—
七、水利組合補助費	一、五〇・〇〇

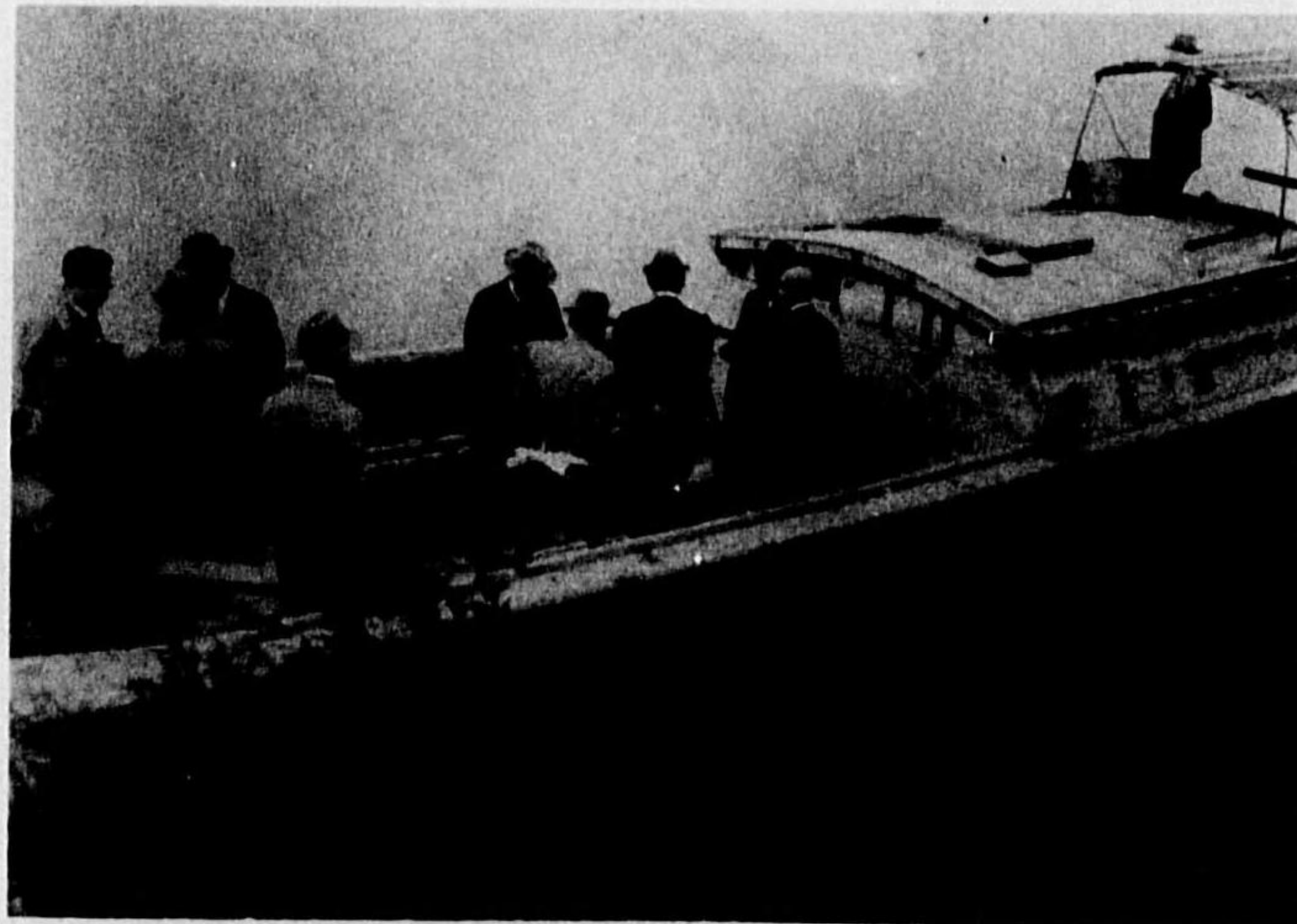
計	六、五三・五九
第一追加	
歲入	
一、組合費	三、五・三六 _原 地價割
歲出	
一、事業費	三、五・三六 _原
第二追加	
歲入	
一、組合費	一、九六・八六 _原
二、公債	七、八六・七五

第十章 收支決算表

五五九



後藤農林大臣閣下親しく排水改良事業を視察せられ
 縣冠た設るにいつて揚るさる



美田と化し實情を褒揚るさる排水改良事業を視察せしめ山崎農相は川ノ口船渡しつ

第十章 收支決算表

計	九、七九三・六五五
歳出	
一、管理費	五〇二・三三三 ^円
二、事業費	八三二・四九九
三、借入金利子	一、二六三・三〇〇
四、豫備費	△四八〇・〇〇〇 △ハ赤字
計	九、九六〇・〇八二
第三追加	
歳入	
一、組合費	二、二四四・六四〇 ^円 地價割
二、公債	一三、三三三・三〇五 勸業銀行 ヨリ借入
計	一五、七七七・九四五
歳出	
一、管理費	一、一三三・四七七 ^円
二、煉瓦水門新設費	一四、六四四・三五一

計	五六〇
借入金利子	四三三・九一一
豫備費	△四〇〇・〇〇〇 △ハ赤字
計	一、六一八・八〇〇
第四追加	
歳入	
一、組合費	二、三六七・七五 ^円 地價割
二、公債	五、八〇〇・〇〇〇 勸業銀行 ヨリ借入
計	五、九六七・七五
歳出	
一、事業費	五、一三三・一九一 ^円
二、雑支	二、八〇九・九三
三、公債利子	△一三三・〇〇〇 △ハ赤字
計	五、四〇一・一三六
第五追加	
歳入	

第十章 收支決算表

明治三十二年	
三、水門測量費	131.000
四、雜支出	16.210
計	
一、組合費	2,279.733
二、繰越金	18,933
三、雜收入	5,746
計	2,304.412
第一追加	
一、組合費	1,059.944
計	
一、管理費	1,300
二、諸江丸臨時防禦費	87.811
三、復舊費	39.334
計	1,427.085
五、豫備費	2,083.633
計	
七、公債費	5,811.633
八、雜支出	13.888
九、豫備費	△300.000
計	5,925.521
第一追加	
一、組合費	1,059.944
計	
一、管理費	1,300
二、諸江丸臨時防禦費	87.811
三、復舊費	39.334
計	1,427.085
五、豫備費	△26,130
計	△26,130
△△赤字	

五六二

明治三十三年

第十章 收支決算表

明治三十三年	
四、一時借入金利息	6.000
計	
第一追加	
一、組合費	850.000
計	
一、測量費	850.000
第三追加	
一、組合費	1,519.641
二、雜收入	68,354
計	1,587.995
一、組合費	3,944.000
計	
一、管理費	4,477.775
二、事業費	3,380.811
三、測量製圖費	435.933
四、借入金利息	531.839
五、豫備費	△50,000
計	4,745.928
一、組合費	3,944.000
計	
一、管理費	1,777.844
二、會議費	340.082
三、事業費	5,143.891
計	5,63
△△赤字	

五六三

第十章 收支豫算決算表

明治三十五年

明治三十五年度

科目	歳出合計		歳入	
	豫算額	決算額	豫算額	決算額
組合費	一八、四六〇・〇九	一八、四六〇・〇九	二〇、〇〇〇	一三、〇六三
雑収入	二〇、〇〇〇	—	—	—
繰越金	一〇〇、〇〇〇	—	—	—
公債費	二六、三三六・五七	二六、三三六・五七	—	—
歳入合計	四七、〇四四・六四九	四六、四八八・五三	—	—
管理費	三、二〇〇・九〇	三、九四四・三四	—	—
會議費	五九六・六〇	五九四・七五	—	—
事業費	三六、〇六二・四九	三二、四〇〇・三〇	—	—
水門及江丸保護費	九〇・五〇〇	六六・五〇〇	—	—
諸稅負擔	四五〇	四五〇	—	—

明治三十六年度

明治三十六年度

科目	歳出合計		歳入	
	豫算額	決算額	豫算額	決算額
公債費	六三三・六九〇	六三三・七四〇	—	—
臨時防禦費	—	七六七・五九三	—	—
雑支出	—	九一・六〇〇	—	—
豫備費	一、九〇〇・〇〇〇	—	—	—
歳出合計	四七、〇四四・六四九	三〇〇、〇八一	—	—
組合費	三、一七〇・九〇〇	三、二六八・八六	—	—
雑収入	一、三六四・八四	一、七三三・九〇	—	—
繰越金	二、七〇〇・二七	三、九七六・六〇	—	—
歳入合計	三三、三三三・八三三	六、八三〇・五二六	—	—
管理費	二、七九五・七〇	二、八三五・四五七	—	—
會議費	七九三・一〇〇	四三三・二六三	—	—

第十章 收支豫算決算表

第十章 收支豫算決算表

明治三十七年度		明治三十七年度		明治三十七年度	
科	目	收	入	豫算額	決算額
事業費				10,630.11	9,650.50
水門及江丸保護費				90.50	87.40
補助費				1,000.00	1,000.00
公債費				8,750.70	8,750.70
前年度不足補充費				487.75	550.47
雜支				—	14.63
豫備費				500.00	—
歲出合計				35,330.83	37,770.99
科	目	收	入	豫算額	決算額
組合費				3,060.38	3,060.38
雜收入				3,000.00	90.77
繰越金				3,350.53	3,850.37
歲入合計				14,467.63	15,961.52

増減附記

明治三十八年度

第十章 收支豫算決算表

明治三十八年度		明治三十八年度		明治三十八年度	
科	目	收	入	豫算額	決算額
管理費				1,370.50	1,100.34
會議費				450.60	420.88
事業費				3,890.84	3,250.37
水門及江丸保護費				88.50	88.04
補助費				300.00	300.00
公債費				8,150.70	8,150.70
雜支				—	57.87
豫備費				1,000.00	—
歲出合計				14,446.73	13,179.25
科	目	收	入	豫算額	決算額
組合費				1,780.76	1,780.93
雜收入				1,600.00	750.46

根岸水利組合補助

増減附記

第十章 收支豫算決算表

明治四十年

科 目	收 入		出 入		附 記
	豫算額	決算額	出	入	
沿革誌編纂費	—	—	—	—	
歲出合計	四,五六一四	四,七三六〇			
組 合 費	二〇,五三二五	二〇,五三二五			△一,六九三
雜 收 入	三六,〇〇〇	四九,二九二			一六四,二九二
繰 越 金	七〇〇,〇〇〇	一,三七三,八九五			六三三,八九五
歲入合計	三,〇八二,九五五	二,九七七,七八八			八三六,四三三
管 理 費	一,五〇,七〇〇	一,五五,六三三			四三,九三三
會 議 費	四四,六〇〇	三三,一七三			△一〇,四二八
事 業 費	三,三六二,七六六	二,八五一,六六一			△五,一〇,一〇四
水門及江丸保護費	九四,八六〇	一四,七四五			四七,八八五
水門伏替費	八四,四〇〇	八七,九五三			三,一五三

明治四十一年

科 目	收 入		出 入		附 記
	豫算額	決算額	出	入	
水門撤却費	四四,六〇〇	四六,二〇〇			△一四,五〇〇
補 助 費	三,九五,六六九	四,〇八,〇五五			三,四〇六
公 債 費	九,五九,六九〇	九,三九,六九〇			△三〇,九〇〇
沿革誌編纂費	五〇,〇〇〇	七,〇〇〇			三,〇〇〇
治水調査費	三六,〇〇〇	三五,三九〇			一五,三九〇
豫 備 費	三〇〇,〇〇〇	朱四,九八〇			—
歲出合計	二,〇八二,九五五	一〇,二四,一五〇			△八七,二四五
組 合 費	四,〇一,五三一	四,〇〇,七五〇			△三,九一
雜 收 入	八,〇〇〇	二二,八七三			四,八七三
繰 越 金	一,五〇〇,〇〇〇	一,六四三,六六六			一三三,六六六
歲入合計	一五,五九九五一	一五,六四〇,〇三三			一四,五三〇

第十章 收支豫算決算表

第十章 收支豫算決算表

科目	明治四十二年		附記
	豫算額	決算額	
管理費	一,三三六.〇〇〇	一,〇九九.七六八	△三三六.〇三三
會議費	五八〇.一〇〇	三三三.五二〇	△二四六.五八〇
事業費	四,〇〇六.八一	三,六三六.七三六	△三六九.〇七五
水門及江丸保護費	六.五〇〇	六.六〇〇	△一〇〇
補助費	四,〇四三.〇〇〇	四,〇四三.八五八	△八一〇
公債年賦償還金	四,〇〇一.五〇〇	四,〇〇一.五〇〇	—
豫備費	三〇〇.〇〇〇	朱四一.八三〇	△一〇〇.〇〇〇
寄附金	一,〇〇〇.〇〇〇	一,〇〇〇.〇〇〇	—
歲出合計	一五,五五九.五二一	一四,〇〇六.八三三	△一,五五二.六八八
收入	豫算額	決算額	増減
組合費	一四,三三三.七四四	一四,三三三.九三〇	△一九六.一八六
手数料	三,〇〇〇	一一,〇三三	△八,〇三三
雑収入	五,〇〇〇	七二〇	△四,二八〇

第十章 收支豫算決算表

科目	明治四十二年		附記
	豫算額	決算額	
繰入金	一,五〇〇.〇〇〇	一,五七三.三九	△七三.三九
歳入總計	一五,八七九.七四四	一五,九九七.九七四	△一〇〇.二三〇
管理費	一,三三三.五〇〇	九九二.〇二一	△三五二.四七九
會議費	五八〇.一〇〇	二九〇.九三五	△二八九.一六五
事業費	四,〇四三.六四四	三,四三三.三三七	△六一〇.三〇七
警備費	一五〇.〇〇〇	一七二.八七一	△二二.八七一
保護費	六八.五〇〇	六七.〇〇〇	△一.五〇〇
組合費取扱費	六三〇.〇〇〇	六五五.四九〇	△二五.四九〇
補助費	六九五.〇〇〇	七五五.七七〇	△一〇〇.七七〇
豫備費	三〇〇.〇〇〇	朱一〇.七七〇	△二八九.二三〇
歳入合計	七,九四七.四四四	六,三三三.二二四	△一,六一四.二二〇
歳出	臨時部		
組合費	四,〇四三.〇〇〇	四,〇四三.〇〇〇	△一九九.九三〇
補助費	三,六三六.〇〇〇	三,六三六.〇〇〇	—

第十章 收支豫算決算表

明治四十三年度

科目	豫算額	決算額	増減	附記
歳出 臨時部合計	七,八五〇・〇〇	七,六九五・〇〇	△一九〇・九〇	
歳出 總計	一五,八七九・七四	一三,九四七・九四	△一九,三二五・〇〇	
收入				
科 目	豫算額	決算額	増減	附記
組合費	一〇,六六〇・〇〇	一〇,六四八・六五	△一七五	
手数料	三,〇〇〇	八,七四〇	五,七四〇	
雑収入	五,〇〇〇	一,八〇〇	△三,二〇〇	
繰越金	一,四〇〇・〇〇	二,〇二二・八〇	六〇二・八〇	
歳入 總計	二二,〇六〇・〇〇	二二,七七一・〇五	六三三・〇五	
歳出 經常部	一三,五二〇・〇〇	一五,〇八六・四〇	一,五七四	
管理費	一,三三〇・〇〇	一,五八六・四〇	二五七・四〇	
會議費	五九〇・〇〇	三九三・六六	△一九六・三四	
事業費	三,五八〇・〇〇	三,一〇七・六四	△四七二・三五	
警備費	一五〇・〇〇	三三〇・九〇	一八〇・九〇	

明治四十四年度

科目	豫算額	決算額	増減	附記
保護費	六,〇〇〇	六,〇〇〇	△三,〇〇〇	
組合費取扱費	五〇,〇〇〇	四九,一八〇	△七,八二〇	
補助費	六九,〇〇〇	五九,〇九五	△一〇,〇九五	
豫備費	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	—	
歳出 經常部合計	七,二三〇,〇〇〇	六,五三六,六六六	六九五,三三四	
歳出 臨時部	四,一七六,〇〇〇	四,〇五九,〇〇〇	△一六六,〇〇〇	
組合債費	六〇〇,〇〇〇	八四八,八八	一六八,一八〇	
治水調査費	四八,六〇〇	四九,五九六	九,九六	
歳出 臨時部合計	四,八六四,六〇〇	四,九〇七,五八四	△四二,九八四	
歳出 總計	一二,〇九四,六〇〇	一一,四四四,二五〇	△六五〇,三五六	
收入				
科 目	豫算額	決算額	増減	附記
組合費	一八,六三三,〇〇〇	一八,六三三,〇七五	△四〇	
手数料	三,〇〇〇	四,三七〇	一,三七〇	

第十章 收支豫算決算表

雜收入	5,000	6,700	1,700
繰越金	1,100,000	1,246,941	46,941
歳入總計	1,105,000	1,253,641	50,641
歳出			
經常部	1,164,000	1,164,000	0
臨時部	2,500,000	2,639,474	139,474
管理費	1,164,000	1,164,000	0
會議費	5,300,000	5,267,611	32,389
事業費	1,750,000	1,577,333	172,667
警備費	690,000	690,000	0
保護費	750,000	777,500	27,500
組合費取扱費	875,000	875,000	0
補助費	3,000,000	2,828,256	171,744
豫備費	1,130,000	1,106,633	23,367
歳出經常部合計	4,335,000	4,335,636	66
歳出臨時部合計	700,000	762,838	62,838
組合債費	700,000	700,000	0

大正元年度

事業費	70,000	70,000	0
治水調査費	3,450,000	3,677,709	227,709
歳出臨時部合計	8,500,000	8,693,655	193,655
歳出總計	1,914,000	1,973,058	59,058
大正元年度			
收入			
豫算額	7,512,000	7,668,000	156,000
決算額	4,335,000	4,335,636	66
増減	3,177,000	3,332,364	155,364
科目			
組合費	4,335,000	4,335,000	0
手数料	4,897,709	4,703,191	194,518
雑収入	3,500,000	3,500,000	0
繰越金	1,500,000	1,500,000	0
翌年度より不足補充	30,879,915	30,879,915	0
歳入合計	40,833,077	40,833,077	0
歳出			
經常部	4,335,000	4,335,636	66

第十章 收支豫算決算表

第十章 收支豫算決算表

科目	豫算額	決算額	増減	附記
管理費	三、〇八、四六	三、三〇、二七	二一、七九	
會議費	一八、四四	一八、四四	〇	
事業費	一四、九六、四七	一四、九六、四七	〇	
警備費	一、二七、三五	一、二七、三五	〇	
保護費	六、〇〇	六、〇〇	〇	
組合取扱費	二、九九、二五	二、九九、二五	〇	
豫備費	五、六三、〇〇	五、六三、〇〇	〇	
歲出合計	三、〇四、四七	三、〇四、四七	〇	
歲出臨時部	三、九一、一五	三、九一、一五	〇	
事業費	九、八八、〇〇	九、八八、〇〇	〇	
排水機買出額	二五、六六、八四	二五、六六、八四	〇	排水機新設費
組合債費	三九四、六〇、二八	四五、四六、二六	三〇、八七、九五	
歲出臨時部合計	四〇、五五、一三	四〇、八三、〇七	三〇、八七、九五	
歲出合計	三、〇四、四七	三、〇四、四七	〇	
大正二年度				

五八〇

第十章 收支豫算決算表

科目	豫算額	決算額	増減	附記
組合費	二、六、五九	一、六、六一	一〇、五九	
手数料	三、〇〇	八〇〇	△三、〇〇	
雑収入	二、四三、〇〇	四、六六、〇〇	△三、三六、三〇	
繰越金	一〇〇、〇〇〇	—	△一〇〇、〇〇〇	
組合債費	三、八〇、〇〇	一、六、〇〇	△三、六四、〇〇	
翌年度より不足補充	二、三三、〇五	二、三三、〇五	〇	
歲入合計	—	—	—	
歲出 經常部	三、四七、〇〇	三、五四、一五	一、〇七、一五	
管理費	七、〇〇	六、五〇	△三六、九七	
會議費	一、六、八五	一、七〇、三九	三三、五四	
警備費	一、三三、〇〇	一、四〇、三〇	△七〇	
保護費	八、〇〇	一、四三、八〇	三、五八	
大正二年度				

五八一

第十章 收支豫算決算表

科目	大正三年度		增減	附記
	豫算額	決算額		
組合費取扱費	四,四三〇.〇〇〇	五,〇八三.三五〇	五五三.三五〇	
雜支	一九〇〇	一四九.六三〇	一三〇.六三〇	
豫備費	四,六〇〇.〇〇〇	朱四,六〇〇.〇〇〇	—	
歲出經常部合計	三九,四七〇.〇〇〇	三六,八二一.四八四	△二,五五五.五四六	
歲出臨時部	—	—	—	
事業費	一四,五三三.〇〇〇	一六,三九三.三五五	一,八六〇.三五五	
排水機買收費	一四,六三三.〇〇〇	一四,六三三.四〇〇	四〇〇	
本年度支出額	三三,〇〇〇.〇〇〇	三二,三〇〇.〇〇〇	—	
排水機買收費	三三,〇〇〇.〇〇〇	三三,〇〇七.九六六	一,〇〇七.九六六	
組合債費	三〇,〇〇〇.〇〇〇	三〇,八七九.二五	八七九.二五	
前年度不足補充費	—	—	—	
歲出臨時部合計	二六,四四六.〇〇〇	二九,〇五一.七六六	二,五五五.七六六	
歲出總計	二五,九三三.〇〇〇	二五,八七三.三五〇	△三九.七五〇	
大正三年度	—	—	—	
大正三年度	—	—	—	

第十章 收支豫算決算表

科目	大正三年度		增減
	豫算額	決算額	
組合費	三九,四七〇.〇〇〇	三六,八二一.四八四	△二,五五五.五四六
雜收	一九〇〇	一四九.六三〇	一三〇.六三〇
豫備費	四,六〇〇.〇〇〇	朱四,六〇〇.〇〇〇	—
歲入總計	三九,四七〇.〇〇〇	三六,八二一.四八四	△二,五五五.五四六
歲出經常部	—	—	—
管理費	二,〇六六.〇〇〇	二,七三三.二〇六	六六七.二〇六
會議費	一,一四四.〇〇〇	一,〇三九.〇三〇	△一〇四.九七〇
事業費	三,六八八.〇〇〇	三,七六四.八一	△八七.六一九
警備費	四〇〇.〇〇〇	四九七.七五	△九七.七五
保護費	三三五.〇〇〇	三四九.五〇〇	△五.五〇〇
組合取扱費	五,三三〇.〇〇〇	五,三〇八.七七〇	△二一.二三〇
豫備費	二,五〇〇.〇〇〇	朱二,四九七.九三	—
組合費	三九,四七〇.〇〇〇	三六,八二一.四八四	△二,五五五.五四六
雜收	一九〇〇	一四九.六三〇	一三〇.六三〇
豫備費	四,六〇〇.〇〇〇	朱四,六〇〇.〇〇〇	—
歲入總計	三九,四七〇.〇〇〇	三六,八二一.四八四	△二,五五五.五四六
歲出經常部	—	—	—
管理費	二,〇六六.〇〇〇	二,七三三.二〇六	六六七.二〇六
會議費	一,一四四.〇〇〇	一,〇三九.〇三〇	△一〇四.九七〇
事業費	三,六八八.〇〇〇	三,七六四.八一	△八七.六一九
警備費	四〇〇.〇〇〇	四九七.七五	△九七.七五
保護費	三三五.〇〇〇	三四九.五〇〇	△五.五〇〇
組合取扱費	五,三三〇.〇〇〇	五,三〇八.七七〇	△二一.二三〇
豫備費	二,五〇〇.〇〇〇	朱二,四九七.九三	—
組合費	三九,四七〇.〇〇〇	三六,八二一.四八四	△二,五五五.五四六
雜收	一九〇〇	一四九.六三〇	一三〇.六三〇
豫備費	四,六〇〇.〇〇〇	朱四,六〇〇.〇〇〇	—
歲入總計	三九,四七〇.〇〇〇	三六,八二一.四八四	△二,五五五.五四六

第十章 收支豫算決算表

大正四年度		大正四年度		大正四年度	
歳出	歳入	歳出	歳入	増減	附記
經常部合計	三、三三〇・〇〇〇	三、三三〇・〇〇〇	三、三三〇・〇〇〇	△三、〇六六・三六六	
臨時部	一三、〇七〇・〇〇〇	七、四二〇・九五四	一三、〇七〇・〇〇〇	△四、六四九・〇四六	
事業費	一四、六三三・〇〇〇	一四、六三三・〇〇〇	一四、六三三・〇〇〇	〇	
排水機買收費	七、七三〇・〇〇〇	七、四六六・七九九	七、七三〇・〇〇〇	△二、二六三・二〇一	
本年度支出額	一四、六三三・〇〇〇	一四、六三三・〇〇〇	一四、六三三・〇〇〇	〇	
組合債費	三、九〇〇・〇〇〇	三、九〇〇・〇〇〇	三、九〇〇・〇〇〇	〇	
雜支	三、七三〇・〇〇〇	三、七三〇・〇〇〇	三、七三〇・〇〇〇	〇	
歳出臨時部合計	一三、〇七〇・〇〇〇	一三、〇七〇・〇〇〇	一三、〇七〇・〇〇〇	△三、〇六六・三六六	
歳出總計	一六、一四〇・〇〇〇	一六、一四〇・〇〇〇	一六、一四〇・〇〇〇	〇	
豫算額	一六、一四〇・〇〇〇	一六、一四〇・〇〇〇	一六、一四〇・〇〇〇	〇	
決算額	一六、一四〇・〇〇〇	一六、一四〇・〇〇〇	一六、一四〇・〇〇〇	〇	
組合費	九、七三三・〇〇〇	九、七三三・〇〇〇	九、七三三・〇〇〇	〇	
手数料	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	
雜收	一、一三三・〇〇〇	一、一三三・〇〇〇	一、一三三・〇〇〇	〇	
繰入金	一、二三三・〇〇〇	一、二三三・〇〇〇	一、二三三・〇〇〇	〇	
歳入總計	一三、〇七〇・〇〇〇	一三、〇七〇・〇〇〇	一三、〇七〇・〇〇〇	△三、〇六六・三六六	

第十章 收支豫算決算表

大正四年度		大正四年度		大正四年度	
歳入	歳出	歳入	歳出	増減	附記
經常部	三、三三〇・〇〇〇	三、三三〇・〇〇〇	三、三三〇・〇〇〇	△三、〇六六・三六六	
臨時部	一三、〇七〇・〇〇〇	七、四二〇・九五四	一三、〇七〇・〇〇〇	△四、六四九・〇四六	
補助金	六、七〇〇・〇〇〇	四、三三五・〇〇〇	六、七〇〇・〇〇〇	△二、三五〇・〇〇〇	
組合債費	一三、一〇〇・〇〇〇	九、九〇〇・〇〇〇	一三、一〇〇・〇〇〇	△三、二〇〇・〇〇〇	
歳入總計	一三、〇七〇・〇〇〇	一三、〇七〇・〇〇〇	一三、〇七〇・〇〇〇	△三、〇六六・三六六	
管理費	二、四〇〇・〇〇〇	二、二三五・七〇〇	二、四〇〇・〇〇〇	△一六四・三〇〇	
會議費	一、二〇〇・〇〇〇	四六、一五〇・〇〇〇	一、二〇〇・〇〇〇	△四、九五〇・〇〇〇	
事業費	六、六〇〇・〇〇〇	三、六六六・六六六	六、六〇〇・〇〇〇	△二、九三三・三三三	
警備費	一、五〇〇・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	△三〇〇・〇〇〇	
保護費	三、三〇〇・〇〇〇	三、〇〇〇・〇〇〇	三、三〇〇・〇〇〇	△三〇〇・〇〇〇	
組合費取扱費	四、〇〇〇・〇〇〇	三、九六一・三二〇	四、〇〇〇・〇〇〇	△四八・六八〇	
豫備費	一、〇三三・〇〇〇	一、〇三三・〇〇〇	一、〇三三・〇〇〇	〇	
歳出經常部合計	三、三三〇・〇〇〇	三、三三〇・〇〇〇	三、三三〇・〇〇〇	△三、〇六六・三六六	
歳出臨時部	一三、〇七〇・〇〇〇	七、四二〇・九五四	一三、〇七〇・〇〇〇	△四、六四九・〇四六	
事業費	三、七三三・〇〇〇	三、七三三・〇〇〇	三、七三三・〇〇〇	〇	
排水機買收費	一、四三三・〇〇〇	一、四三三・〇〇〇	一、四三三・〇〇〇	〇	
本年度支出額	一四、六三三・〇〇〇	一四、六三三・〇〇〇	一四、六三三・〇〇〇	〇	

大正六年度 大正六年度

科目	豫算額	決算額	増減	附記
組 合 費	1,512,000	1,512,740	△5,740	
手 數 料	3,000	1	△3,000	
雜 收 入	2,232,000	2,242,940	10,940	
繰 越 金	4,440,000	4,833,831	393,831	
補 助 金	3,400,000	1,047,000	△2,353,000	
組 合 債 費	4,500,000	4,500,000	0	
歳 入 總 計	14,092,000	13,912,501	△179,499	
歳 出 經常部				
管 理 費	2,540,000	2,281,560	△258,440	
會 議 費	1,140,000	732,330	△407,670	
事 業 費	4,230,000	4,262,330	△32,330	
警 備 費	150,000	732,600	△582,600	

大正七年度

大正七年度

科目	豫算額	決算額	増減	附記
保 護 費	5,078,330	5,078,330	0	
組 合 取 扱 費	1,150,000	1,150,000	0	
豫 備 費	26,407,000	26,407,000	0	
歳 出 經常部合計	16,105,000	16,105,000	0	
事 業 費	14,233,000	14,233,000	0	
排 水 機 買 收 費	3,755,000	3,755,000	0	
本 年 度 支 出 額	8,040,000	7,079,330	△960,670	
寄 附 金	14,047,000	14,047,000	0	
歳 出 臨時部合計	14,047,000	14,047,000	0	
歳 出 總 計	30,152,000	30,152,000	0	
歳 入 總 計	13,912,501	13,912,501	0	
組 合 費	1,512,000	1,512,740	△740	
手 數 料	3,000	1	△2,999	
雜 收 入	2,232,000	2,242,940	10,940	
繰 越 金	4,440,000	4,833,831	393,831	
補 助 金	3,400,000	1,047,000	△2,353,000	
組 合 債 費	4,500,000	4,500,000	0	
歳 入 總 計	14,092,000	13,912,501	△179,499	
歳 出 經常部				
管 理 費	2,540,000	2,281,560	△258,440	
會 議 費	1,140,000	732,330	△407,670	
事 業 費	4,230,000	4,262,330	△32,330	
警 備 費	150,000	732,600	△582,600	

大通川水害豫防組合費

雜收	1,005,000	1,334,810	339,810
繰越金	3,101,000	3,135,031	34,031
補助金	2,890,000	2,890,000	—
寄附金	8,000	4,000	△3,000
歳入總計	2,694,000	2,694,841	600
歳出 經常部	2,688,000	2,475,750	△212,250
管理費	1,140,000	477,330	△662,670
會議費	6,100,000	5,450,270	△649,730
警備費	1,500,000	333,670	△1,166,330
警備費	3,500,000	3,100,000	△400,000
組合費取扱費	6,580,000	6,580,000	0
豫備費	2,440,000	440,000	△2,000,000
事業費	9,350,000	8,880,470	△469,530
歳出 臨時部	—	—	—
臨時部	—	—	—

收入

排水機買收費	14,630,000	14,630,000	△500
本年度支出額	14,630,000	14,630,000	0
組合債費	1,820,000	1,470,000	△350,000
雜支	6,600,000	6,600,000	0
寄附金	8,000	—	△8,000
負擔金	70,000,000	6,580,270	△63,420,000
歳出 臨時部合計	70,000,000	6,580,270	△63,420,000
歳出 總計	2,694,000	2,694,841	△847
組 合 費	1,500,000	1,500,000	0
手 數 料	3,000	—	△3,000
雜 收 入	1,005,000	1,005,000	0
繰 越 金	4,960,000	5,500,000	△540,000
補 助 金	800,000	800,000	0
歳 入 總 計	2,694,000	2,694,841	847

大通川水害豫防組合費

科目	歲出	經常部	臨時部	附記
管理費	3,130,000	2,921,100	△208,900	
會議費	1,440,000	760,550	△679,450	
事業費	26,211,000	25,866,700	△344,300	
警備費	491,000	381,300	△109,700	
保護費	340,000	333,000	△7,000	
組合費取扱費	5,400,000	5,361,500	△38,500	
豫備費	3,000,000	2,498,850	△501,150	
經常部合計	82,466,000	80,351,850	△2,114,150	
歲出臨時部	4,633,000	4,301,700	△331,300	
事業費	4,633,000	4,301,700	△331,300	
排水機買收費	9,633,000	9,631,400	△1,600	根岸郷排水機買收費
組合債費	3,226,000	3,083,550	△142,450	
雜支	700,000	700,000	—	
寄附金	13,000,000	—	△13,000,000	

科目	歲出	臨時部	經常部	附記
臨時部合計	5,554,000	5,554,000	—	
歲出總計	141,077,000	110,197,600	△30,879,400	
收入				
豫算額	141,557,000	141,557,000	△480,000	
組合費	3,000,000	—	△3,000,000	
手数料	550,000	753,510	183,510	
雜收	34,333,000	37,496,101	3,163,101	
繰越金	14,473,000	187,666,591	173,193,591	
歲入總計	4,850,000	5,975,660	1,125,660	
管理費	1,556,000	1,077,900	△478,100	
會議費	89,447,000	73,949,470	△15,497,530	
警備費	300,000	173,930	△126,070	

第十章 收支豫算決算表

大正十年度

大正十年度

科目	豫算額	決算額	増減	附記
保 護 費	40,000	45,000	△50,000	
組 合 費 取 扱 費	6,000	6,000	△11,110	
法 稅 負 擔	11,000	37,110	25,110	
豫 備 費	3,000	3,550	—	
經 常 部 合 計	105,600	66,660	△18,640	
歲 出 臨 時 部				
事 業 費	8,760	9,030	47,930	
排 水 機 買 收 費	9,830	9,830	△50	
本 年 度 支 出 額	31,560	31,560	—	
組 合 債 費	14,560	14,430	△420	
建 築 費	30,000	30,000	—	
寄 附 金	4,800	—	△4,800	
臨 時 部 合 計	64,830	64,650	△4,140	
歲 出 總 計	170,430	151,310	33,680	

五九四

第十章 收支豫算決算表

科目	豫算額	決算額	増減	附記
組 合 費	110,800	110,400	37,330	
手 數 料	3,000	—	△3,000	
雜 收 入	15,000	36,590	37,490	
雜 越 金	3,700	3,331	2,511	
補 助 金	1,250	1,250	—	
歲 入 總 計	154,800	152,521	2,520	
歲 出 經 常 部				
管 理 費	5,840	7,350	1,410	
會 議 費	2,340	950	△1,460	
事 業 費	5,150	3,390	△1,760	
警 備 費	3,000	4,070	1,070	
保 護 費	7,000	5,450	△1,550	
組 合 費 取 扱 費	4,630	4,390	△2,500	

五九五

第十章 收支豫算決算表

科 目	大正十一年度		附 記
	豫算額	決算額	
諸 稅 負 擔	一八,〇〇〇	六,〇〇〇	一〇,〇〇〇
豫 備 費	三〇〇,〇〇〇	朱三,五三,八四〇	—
歲出 經常部合計	六,一七,〇〇〇	六,八九,八五〇	△七,七二,一五〇
歲出 臨時部	—	—	—
事 業 費	一,二八五,〇〇〇	九,四三,〇〇〇	△三,一四八,〇〇〇
組 合 債 費	三〇,六六,〇〇〇	三,一七五,〇四〇	二四七,四四〇
寄 附 金	一五,三九四,〇〇〇	一五,三九四,〇〇〇	—
建 築 費	一,四三〇,〇〇〇	一,九三〇,〇〇〇	四九九,〇〇〇
歲出 臨時部合計	五九,〇〇〇,〇〇〇	五九,〇〇〇,〇〇〇	—
歲出 總計	二五,八〇,〇〇〇	二六,五八,〇六〇	△七,〇〇〇,〇〇〇
收 入	—	—	—
豫 算 額	二二,六八,〇〇〇	二二,五八,〇〇〇	△一〇,〇〇〇
決 算 額	—	—	—
增 減	—	—	—
附 記	—	—	—

第十章 收支豫算決算表

科 目	大正十一年度		附 記
	豫算額	決算額	
雜 收 入	三,八五〇,〇〇〇	二,五三,一六〇	△一,三一六,八四〇
線 越 金	四,七四〇,〇〇〇	二,五三,三三〇	△二,二〇六,六七〇
補 助 金	八,三九九,〇〇〇	—	△八,三九九,〇〇〇
歲 入 總 計	三九,六九九,〇〇〇	一六,五九四,七三〇	△二三,〇〇四,二七〇
歲出 經常部	—	—	—
管 理 費	六,〇一七,〇〇〇	六,四四五,三三〇	△四三八,三三〇
會 議 費	二,六四〇,〇〇〇	一,〇六八,二六〇	△一,五七一,七四〇
事 業 費	七六,八五五,〇〇〇	七二,〇五五,九五〇	△四,七九九,〇五〇
警 備 費	三〇〇,〇〇〇	二八一,五五〇	△一七八,四五〇
保 護 費	五〇〇,〇〇〇	五四四,〇〇〇	△四四,〇〇〇
組 合 費 取 扱 費	六,五五八,〇〇〇	五,八一九,三四〇	△一,七三八,六六〇
諸 稅 負 擔	一八,〇〇〇	三,三三〇	四,六七〇
豫 備 費	三,〇〇〇,〇〇〇	—	—
歲出 經常部合計	一〇,七二二,〇〇〇	八五,一七六,六一〇	△七四,四五〇,六一〇
歲出 臨時部	—	—	—

大正十二年		大正十二年		附記
度	度	豫算額	決算額	
事業費	八三、六七〇〇〇	五〇、三〇、九四〇	△三三、四六〇〇〇	
組合債費	三〇、九七〇〇〇	三三、七九八〇〇	七九三、八〇〇	
寄附金	九、三六〇〇〇	九、三六〇〇〇	—	
電話費	一、一五〇〇〇	一、一五〇、七六〇	△三〇	
歲出臨時部合計	一三三、六七〇〇〇	九八、三三、五五〇	△三三、六四、四二〇	
歲出總計	二二九、六九〇〇〇	一七、五〇〇、三〇〇	△四三、一七、八〇〇	
收入	豫算額	決算額	增減	
組合費	一九、三五〇〇〇	一九、九六、六二〇	△四一、六一〇	
手数料	三〇〇〇	—	△三〇〇〇	
雜收	五五〇〇〇	五九、〇一七	三三四、一七〇	
繰越金	三、四一七、〇〇〇	九、〇四、五三二	六、六二七、五三二	
財產賣拂代金	一、五三〇〇〇	一、五三一、五〇〇	△五〇〇	
歲入總計	一六、六三〇〇〇	二四、〇三、八〇一	七、四〇九、八〇一	

大正十二年		大正十二年		附記
度	度	豫算額	決算額	
管理費	六、一〇〇、〇〇〇	七、三三、〇三〇	一、三三、〇三〇	
會議費	二、六四〇、〇〇〇	二、四一、六〇〇	△二四三、〇四〇	
事業費	六、六六〇、〇〇〇	六、六〇九、六三〇	△五〇、〇六、三三〇	
警備費	三〇〇、〇〇〇	一、六五、八二〇	△一四一、八〇〇	
保護費	七、七五〇、〇〇〇	六、四〇、〇三〇	△一四一、八〇〇	
組合費取扱費	七、七五〇、〇〇〇	七、五〇八、八八〇	△二四一、一二〇	
諸稅負擔	一八、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	一、〇〇〇	
豫備費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、八九七、六八〇	—	
歲出經常部合計	六、六九〇、〇〇〇	七、九、六五、〇三〇	七、三三、〇九七〇	
歲出臨時部	三、〇九七、〇〇〇	八、八〇、五八三	三、六九二、一八〇	
事業費	三、一〇六、〇〇〇	三、八〇九、七三〇	七九三、七三〇	
組合債費	四〇、一八〇、〇〇〇	三、七三三、〇〇〇	△三、四六六、〇〇〇	
寄附金	四、七〇〇、〇〇〇	四、五三〇、〇〇〇	△一三〇、〇〇〇	

第十章 收支豫算決算表

六〇〇

大正十三年度		收入	附記
土地讓受代金	1,512,000	1,512,000	△500
歲出 臨時部合計	2,095,500	2,095,500	△5,150,310
歲出 總計	1,615,000	1,615,000	△3,486,260
科 目	豫算額	決算額	増減
組合費	174,750.000	177,600.000	3,150.000
手数料	3,000	—	△3,000
雜收入	50,000	150,000.000	149,500.000
繰越金	49,750.000	49,800.000	1,000.000
歲入 總計	337,500.000	377,400.000	39,900.000
管理費	6,000.000	7,450.000	1,050.000
會議費	2,600.000	2,700.000	100.000
事業費	3,000.000	5,400.000	2,400.000
歲出 經常部	337,500.000	377,400.000	39,900.000

第十章 收支豫算決算表

六〇一

警備費	300,000	263,500	△36,500
保護費	700,000	549,000	△151,000
組合費取扱費	6,000.000	5,690,250	△309,750
諸費負擔	1,000	1,800	800
雜支出	30,000	187,500	157,500
豫備費	3,300,000	3,297,100	—
歲出 經常部合計	87,190,000	73,190,480	△14,000,520
事業費	8,569,000	3,522,600	△5,046,400
組合費	3,231,000	3,207,470	△23,530
雜支出	1,600,000	1,750,240	△150,240
寄附金	50,700.000	6,100,000	△44,600.000
負擔金	9,750.000	9,750,350	△6,350
歲出 臨時部合計	137,350,000	83,160,660	△54,189,340
歲出 總計	334,540,000	156,351,140	△178,188,860

大通用改修費

大正十四年 大正十四年度

科目	收入		附記
	豫算額	決算額	
組合費	三三,二一〇,〇〇〇	三〇,八六九,八五〇	△三三,〇一〇
手数料	三,〇〇〇	—	△三,〇〇〇
雑収入	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇	—
繰越金	五五,六六〇,〇〇〇	七三,五七〇,三二一	一六,五七〇,三二一
受入金	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	—
寄附金	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	—
組合費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇	△三,〇〇〇,〇〇〇
歳入總計	五〇二,四四一,〇〇〇	五二二,〇八七,四三二	一三,四七〇,四三二
歳出			
經常部	八,〇〇〇,〇〇〇	八,五五七,七一〇	五五七,七一〇
管理費	二,四四〇,〇〇〇	一,八七五,九一〇	△五八四,〇九〇
會議費	—	—	—
事業費	七三,八四〇,〇〇〇	六,五八〇,七四〇	△二二,二九五,二六〇

警備費	三〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	△一八,〇〇〇,〇〇〇
保護費	七〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	△三六〇,〇〇〇
組合費取扱費	九,六八〇,〇〇〇	九,六七〇,三七〇	△九,〇〇〇
諸稅負擔	一八,〇〇〇	一八,八一〇	八一〇
雜支出	三〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
豫備費	一,〇〇〇,〇〇〇	九六〇,三六〇	—
歳出經常部合計	三〇,〇〇〇,〇〇〇	八三,三六三,五六〇	一三,七六〇,四三〇
歳出			
臨時部	一六,一七〇,〇〇〇	三九,六七〇,三三〇	一七,五〇一,三三〇
事業費	三,〇八九,〇〇〇	三,〇八九,三六〇	六,七四一,七四〇
組合債費	一六,八二一,〇〇〇	一六,八二一,〇〇〇	—
寄附金本年度支出額	六二,〇〇〇	六〇,〇六〇	一三,〇六〇
管理費	六〇〇,〇〇〇	九六〇,八〇〇	三六〇,八〇〇
雜支出	九,四〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	△四〇〇,〇〇〇
負擔金	五〇七,五四一,〇〇〇	三六〇,四五一,五三〇	一四七,〇八九,四八〇
歳出臨時部合計	—	—	—

大正十五年
昭和元年度

大正十五年
昭和元年度

科目	收入		増減	附記
	豫算額	決算額		
組合費	三六,四四〇.〇〇	三九,二九〇.七〇	一三,六六〇.七〇	
手数料	三,〇〇〇	—	三,〇〇〇	
雑収入	三五,〇〇〇	—	三五,〇〇〇	
繰越金	一七,一四〇.〇〇	一〇,五五〇.〇〇	△一五,五九〇.〇〇	
組合金	一九,〇〇〇.〇〇	一四八,五〇〇.〇〇	△一四八,五〇〇.〇〇	
寄附金	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	—	
歳入總計	六〇一,一〇八.〇〇	五五五,八三三.三〇	△五五,二七四.七〇	
歳出 經常部				
管理費	一一,三三〇.〇〇	一一,二九〇.四〇	△三九.六〇	
會議費	三,四〇〇.〇〇	三,一九〇.〇〇	△一,二一〇.〇〇	
事業費	九四,五四〇.〇〇	八六,三四〇.〇〇	△八,二〇〇.〇〇	

警備費	四,七五〇.〇〇	四,三五〇.五〇	△三九四.五〇
保護費	六五〇.〇〇	五四〇.〇〇	△一〇〇.〇〇
組合費取扱費	八,五〇〇.〇〇	一〇,六〇〇.三〇	△二,一〇〇.三〇
諸稅負擔	一八,〇〇〇	一一,六〇〇	△六,四〇〇
雜支出	三〇,〇〇〇	三九,〇〇〇	△九,〇〇〇
豫備費	二,〇〇〇.〇〇	朱二,六三〇.〇〇	—
歳出 經常部合計	二五,六五〇.〇〇	二六,五五〇.六〇	△九,九〇〇.六〇
歳出 臨時部			
事業費	一七,〇九〇.〇〇	一五,五六〇.六〇	△二,五二九.四〇
組合債費	二四,一〇〇.〇〇	一九,六〇〇.五〇	△四,四九九.五〇
寄附金本年度支出額	三,八七〇.〇〇	三,八七〇.〇〇	—
雜支出	一三,七〇〇.〇〇	一一,三六〇.〇〇	△二,三四〇.〇〇
負擔金	一,五六〇.〇〇	一,五六〇.〇〇	—
歳出 臨時部合計	四五,四四〇.〇〇	三六,七三〇.五〇	△八,七〇九.五〇
歳出 總計	六〇一,一〇八.〇〇	五五五,二七八.一〇	△四五,八三〇.九〇

昭和二年度

科目	收入		附記
	豫算額	決算額	
組合費	三,五七六,〇〇〇	三,五七六,〇〇〇	△三,三三三,〇〇〇
手数料	三,〇〇〇	—	△三,〇〇〇
雑収入	三三,〇〇〇	一,四七六,八〇〇	△一,四四三,八〇〇
繰越金	五,一五六,〇〇〇	六,二四三,三三〇	△一,〇八七,三三〇
組合格債	一七,九二一,〇〇〇	一七,九二一,〇〇〇	—
寄附金	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—
歳入總計	四四,七七八,〇〇〇	四四,三九八,一三〇	△三,三八〇,八七〇
歳出			
經常部	三,三六六,〇〇〇	三,四八〇,五九〇	△一,一四四,〇〇〇
管理費	三,四三三,〇〇〇	二,三三四,〇六〇	△一,〇九九,九四〇
會議費	二七,七〇〇,〇〇〇	二七,七〇〇,〇〇〇	—
事業費	三〇〇,〇〇〇	—	△三〇〇,〇〇〇
警備費	—	—	—

昭和三年度

科目	收入		附記
	豫算額	決算額	
保護費	一,一〇〇,〇〇〇	一,一三三,七〇〇	△三三,七〇〇
組合費取扱費	一〇,三七八,〇〇〇	九,八四四,四〇〇	△四九三,六〇〇
諸稅負擔	三六,〇〇〇	三三,七五〇	△二,二五〇
雜支	三〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	△五,〇〇〇
豫備費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三九〇,〇〇〇	—
歳出經常部合計	一八,九三三,〇〇〇	一八,七六八,五〇〇	△一六四,五〇〇
歳出			
臨時部	一三三,〇〇〇	一三〇,〇七六,三三〇	△三,九二三,六七〇
事業費	一三三,〇〇〇	一三〇,〇七六,三三〇	—
組合債費	一七六,八二二	一八〇,一四九,二〇〇	△三,三二六,三七八
雜支	二,九四〇	二,三三三,七〇〇	△五,六〇六,七〇〇
歳出臨時部合計	三三三,〇〇〇	三三二,五五九,二三〇	△四四,四四〇,七〇〇
歳出總計	四七六,〇〇〇	四六二,六三五,五三〇	△一三,三六四,四七〇
昭和三年度			
收入			

科目	豫算額	決算額	増減	附記
組 合 費	三〇,〇〇〇.〇〇	三三,八八〇.〇〇	△三,八八〇.〇〇	
手 數 料	三,〇〇〇	—	△三,〇〇〇	
雜 收 入	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇.八四	△三三,〇〇〇.八四	
繰 越 金	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.七〇	△三,〇〇〇.七〇	
寄 附 金	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	—	
組 合 債 費	二二,〇〇〇.〇〇	—	△二二,〇〇〇.〇〇	
歳 入 總 計	四六,〇〇〇.〇〇	三三,六四〇.五〇	△一三,三六〇.五〇	
歳 出 經常費	—	三三,〇七〇.七〇	△三三,〇七〇.七〇	
管 理 費	一三,〇〇〇.〇〇	一三,〇七〇.七〇	△一三,〇七〇.七〇	
會 議 費	三,〇七〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	△一,〇七〇.〇〇	
事 業 費	二四,〇六〇.〇〇	一三,〇〇〇.〇〇	△一三,〇六〇.〇〇	
警 備 費	三〇〇.〇〇	二六〇.〇〇	△二六〇.〇〇	
保 護 費	一,〇〇〇.〇〇	一,三三〇.〇〇	△三三〇.〇〇	
組 合 費 取 扱 費	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇七〇.三〇	△七〇.三〇	

科目	豫算額	決算額	増減	附記
諸 稅 負 擔	二六,〇〇〇	九,〇〇〇	△一七,〇〇〇	
雜 支 出	三〇,〇〇〇	二四,九〇〇	△五,一〇〇	
豫 備 費	三,〇〇〇.〇〇	一,八五二.二〇	△一,一四七.八〇	
歳 出 經常部合計	一六,〇〇〇.〇〇	一四,三〇七.六五	△一,六九二.三五	
事 業 費	五,三三〇.〇〇	五,〇五〇.〇〇	△二八〇.〇〇	
組 合 債 費	一〇,三六〇.〇〇	一〇,三六六.〇〇	△六.〇〇	
雜 支 出	三,〇〇〇.〇〇	二,六〇〇.〇〇	△三〇〇.〇〇	治水建碑費
寄附金本年度支出額	一六,〇〇〇	六,〇〇〇.〇〇	△一〇,〇〇〇.〇〇	
歳 出 臨時部合計	二七,九〇〇.〇〇	一六,五三三.〇〇	△一一,三四四.〇〇	
歳 出 總 計	四三,九〇〇.〇〇	三〇,八四〇.六五	△一三,〇五九.三五	
昭 和 四 年 度 收 入	—	—	—	
組 合 費	二六,三四〇.〇〇	二五,三三三.一〇	△一,〇〇六.九〇	

第十章 收支豫算決算表

手 數 料	3,000	1	△3,000
雜 收 入	5,637	15,041.10	9,404.10
寄 附 金	500,000	500,000	—
組 合 費	334,935.00	334,935.00	△2,511.00
補 助 金	1,400,000	—	△1,400,000
歲 入 總 計	6,237,900	577,796.60	△5,660,103.40
歲 出 經 常 部	—	—	—
管 理 費	3,300,000	2,289,640	△1,010,360
會 議 費	3,330,000	1,611,330	1,718,670
事 業 費	1,251,000	1,032,540	218,460
警 備 費	300,000	179,000	△121,000
保 護 費	1,610,000	1,601,700	△8,300
組 合 費 取 扱 費	10,630,000	11,399,630	△769,630
諸 稅 負 擔	6,000	1,820	△4,180
雜 支 出	30,000	15,760	△14,240

昭和五年度

豫 備 費	3,000,000	朱一,三四,六〇〇	—
歲 出 經 常 部 合 計	150,110,000	133,940,040	△16,169,960
歲 出 臨 時 部	—	—	—
事 業 費	15,850,000	10,600,910	△5,249,090
組 合 債 費	10,000,000	1,177,600	△8,822,400
寄 附 金 本 年 度 支 出 額	22,400,000	23,000,000	△600,000
雜 支 出	3,900,000	4,379,900	△479,900
歲 出 臨 時 部 合 計	46,150,000	37,157,010	△8,992,990
歲 出 總 計	62,379,000	57,154,310	△5,224,690
昭 和 五 年 度 收 入	—	—	—
豫 算 額	15,638,000	14,031,570	△1,606,430
手 數 料	3,000	—	△3,000
雜 收 入	8,680,000	10,699,510	2,019,510
繰 越 金	20,635,000	20,635,350	350

第十章 收支豫算決算表

第十章 收支豫算決算表

組 合 債	三、五〇〇,〇〇〇	一、七〇〇,〇〇〇	△一、八〇〇,〇〇〇
寄 附 金	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	—
補 助 金	四、五〇〇,〇〇〇	—	△四、五〇〇,〇〇〇
財 產 賣 拂 代	四、〇〇〇,〇〇〇	一、四〇七,〇〇〇	△二、五九三,〇〇〇
歲 入 總 計	四、一七〇,〇〇〇	三、七〇〇,〇〇〇	△四、〇〇〇,〇〇〇
歲 出 經 常 部	—	—	—
管 理 費	一、一〇〇,〇〇〇	一、一三三,〇〇〇	△五七〇,〇〇〇
會 議 費	一、六九〇,〇〇〇	一、一三九,〇〇〇	△六二九,〇〇〇
事 業 費	八、二四九,〇〇〇	六、八八五,〇〇〇	△一、三六四,〇〇〇
警 備 費	六〇〇,〇〇〇	七二,〇〇〇	△五二八,〇〇〇
保 護 費	一、七三〇,〇〇〇	一、六四〇,〇〇〇	△九〇,〇〇〇
組 合 費 取 扱 費	六、一六〇,〇〇〇	五、六三三,〇〇〇	△五二七,〇〇〇
諸 稅 負 擔	六〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	△四六〇,〇〇〇
雜 支 出	三〇,〇〇〇	六,九〇〇	△二三,一〇〇
豫 備 費	二,〇〇〇,〇〇〇	一,三九〇,〇〇〇	△六一〇,〇〇〇

昭和六年度

歲 出 經 常 部 合 計	二、九六六,〇〇〇	一、〇七,五〇六,一八〇	四、四九九,八二〇
事 業 費	三、一五九,〇〇〇	九,九四〇,七二〇	△三,二八〇,二九〇
組 合 債 費	二九,九三三,〇〇〇	二七,九四九,四八〇	△二,〇三三,五二〇
寄 附 金 本 年 度 支 出 額	一、五〇,〇〇〇	一、六〇,〇〇〇	△五九,〇〇〇
雜 支 出	一、五一一,〇〇〇	一、六〇一,三五〇	△一〇,二五〇
歲 出 臨 時 部 合 計	三三九,七六一,〇〇〇	二、五五,四九,四四〇	△三、八四一,五六一〇
歲 出 總 計	四、一七〇,〇〇〇	三、七〇〇,〇〇〇	△四、〇〇〇,〇〇〇
收 入	—	—	—
豫 算 額	一、七六、四〇五、〇〇〇	一、六二、二九、一五〇	△一四、一〇五、八五〇
手 數 料	三、〇〇〇	—	△三、〇〇〇
雜 收 入	三、五五七,〇〇〇	八、一七三,三六〇	△四、六一六,三六〇
繰 越 金	一、一六五,〇〇〇	一、一六五,〇〇〇	—

第十章 收支豫算決算表

寄附金	100,000	100,000	—
財産賣拂代	1,550,000	—	△1,550,000
組合債費	13,100,000	9,100,000	△40,000,000
補助金	113,000	113,000	—
歳入總計	3,363,000	3,363,000	△100,000,000
歳出 經常部	9,574,430	9,574,430	△1,580,000
管理費	1,147,000	1,099,600	△107,400
會議費	69,950,000	85,351,470	4,361,470
事業費	110,000	106,900	△3,100
警備費	1,953,000	1,840,100	△112,900
保護費	7,177,000	6,455,000	△652,000
組合費取扱費	6,000	4,300	△1,700
諸稅負擔	30,000	37,500	△6,500
雜支	1,000,000	1,673,300	—
豫備費	—	—	—

・歳出 經常部合計	104,373,590	104,373,590	△3,584,420
歳出 臨時部	7,568,000	6,356,160	△1,211,840
事業費	154,777,000	155,693,360	916,560
組合債費	93,699,000	93,699,000	—
寄附金本年度支出額	74,000	73,160	△840
雜支	56,000	56,000	—
選舉費	357,740,000	357,495,660	△244,340
歳出 臨時部合計	357,633,000	357,633,000	—
昭和七年度 歳出總計	461,906,590	461,009,750	△896,840
科 目	豫算額	決算額	増減
組合費	174,405,000	174,282,440	△122,560
手数料	3,000	—	△3,000
雜收入	34,496,000	19,692,300	△14,803,700

白井排水機住宅

第十章 收支概算決算表

繰越金	1,000	1	△1,000
寄附金	600,000	600,000	—
財産賣拂代	2,100,000	2,100,000	△800,000
組合債費	3,300,000	1,200,000	△2,100,000
歳入總計	4,000,000	3,500,000	△500,000
歳出 經常部			
管理費	900,000	900,000	△50,000
會議費	1,100,000	800,000	△300,000
事業費	6,300,000	5,400,000	△900,000
警備費	300,000	600,000	△300,000
保護費	1,500,000	1,400,000	△100,000
組合費取扱費	7,200,000	8,500,000	△1,300,000
諸稅負擔	600,000	1,400,000	△800,000
雜支	300,000	600,000	△300,000
豫備費	2,000,000	1,700,000	△300,000

昭和八年度

歳出 經常部合計	9,000,000	7,300,000	△1,700,000
事業費	10,000,000	7,400,000	△2,600,000
組合債費	3,300,000	1,200,000	△2,100,000
雜支	1,100,000	1,100,000	△200,000
繰上充用費	1,500,000	1,300,000	△200,000
繰替金	1,000,000	600,000	△400,000
選舉費	100,000	100,000	—
歳出 臨時部合計	3,000,000	2,600,000	△400,000
歳出 總計	4,000,000	3,500,000	△500,000
昭和八年度 収入			
豫算額	4,000,000	3,500,000	△500,000
決算額	4,000,000	3,500,000	△500,000
増減	—	—	—
附記			

第十章 收支概算決算表

第十章 收支決算決算表

雜收	23,500.00	10,611.40	8,364.50
繰越金	2,500.00	2,500.00	500.00
寄附金	2,000.00	2,000.00	-
還附金	10,000.00	50,691.10	△50,451.80
財産賣拂代	1,100.00	311.00	△789.00
組合債	10,500.00	4,900.00	△5,600.00
縣補助金	1,500.00	1,400.00	△100.00
歳入總計	33,100.00	27,002.90	△6,097.10
歳入經常部	10,130.00	9,511.30	△618.70
管理費	1,300.00	650.00	△650.00
會議費	7,700.00	6,900.00	△800.00
警備費	300.00	1,900.00	△1,600.00
保護費	1,500.00	1,400.00	△100.00
組合費取扱費	6,600.00	6,500.00	△100.00

昭和九年度

第十章 收支決算決算表

納税獎勵金	1,500.00	1,611.50	101.50
諸稅負擔	200.00	980.00	△780.00
雜支	300.00	-	△300.00
豫備費	2,500.00	2,667.00	167.00
歳出經常部合計	10,700.00	8,972.00	△1,728.00
歳出臨時部	8,600.00	7,763.00	△837.00
事業費	8,600.00	7,763.00	△837.00
組合債費	2,700.00	1,900.00	△800.00
雜支	3,000.00	3,129.00	129.00
選舉費	800.00	800.00	-
歳出臨時部合計	2,700.00	1,900.00	△800.00
歳出總計	23,400.00	22,656.00	△744.00

排水改良竣功奉告祭及青木氏慰勞金

科目	豫算額	決算額	増減	附記
組 合 費	一、四、五〇〇	一、三、一〇〇	△一、四〇〇	
手 出 料	三、〇〇〇	—	△三、〇〇〇	
雜 收 入	七、八七〇	一、六、二五〇	△八、三六〇	
繰 越 金	一、〇〇〇	—	△一、〇〇〇	
財 產 賣 拂 代	六、〇〇〇	八、七五〇	△二、七五〇	
縣 補 助 金	六、六八〇	四、八三〇	△一、八五〇	
寄 附 金	一、〇〇〇	三、二一〇	△二、二一〇	
組 合 債 金	一、三、〇〇〇	一、三、〇〇〇	—	
還 附 金	一、一、五〇〇	一、一、五〇〇	—	
歲 入 總 計	二、五、〇〇〇	一、九、七六〇	△六、五九〇	
管 理 費	一〇、二五〇	九、九五〇	△一、三〇〇	
會 議 費	一、四七〇	七、八〇〇	△五、五七〇	
事 業 費	八、三三〇	七、三六六	△九、五二〇	
歲 出 總 計	二、五、〇〇〇	一、九、七六六	△六、五九四	
管 理 費	—	—	—	
會 議 費	—	—	—	
事 業 費	—	—	—	
歲 出 總 計	—	—	—	

科目	豫算額	決算額	増減
警 備 費	三、〇〇〇	三、四〇〇	△四〇〇
保 護 費	一、五七〇	一、二六〇	△三〇〇
組 合 費 取 扱 費	六、七二〇	六、四二〇	△三〇〇
納 稅 獎 勵 金	一、六〇〇	一、七九九	△一九九九
諸 稅 負 擔	—	六、八五〇	△六、八五〇
雜 支 出	三〇、〇〇〇	五、三六〇	△二、三六〇
豫 備 費	二、五〇〇	一、三三七	—
歲 出 總 計	一、六、八二〇	二、三、三九八	△六、五三三
事 業 費	三、八七〇	三、九三三	△八、九三三
組 合 債 費	三、二九〇	六、七九五	△三、四六五
雜 支 出	八、五〇〇	六、五七〇	△一、九三〇
繰 上 充 用 費	二、五四〇	二、五三三	△五〇〇
歲 出 總 計	一、六、八二〇	一、八、三三三	△一、五一三

科目	收入	豫算額	決算額	増減	附記
組合費	2,481,000	1,855,430	1,855,430	10,155,500	
手数料	3,000	—	—	△3,000	
雑収入	8,586,000	17,144,630	17,144,630	8,558,630	
繰越金	1,574,000	17,533,630	17,533,630	1,768,630	
財産賣拂代	100,000	—	—	△100,000	
寄附金	270,000	—	—	△270,000	
還附金	910,000	910,000	910,000	—	
縣補助金	7,396,000	3,359,000	3,359,000	△4,037,000	
歳入總計	17,993,000	17,848,060	17,848,060	△14,540,940	
歳出 經常部					
管理費	10,121,000	10,044,310	10,044,310	△76,690	
會議費	1,137,000	670,100	670,100	△466,900	

事業費	6,035,000	3,636,630	3,636,630	2,398,370	
警備費	300,000	333,190	333,190	△33,190	
保護費	1,356,000	1,333,370	1,333,370	△22,630	
組合費取扱費	6,777,000	6,701,030	6,701,030	△75,970	
納稅獎勵金	1,600,000	1,733,030	1,733,030	133,030	
諸稅負擔	36,000	9,370	9,370	△26,630	
雜支	30,000	25,000	25,000	△5,000	
豫備費	2,500	433,030	433,030	430,530	
歳出 經常部合計	110,223,000	98,564,470	98,564,470	11,658,530	
歳出 臨時部					
事業費	2,571,000	9,744,100	9,744,100	7,173,100	
組合債費	3,748,000	6,200,710	6,200,710	△2,452,710	
雜支	2,056,000	2,386,420	2,386,420	330,420	
選舉費	110,000	67,900	67,900	△42,100	
歳出 臨時部合計	7,475,000	18,409,130	18,409,130	10,934,130	
歳出 臨時部合計	7,475,000	18,409,130	18,409,130	10,934,130	

第十章 收支預算決算表

昭和十一年		昭和十一年度	
歲出	總計	歲入	總計
豫算額	一七九,九四〇・〇〇	豫算額	一六六,七六二・〇〇
決算額	一六六,七六二・〇〇	決算額	一六六,七六二・〇〇
增減	△一三,一七八〇	增減	△一三,一七八〇
附記		附記	
科目	收入	科目	支出
組合費	二四,七九〇・〇〇	豫算額	一七九,九四〇・〇〇
手数料	三,〇〇〇	決算額	一六六,七六二・〇〇
雜收	八,六〇〇	增減	△一三,一七八〇
繰越金	二四,七九〇・〇〇	附記	
還附金	四,七六〇・〇〇		
組合債	三〇,〇〇〇・〇〇		
縣補助金	三,七五〇・〇〇		
歲入總計	三六,九七〇・〇〇		
管理費	一〇,〇〇〇・〇〇		
會議費	一,二七〇・〇〇		
歲出總計	一〇,〇〇〇・〇〇		
經常部	一〇,〇〇〇・〇〇		
臨時部	五,〇〇〇・〇〇		

第十章 收支預算決算表

事業費	八六,三六〇・〇〇	△二二,四二〇・〇〇
警備費	一,一〇〇・〇〇	△七〇・〇〇
保險費	一,三〇〇・〇〇	△六,〇〇〇
組合費取扱費	六,六三〇・〇〇	△二七,五九〇
納稅獎勵費	一,六〇〇・〇〇	三六,〇〇〇
諸稅負擔	六,〇〇〇	△三,七九〇
雜支	三〇,〇〇〇	△三,七九〇
豫備費	二,五〇〇・〇〇	—
歲出經常部合計	一二三,六九〇・〇〇	△二五,三三二・二五〇
歲出臨時部	六,四〇〇・〇〇	△七,七七〇・四六〇
事業費	四,〇〇〇・〇〇	△一,四四〇・七〇
組合債費	二,四〇〇・〇〇	四六五・三〇
雜支	二,〇〇〇	△八,三三〇
選舉費	三六,〇〇〇	△一八,七五〇・六四〇
歲出臨時部合計	三三,一六〇・〇〇	

第十章 收支豫算決算表

昭和十二年		昭和十二年		昭和十二年	
歳出總計	歳入總計	豫算額	決算額	増減	附記
33,970,000	33,970,000	12,699,300	12,699,300	△21,270,700	
科目	收入	豫算額	決算額	増減	附記
組合費	3,000	12,699,300	12,699,300	△6,770,010	
手数料	3,000	—	—	△3,000	
雑収入	15,750,000	14,000,000	14,000,000	△1,750,000	
繰越金	2,300,000	2,300,000	2,300,000	—	
還附金	4,750,000	4,750,000	4,750,000	—	
組合債費	20,000,000	19,000,000	19,000,000	△1,000,000	
歳入總計	33,970,000	33,220,700	33,220,700	△759,300	
管理費	2,250,000	2,250,000	2,250,000	△390,500	
會議費	1,250,000	770,000	770,000	△480,000	
事業費	101,300,000	101,180,110	101,180,110	1,021,110	
歳出經常部	33,970,000	33,220,700	33,220,700	△759,300	

第十章 收支豫算決算表

警備費	100,000	100,000	△20,000
保護費	1,100,000	1,100,000	△100,000
組合費取扱費	6,600,000	6,800,000	△200,000
納稅獎勵金	1,200,000	1,200,000	—
諸稅負擔	100,000	50,000	△50,000
雜支出	100,000	170,000	△70,000
豫備費	2,200,000	2,200,000	—
歳出經常部合計	27,400,000	25,220,000	△2,180,000
歳出臨時部	6,570,000	6,570,000	—
事業費	5,011,000	3,500,000	△1,511,000
組合債費	1,559,000	3,070,000	△1,511,000
雜支出	1,000,000	1,000,000	—
選舉費	300,000	1,000,000	△700,000
歳出臨時部合計	6,570,000	6,570,000	—
歳出總計	34,000,000	31,790,000	△2,210,000

昭和十三年 昭和十三年度

科目	收入		増減	附記
	豫算額	決算額		
組合費	一六,一〇八.〇〇〇	一九,五八〇.七四〇	△三,四七二.七四〇	
手数料	三.〇〇〇	—	△三.〇〇〇	
雑収入	三〇,〇〇〇.〇〇〇	三〇,三三八.〇〇〇	△三,三三八.〇〇〇	
繰越金	三,七三五.〇〇〇	一一,九二五.〇〇〇	△三,七九九.〇〇〇	
還附金	四,〇〇〇.〇〇〇	四,〇〇〇.〇〇〇	△	
組合債費	五,〇〇〇.〇〇〇	五,〇〇〇.〇〇〇	—	
財産賣拂代	一,七三〇.〇〇〇	一,七三六.七三〇	△六.七三〇	
寄附金	七六.〇〇〇	三三〇.〇〇〇	△三六.〇〇〇	
歳入總計	三〇,七九〇.〇〇〇	三九,九二五.九二〇	△三,一三五.〇一〇	
歳出				
經常部				
管理費	三,二八八.〇〇〇	三,三三〇.七四〇	△四二.七四〇	
會議費	一,三九七.〇〇〇	六三三.四一〇	△六六三.五九〇	

事業費	一〇五,六四六.〇〇〇	一〇三,九二一.二六〇	△三,七四四.八四〇
警備費	三〇〇.〇〇〇	三三三.三三〇	△四四.六八〇
保護費	一,四三三.〇〇〇	一,三九九.六六〇	△四三.三四〇
組合費取扱費	八,一一五.〇〇〇	七,九七.三三〇	△二一七.六七〇
納税奨勵金	一,九〇〇.〇〇〇	二,三三三.三〇〇	△四三三.三〇〇
諸稅負擔	二八.〇〇〇	六.四〇〇	△二二.六〇〇
雜支	三〇.〇〇〇	三三.六五〇	△三.六五〇
豫備費	三,五〇〇.〇〇〇	朱三,〇四六.六三〇	—
歳出經常部合計	一三四,四九.〇〇〇	一三三,九七.二九〇	△六,五二一.七一〇
歳出臨時部			
事業費	一八,四六.〇〇〇	八,二九〇.七九〇	△一〇,一六五.二一〇
組合債費	四八,九七.〇〇〇	四七,四三.一〇〇	△一,五四三.九〇〇
雜支	五,三三〇.〇〇〇	五,四八五.四九〇	△一五.四九〇
選舉費	三.〇〇〇	—	△三.〇〇〇
歳出臨時部合計	七三,八二二.〇〇〇	六三,二〇九.三八〇	△一〇,六一二.六二〇

第十章 收支豫算決算表

昭和十四年度

歳出 總計	30,240,000	33,156,670	45,330
組 合 費	39,740,000	33,840,600	△6,943,330
手 數 料	3,000	—	△3,000
雜 收 入	9,101,000	6,256,670	△2,928,330
繰 越 金	39,045,000	33,549,330	△5,535,670
補 助 金	7,121,000	6,004,800	△1,186,330
組 合 債	10,000,000	10,000,000	—
歳入 總計	39,547,000	38,912,400	△6,635,600
歳出 經常部	33,440,000	33,147,330	7,560
管 理 費	1,104,000	999,500	△104,500
會 議 費	1,300,000	1,300,000	—
事 業 費	1,300,000	1,300,000	—
警 備 費	300,000	400,000	100,000

六三〇

昭和十五年

第十章 收支豫算決算表

保 護 費	2,035,000	1,756,000	△279,000
組 合 費 取 扱 費	9,482,000	9,351,500	△110,500
納 稅 獎 勵 費	1,000,000	2,219,330	1,219,330
諸 稅 負 擔	36,000	5,400	30,600
雜 支 出	2,200,000	2,400,000	200,000
豫 備 費	2,500,000	2,000,000	500,000
歳出 經常部合計	15,743,000	14,126,730	1,616,270
歳出 臨時部	6,666,000	4,740,110	△1,925,890
事 業 費	6,666,000	4,740,110	△1,925,890
組 合 債 費	6,666,000	6,666,110	110
雜 支 出	1,666,000	1,666,000	—
選 舉 費	120,000	94,000	△26,000
歳出 臨時部合計	13,331,000	11,500,220	△1,830,780
歳出 總計	29,074,000	25,626,950	△3,447,050

六三一

第十章 收支豫算決算表

科目	收入	決算額	増減	附記
組合費	三,五〇九,〇〇〇	三,五〇八,三〇〇	△四,六八五	
手数料	三,〇〇〇	—	△三,〇〇〇	
雑収入	七,五一一,〇〇〇	六,一五二,一八〇	△一,三五七,八二〇	
繰越金	六,九四四,〇〇〇	六,九四四,一〇〇	110	
補助金	三,八二二,〇〇〇	三,四一三,一三〇	△四〇,八七〇	
組合債	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	—	
歳入總計	三,六三,六三九,〇〇〇	三,六三,六三九,〇〇〇	△一六,五五九,〇〇〇	
歳出 經常部	一,四,四二〇,〇〇〇	一,三,九七〇,八二〇	△四四九,一八〇	
管理費	一,三二七,〇〇〇	八三二,七〇〇	△四九四,三〇〇	
會議費	一,五〇,〇〇〇	一,七〇,〇〇〇	△二〇〇,〇〇〇	
警備費	三〇,〇〇〇	九,六八〇	△二〇,三二〇	
保護費	二,四三三,〇〇〇	一,七九八,〇四〇	△六三四,九六〇	

昭和十六年度

第十章 收支豫算決算表

科目	收入	決算額	増減	附記
組合費取扱費	10,425,000	10,311,470	△113,530	
納税獎勵費	2,500,000	2,334,020	△165,980	
諸稅負擔	6,000	7,810	△1,810	
雜支	270,000	232,150	△37,850	
豫備費	3,000,000	朱四三,六一〇	△三,〇〇〇,〇〇〇	
事業費	13,047,000	六,八七〇,八五〇	四八,三九一,一五〇	
組合債費	五,187,000	五,七三三,六六〇	△五,四四六,六六〇	
雜支	五,336,000	五,〇四四,八七〇	△二九一,一三〇	
選舉費	五,〇〇〇	一三,五〇〇	八,五〇〇	
歳出 臨時部合計	189,455,000	137,660,500	△五一,七九四,500	
歳出 總計	382,329,000	252,555,520	△129,773,480	

第十章 收支豫算決算表

組合費	306,260.000	300,210,260.000	△5,049,740.000
手数料	3,000.000	—	△3,000.000
雑収入	6,640,000.000	7,447,000.000	△807,000.000
繰越金	7,766,000.000	7,766,000.000	—
補助金	30,443,000.000	31,170,250.000	△727,250.000
寄附金	10,126,000.000	2,056,600.000	△8,069,400.000
受入金	3,334,000.000	—	△3,334,000.000
歳入總計	477,633,000.000	324,401,600.000	△153,231,400.000
歳出 經常部	129,021,000.000	17,260,900.000	△111,760,100.000
管理費	1,601,000.000	859,800.000	△741,200.000
會議費	12,540,000.000	12,623,300.000	△83,300.000
警備費	30,000.000	5,200.000	△24,800.000
保護費	142,000.000	139,600.000	△2,400.000
組合費取扱費	13,522,000.000	12,427,100.000	△1,094,900.000

六三四

昭和十七年度

第十章 收支豫算決算表

納稅獎勵費	3,000,000.000	3,740,500.000	△740,500.000
諸稅負擔	6,000.000	9,300.000	△3,300.000
雜支	300,000.000	278,800.000	△21,200.000
豫備費	3,000,000.000	2,640,500.000	△359,500.000
歳出 經常部合計	325,501,000.000	301,126,800.000	△24,374,200.000
歳出 臨時部	17,041,000.000	82,545,600.000	△65,504,600.000
事業費	5,457,000.000	5,633,500.000	△176,500.000
組合債費	10,584,000.000	10,928,400.000	△344,400.000
雜支	5,000.000	—	△5,000.000
選舉費	101,133,000.000	147,066,600.000	△45,933,600.000
歳出 臨時部合計	477,633,000.000	348,279,400.000	△129,353,600.000
昭和十七年度歳入出豫算	306,260,000.000	300,210,260.000	△6,049,740.000
組合費	306,260,000.000	—	△306,260,000.000
手数料	3,000.000	—	△3,000.000

六三五

第十章 收支豫算決算表

組 合 債	70,000,000	納稅獎勵費	3,100,000
寄 附 金	1,511,200,000	諸稅負擔	26,000
受 入 金	3,334,000	雜 支 出	8,800,000
還 附 金	4,224,000	豫 備 費	3,000,000
歲入總計	6,749,680,000	歲出計	3,117,000,000
管 理 費	3,324,000	歲出臨時部	
會 議 費	1,605,000	事 業 費	1,844,870,000
專 業 費	1,212,200,000	組 合 債 費	581,130,000
警 備 費	200,000	雜 支 出	1,213,480,000
保 護 費	2,913,000	選 舉 費	50,000
組合費取扱費	1,252,000	寄 附 金	1,507,000,000
昭 和 十 七 年 度 決 算		臨時部歲出合計	4,233,611,000
第一 款 組 合 費	10,017,077,280	歲出總計	6,749,680,000
歲 入		手 數 料	11,604,140
雜 收 入			

第十章 收支豫算決算表

繰 越 金	4,133,110	諸 稅 負 擔	47,310
補 助 金	3,886,600	雜 支 出	26,000
組 合 債	67,000,000	豫 備 費	3,578,400
寄 附 金	7,147,600	歲出經常部合計	1,916,286,600
受 入 金	3,600,000	歲出臨時部	
還 附 金	3,977,300	事 業 費	2,350,140
歲入合計	53,255,220	組 合 債 費	581,130,000
管 理 費	10,000,780	雜 支 出	1,415,432,700
會 議 費	1,009,870	選 舉 費	20,000,000
專 業 費	1,511,470,900	繰 替 金	3,977,300
警 備 費	98,800	歲出臨時部合計	2,888,801,300
保 護 費	1,533,760	歲出總計	4,804,435,500
組合費取扱費	3,465,300	差 引	2,912,928,000
納稅獎勵費	3,749,680,000	次年度へ繰越	

昭和十八年度

歳入	歳出
組合費	管理費
手数料	會議費
雑収入	事業費
繰越金	
補助金	
寄附金	
繰替金	
組合債費	
歳入總計	

42,370,000	3,000
5,350,000	
5,102,000	
3,626,000	
16,433,000	
350,000,000	
100,000,000	
1,142,740,000	
3,644,000	
1,612,000	
1,200,000,000	

警備費	豫備費
保護費	雜支
組合費取扱費	諸稅負擔
納稅獎勵費	雜支
豫備費	經常部歳出合計
事業費	歳出臨時部
組合債費	
雜支	
選舉費	
寄附金	

350,000	3,000,000
2,233,000	
18,733,000	
4,500,000	
26,000	
1,627,000	
3,000,000	
31,442,000	
62,121,000	
2,248,000	
120,000	
303,750,000	

歳入	歳出
臨時部歳出合計	繰替金
歳出合計	
組合費	雜收入
雜收入	繰越金
補助金	組合債
組入金	寄附金
受入金	還附金
合計	管理費
歳出	

300,000,000	3,000,000
1,142,740,000	
333,067,680	
2,644,170	
22,131,110	
3,626,600	
7,147,600	
3,650,000	
3,626,330	
5,350,550	
3,000,000	

會議費	雜支
事業費	諸稅負擔
警備費	納稅獎勵費
保護費	組合費取扱費
組合費取扱費	雜支
諸稅負擔	計
雜支	臨時部歳出
計	
事業費	
組合債費	
雜支	
寄附金	
繰替金	

1,009,870	1,916,680
5,947,040	
9,880	
1,627,600	
3,455,330	
3,743,400	
47,110	
630,330	
19,688,680	
4,350,140	
5,807,420	
14,433,700	
80,000,000	
3,626,330	

第十章 收支豫算決算表

計 金	三六、八〇・三〇	繰 越 金	七五、一九七・八〇
歳出總計	四八、四三・五二〇	補助金	六四、六三・九七〇
差引殘金	七五、一九七・八〇	寄附金	八六、九四・四二〇
事業費	一四、四六・六四〇	繰越金	一四、二八・八二〇
組合債費	五、三三・五〇〇	組合債費	五〇、〇〇・〇〇〇
雜支	一八、〇三・五二〇	歳入總計	八六、八三・七六〇
選舉費	二七、四〇〇	管理費	三、三〇・八五〇
寄附金	三三、九三・〇〇〇	會議費	六六・八七〇
繰替金	一七、四四・四六〇	事業費	一七、八四・〇七〇
臨時歳出計	六三、四三・六〇〇	保 護 費	三、三三・六〇〇
歳出總計	八七、〇六・九三〇	組合費取扱費	一八、四三・七二〇
組合費	四六、二六・九六〇	納稅獎勵費	五、四七・〇四〇
雜收入	五、九八・八三〇	諸稅負擔	四・七〇
		雜支出	一、〇九・四四〇
		經常部歳出計	三三、三三・三三〇

六四〇

(二) 規約改正沿革

第十章 規約改正沿革

議決年月日	稟請年月日	許可年月日	指令番號	公布年月日	改正要項
明治三、三、五	不詳	不詳	不詳	不詳	第二條、第五條改正
同 七、七、九	明治七、七、二五	明治七、八、六	會第一、〇六號	明治七、八、七	第二十六條追加
同 三、四、八	同 三、五、五	同 三、五、九	庶第三二號	不詳	全部改正
同 四、六、〇	不詳	同 四、七、六	不詳	同	第三條第一號調書第二十八條第二項第二號調書改正(組合費賦課等級)
同 四、三、二	同 四、五、三	同 四、五、七	地第三三號	同 四、六、〇	第二十八條改正(排水機統一ニヨル組合費賦課等級)
大正二、八、二	大正二、八、五	大正二、八、六	同 三、〇七號	大正二、八、九	第四條(議員増員)第二十六條
同 五、三、三	同 五、三、六	同 五、三、四	同 七四號	同 五、三、七	第三十一條(督促手數料増額)
同 六、三、三	同 六、三、三	同 六、三、八	同 七六號	同 五、三、九	第二十八條第二項第二號調書(組合費賦課等級)
同 一、二、九	同 二、三、三	同 二、三、三	同 一、四七號	同 二、四、一	

六四一

大正三、三、三	大正三、三、六	大正三、五、六	地第一、四號	大正三、五、七	第一條(名稱改正白根郷普通水利組合ト改稱)
同 三、九、四	同 三、九、五	同 三、九、七	同 四、〇、五號	同 三、九、九	第二條(事業目的變更、灌漑用水兼營)
同 三、一〇、四	同 三、一、八	同 三、三、二	同 四、八、五號	同 三、三、二	第二十八條(用水改良ニ因ル組合費賦課等級ヲ每地目均一ニ改正)附則
同 一五、五、七	同 一五、五、七	同 一五、五、八	同 二、六、九號	同 一五、五、八	第二十五條(常設委員増員)附則
昭和二、四、六	昭和二、四、八	昭和二、四、九	同 四、四、六號	昭和二、四、一〇	第三條第一號調書、第四條(議員二名増員)附則
同 六、三、五	同 六、四、一	同 六、四、九	同 三、二、四號	同 六、四、二	第四條(議員二名減員)附則
同 七、三、七	同 七、三、八	同 七、三、四	同 一、七、六號	同 七、三、二	第二十五條、附則
同 一五、八、三	同 一三、八、三	同 一三、九、九	同 五、九、五號	同 一三、九、九	第二十五條第三項削除、第二十六條附則
同 一五、九、三	同 一五、九、四	同 一五、一〇、八	同 六、一〇、五號	同 一五、一〇、二	第二十八條改正、第二十八條ノ一乃至第二十八條ノ七追加(組合費賦課規定)附則
同 一六、三、九	同 一六、三、三	同 一六、四、七	同 二、六、四號	同 一六、四、九	第七條、附則
同 一六、三、二	同 一六、三、三	同 一六、四、五	中東總三九號	同 一六、四、二〇	第二十五條改正(常設委員増員)第二十五條ノ一追加附則

白根郷普通水利組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ白根郷普通水利組合ト稱ス

第二條 本組合ハ大通川始メ區域内ノ悪水排除並灌漑用水ニ屬スル事業ヲ經營スルヲ以テ目的トス

第三條 本組合ノ區域ハ別冊第一號調書ノ如シ

第二章 組合會ノ組織及選舉

第四條 組合會議員ノ定數ハ二十七名トシ選舉區ノ數及其ノ區域並各選舉區ヨリ選出スル議員ノ數ヲ定ムルコト左ノ如シ

選舉區	區 域	議員數
第一區	新飯田村	壹 名
第二區	須田村	貳 名
第三區	庄瀬村	四 名
第四區	白井村	參 名
第五區	大郷村曾野木村ノ内飛地	貳 名

第六區	鷺卷村	三名
第七區	根岸村	四名
第八區	白根町	三名
第九區	小林村	三名
第十區	茨會根村	貳名

第五條 組合員ニシテ滿二十五年以上ノ男子區域内ニ於テ土地ヲ有シ選舉期日前滿一年以上間斷ナク所有スル者ハ選舉權ヲ有ス 但シ禁治産者及準禁治産者ハ此限ニ在ラス

家督相續ニ依リ土地ヲ取得シタル者ハ其ノ土地ニ付被相續人ノ所有シタル年限ヲ通算ス、共有者共有ノ土地ニ付前二項ニ該當スルトキハ總代人一人ヲシテ選舉權ヲ有セシム

六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者及舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得サル者ハ選舉權ヲ有セス

第六條 選舉權ヲ有スル者ハ住所地ノ町村ニ依リ所屬ノ選舉區ヲ定ム區域町村内ニ住所ナキ者ハ所有ノ土地ノ所在ニ依リ若所有ノ土地ニシテ數選舉區ニ渉ル場合ニハ其ノ所有反別最も多キ所ニ依リ其ノ之ニ依リ難キ場合ニハ本人ノ申出ニ依リ之ヲ定ム

第七條 選舉權ヲ有スル者組合費及夫役現品滯納處分中ハ其ノ選舉權ヲ停止ス家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スル迄又禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又

ハ其ノ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄亦同シ

陸海軍ノ現役ニ服スルモノハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス現役以外ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ

第八條 組合員ニシテ區域内ニ於テ所有スル土地ノ反別選舉權ヲ有スル者ノ最も多ク所有スル者三人中ノ一人ヨリモ多キトキハ第五條第一項ノ要件ニ當ラスト雖モ選舉權ヲ有ス 但シ前條ノ場合ニ當ル者ハ此限ニ在ラス

帝國法律ニ依リ設立シタル法人ニシテ前項ノ場合ニ當ルトキ亦同シ

第九條 選舉權ヲ有スル組合員ハ被選舉權ヲ有ス 但シ前條及第五條第三項ニ該當スル者竝選舉權停止中ノ者

ハ此ノ限リニ在ラス

左ニ掲クル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一ヶ月ヲ經過セサル者亦同シ

一 監督官廳ノ官吏及有給吏員

二 組合ノ有給吏員

三 檢事、警察官及收稅官吏

四 神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師

五 小學校教員

組合ノ爲工事ノ請負、物件勞力其ノ他供給ノ契約若ハ會計事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ被選舉權ヲ有セス

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ組合會議員タルコトヲ得ヌ其ノ同時ニ選舉セラレタルトキハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選トシ若同數ナルトキハ八年長者ヲ當選トス其ノ時ヲ異ニシテ選舉セラレタルトキハ後ニ選舉セラレタル者議員タルコトヲ得ヌ

管理者又ハ其ノ代理者トノ間ニ父子兄弟タル縁故アル者ハ之ト同時ニ組合會議員タルコトヲ得ヌ若議員トノ間ニ其ノ縁故アル者管理者ニ指定セラレ又ハ其ノ代理者ト爲リタルトキハ其ノ縁故アル議員ハ其ノ職ヲ失フ

第十條 組合會議員ノ任期ハ四ケ年トス
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム 但シ關員アルトキハ其ノ關員ヲ以テ之ニ充ツヘシ

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ次ノ總選舉迄在任ス

第十一條 組合會議員中關員ヲ生シタルトキハ補闕選舉ヲ行フヘシ

補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

補闕議員ハ其ノ前任者ノ選舉セラレタル選舉區ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

第十二條 組合會議員ノ選舉ハ管理者ノ告示ニ依リ之ヲ行フ其ノ告示ニハ左ノ諸項ヲ記載シ新ニ選舉人名簿ヲ調製シテ選舉ヲ行フ場合ニ於テハ少クモ五十日前其ノ他ノ場合ニ於テハ少クモ十日前ニ之ヲ發スヘシ

一 選舉區

二 選舉スヘキ議員ノ數

三 投票ノ月日

四 選舉會開閉時

五 選舉會場

第十三條 選舉ハ選舉區所屬ノ町村長之ヲ管理ス

選舉ヲ管理スル町村長ハ臨時ニ選舉人中ヨリ二名若ハ四名ノ選舉立會人ヲ選任シ其ノ町村長ハ選舉長ト爲リ選舉會ヲ開閉シ會場ノ取締ニ任ス

第十四條 選舉ヲ管理スル町村長ハ選舉期日前三十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ヲ以テ選舉人名簿ヲ調製スヘシ
選舉人名簿ハ選舉期日前二十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ五日間毎日午前八時ヨリ午後四時迄町村役場ニ於テ關係者ノ縦覽ニ供スヘシ若關係者ニ於テ異議アルトキハ縦覽期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此場合ニ於テハ町村長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ決定シ選舉期日前三日限り名簿ヲ修正シテ確定名簿ト爲スヘシ
選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

本條ニ依リ確定シタル名簿ハ組合區域内ノ各選舉區ニ涉リ同時ニ調製シタルモノハ其ノ日ヨリ一年以内ニ於テ行フ選舉ニ之ヲ適用ス其ノ一部ノ選舉區限り調製シタルモノハ其ノ確定シタル日ヨリ一年以内ニ該選舉區ニ於テノミ行フ選舉ニ適用ス

確定名簿ニ登録セラレサルモノハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス確定名簿ニ登録セラレタルモノ選舉權ヲ有セサルトキ亦同シ 但シ名簿ハ之ヲ修正スルノ限リニ在ラス

異議ノ決定アリタルニ依リ名簿無効ト爲リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ其ノ名簿ノ調製、縦覽、修正及確定ニ關スル期日及期限ハ管理者ノ定ムル所ニ依ル天災事變等ニ依リ名簿ノ喪失シタルトキ亦同シ

選舉人名簿調製後ニ於テ選舉期日ヲ變更スルコトアルモ其ノ名簿ヲ用キ縦覽、修正及確定ニ關スル期日等ハ前選舉期日ニ依リ之ヲ算定ス

第十五條 選舉人ノ外選舉會場ニ入ルコトヲ得ス、但シ選舉會場ノ事務ニ従事スルモノ選舉會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラズ

選舉會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ若ハ喧擾ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他選舉會場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ選舉長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ會場外ニ退出セシムヘシ

前項ニ依リ選舉會場外ニ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得 但シ選舉會場閉鎖後ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日選舉會場ニ至リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票スヘシ

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

投票用紙ハ管理者ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用フヘシ

投票用紙ハ投票當日選舉會場ニ於テ交付スヘシ

自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

選舉人名簿ノ調製後選舉人ノ所屬選舉區ニ異動ヲ生スルコトアルモ其ノ選舉人ハ前所屬ノ選舉區ニ於テ投票ヲ行フヘシ

第十七條 増員選舉、補闕選舉ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選舉ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第十八條 第八條第一項及第二項ニ依リ選舉權ヲ有スル者ハ代人ヲ出シテ選舉ヲ行フコトヲ得 但シ滿二十五年以上ノ男子ニ非サル者禁治産者及準禁治産者ハ必ス代人ヲ以テスヘシ

代人ハ帝國臣民ニシテ滿二十五年以上ノ男子ニ限ル

第五條第四項及第七條ニ當ル者ハ代人タルコトヲ得ス又一人ニシテ數人ノ代理ヲ爲スコトヲ得ス 代人ハ委任狀ヲ選舉長ニ示スヘシ第五條第三項ノ總代人モ亦此ノ例ニ依ル

第十九條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用キサルモノ

- 二 一投票中二人以上ノ被選舉人ヲ記載シタルモノ
 - 三 被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
 - 四 現ニ組合會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
 - 五 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
 - 六 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ 但シ官位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限
リニ在ラス
- 投票ノ拒否並効力ハ選舉立會人之ヲ議決ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スヘシ
- 第二十條 組合會議員ノ選舉ハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス
前項ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年長者ヲ取り年齡同シキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム
- 第二十一條 選舉長ハ選舉録ヲ製シテ選舉ノ顛末ヲ記載シ選舉ヲ終リタル後之ヲ朗讀シ選舉立會人ト共ニ署名シ選舉人名簿其ノ他關係書類ト共ニ選舉ノ効力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ
- 第二十二條 選舉ヲ了リタルトキハ選舉長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ選舉録ノ寫ヲ添へ當選者ノ住所氏名ヲ管理者ニ報告スヘシ
- 當選者當選ノ告知ヲ受ケタルトキハ五日以内ニ其ノ當選承諾スルヤ否ヲ管理者ニ申立ツヘシ若期日內ニ承諾ノ申立ヲ爲サ、ルトキハ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

- 一人ニシテ數選舉區ノ選舉ニ當リタルトキハ最終ニ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ何レノ選舉ニ應スヘキカヲ管理者ニ申立ツヘシ其ノ期間内ニ之ヲ申立テサルモノハ總テ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス
- 當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキハ管理者ハ其ノ住所氏名ヲ告示スヘシ
- 第二十三條 組合會議員ノ當選ヲ辭シタルモノアルトキハ第二十條ノ例ニヨリ更ニ當選者ヲ定ム得票數ノ査定ニ錯誤アリタル爲又ハ被選舉權ヲ有セサル爲其ノ他當選無効ト確定シタルトキ亦同シ
- 第二十四條 選舉又ハ當選無効ト確定シ議員ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ル能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ對シ更ニ選舉ヲ行フヘシ

第三章 組合吏員ノ組織及選任

- 第二十五條 本組合ニ常設委員十人ヲ置ク
- 委員ハ組合會議員又ハ組合員中被選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ管理者ノ推薦ニ依リ組合會之ヲ定ム
委員ニシテ其ノ資格要件ヲ喪失スルトキハ其ノ職ヲ失フ
- 第二十五條ノ二 常設委員ノ任期ハ二年トス 但シ任期満了スルモ後任者就職ノ日迄在任スルモノトス
- 常設委員中缺員アルトキハ補關選任ヲ行フ
- 補關委員ハ前任者ノ殘任期間在任ス
- 第二十六條 本組合ニ左ノ有給吏員ヲ置ク其ノ定數ハ別ニ組合會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

主事、書記及技術員

第二十七條 本組合ハ組合會ノ決議ニ依リ臨時委員及同補充員若干名ヲ置クコトヲ得臨時委員及同補充員ノ選任方法ハ前條ヲ適用ス

第四章 組合費及夫役現品賦課

第二十八條 組合費トシテ賦課スルモノ左ノ如シ

一段別割

第二十八條ノ二 組合費ハ組合事業ヨリ受クル利益ノ厚薄ニ依リ地目別ニ左等ヲ設ケ之ヲ賦課ス

組合費賦課簡數ヲ定ムルコト左ノ如シ

地目	一段歩ニ對スル賦課簡數
田	七箇五分
原野、池沼、雜地ニシテ現ニ田ニ開墾シタル土地	七箇五分
畑	二 箇
宅地、山林、原野、池沼、雜地	一箇五分

第二十八條ノ三 組合費ハ賦課期日現在ノ段別ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス

第二十八條ノ四 組合費ノ賦課期日及徵收期限左ノ如シ

期別	賦課期日	徵收期限
第一期	十月一日	十月末日限
第二期	十一月一日	十二月末日限
第三期	翌年二月一日	翌年二月末日限

前項ノ徵收期限休日ニ當ルトキハ順次繰上トス

第二十八條ノ五 組合費ノ賦課率ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第二十八條ノ六 組合費ハ賦課率ヲ各期ニ分割シテ賦課ス 但シ賦課率ニ端數ヲ生スルトキハ之ヲ第一期ニ加フ

第二十八條ノ七 組合費ニシテ追加賦課ヲ要スルトキハ組合會ノ議決ヲ經テ賦課期日及徵收期限ヲ定ム 但シ定期ト追加ト同時ニ徵收スルトキハ課率ヲ合算シテ賦課ス

第二十九條 本組合ハ其ノ必要ニ依リ夫役及現品ヲ組合員ニ賦課スルコトヲ得 但シ學藝美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得

夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除ク外組合費ヲ準率ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ

夫役ヲ賦課セラレタルモノハ其ノ便宜ニ從ヒ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得又夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除ク外金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十條 夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ

追ノ場合ヲ除ク外金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

町村長ハ期限ヲ指定シテ督促スヘシ其ノ急迫ノ場合ニ賦課シタルモノニ就テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

第三十一條 本組合費其ノ他組合ノ收入ヲ納期內ニ完納セサルトキハ督促ヲ爲スモノト督促ヲ爲ストキハ令狀ヲ交付ス

督促令狀ヲ發シタルトキハ金拾五錢ノ手数料ヲ徵收ス

第三十二條 本組合費其ノ他ノ收入ノ賦課徵收ハ水利組合法第五十四條ニ依リ區域內ノ町村ニ委託ス前項事務取扱ニ關シテ徵收金百分ノ四以內ヲ町村ニ交付スルコトアルヘシ

附 則 (明治四十二年七月十六日許可改正)

第三十三條 本規約ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第三十四條 第二章組合會ノ組織及選舉ニ關スル事項ハ次ノ改選選舉ヨリ實施ス若其ノ改選期前ニ於テ補關選舉ヲ要スルコトアルトキハ從前ノ組合規約ニ因リ之ヲ執行ス

(明治四十五年五月二十七日許可改正六月二十日公布)

〔第三條及第二十八條改正〕

(大正二年八月十六日許可改正同月十九日公布)

〔第二十八條改正〕

(大正五年三月十四日許可改正同月十七日公布)

大正五年二月改正 議員ノ増員ハ次ノ改選期ヨリ實施ス

(大正六年三月八日許可改正同月九日公布)

〔第三十一條改正〕

(大正十一年三月三十一日許可改正)

〔第二十八條組合費賦課等級一部改正〕

(大正十三年五月二十六日許可改正同月二十七日公布)

〔第一條改正 新飯田村外十ヶ町村普通水利組合ヲ白根郷普通水利組合ト改稱〕

(大正十三年九月十七日許可改正同月二十九日公布)

〔第二條事業經營目的改正〕

附 則 (大正十三年十二月十一日許可改正同月十二日公布)

本條ノ改正ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス〔第二十八條組合費賦課等級改正〕

附 則 (大正十五年五月十八日許可改正即日公布)

第三十五條 増員ニ依ル常設委員ノ任期ハ現任常設委員ノ任期ト同一トス

附 則 (昭和二年四月九日許可改正同月十日公布)

第三十六條 本改正規約中組合議員ノ定數並各選舉區ヨリ選出スル議員數ニ關シテハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ハ公布ノ日ヨリ施行ス

附 則 (昭和六年四月九日許可改正同月十一日公布)

本條ノ改正ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和七年三月二十四日許可改正同月三十一日公布)

本改正規約ハ次ノ改選ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (昭和十三年九月十九日許可改正即日公布)

本改正規約ハ公布ノ日ヨリ施行ス

附 則 (昭和十五年十月八日許可改正同月十二日公布)

本改正規約ハ昭和十五年度分ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (昭和十六年四月七日許可改正同月九日公布)

本改正規約ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十九年四月五日許可改正四月二十日公布)

本改正規約ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

増員ニ依ル常設委員ノ任期ハ現任常設委員ノ任期ト同一トス

第一號調書

白根郷普通水利組合區域調書

(大字別省略)

新飯田村 (全部但シ堤外地ヲ除ク)

須田村 (全部但シ堤外地ヲ除ク) 貳百貳拾五町九段參畝六步貳合七勺

庄瀬村 (全部但シ堤外地ヲ除ク) 五百參拾八町五段參畝九步參勺

白井村 (全部) 八百六拾參町貳段拾四步參合五勺

大郷村 (全部) 六百六拾八町參畝參步壹合六勺

鷺卷村 (全部但シ堤外地ヲ除ク) 五百七拾四町六畝拾四步

鷺卷村 (全部但シ堤外地ヲ除ク) 六百九拾八町壹段貳拾五步參合貳勺

鷺卷村 (全部但シ堤外地ヲ除ク) 六百九拾八町壹段貳拾五步參合貳勺

鷺卷村 (全部但シ堤外地ヲ除ク) 六百九拾八町壹段貳拾五步參合貳勺

鷺卷村 (全部但シ堤外地ヲ除ク) 六百九拾八町壹段貳拾五步參合貳勺

根岸村

(全部但シ堤外地ヲ除ク)

八百貳拾町四段四畝四步九合参勺

白根町

(全部但シ堤外地ヲ除ク)

五百九拾参町五段貳拾貳步四合八勺

小木村

(全部但シ堤外地ヲ除ク)

七百貳拾町八段六畝貳拾步参合参勺

茨會根村

(全部但シ堤外地ヲ除ク)

五百拾七町五段参畝拾六步八合八勺

曾野木村

(信濃川對岸飛地全部)

拾貳町四段九畝貳拾壹步

合計反別

六千貳百参拾貳町七段貳畝七步七合五勺

(三) 歴代管理者

和田

綱紀

並河

一

小林

卷藏

山田

泰一

清水

中四郎

金森

輝夫

四戸

梅太郎

東

文輔

寒川

卯之七

横井

直興

加賀谷

朝藏

香川

練彌

片山

三男三

今井

亀三郎

相原

澗

以上は官紀に依る管理者郡長

野澤

吉太郎

以上は民間初代の管理者白根町長

(五) 新飯田村外十五ヶ町村普通水利組合議員

第一回當選	明治二十六年五月	議員定數二十二名
新飯田村	定員一名	大野金一郎
須田村	定員二名	渡邊貫之助
同		西村季松
茨會根村	定員二名	小池新三郎
同		關根熊彌
庄瀬村	定員二名	吉田常作
同		吉澤常作
菱瀨村	定員一名	眞保寅三郎
小吉村	定員二名	富山俊次郎
同		田村精藏
林村	定員一名	柏溪次郎
白根町	定員二名	吉岡政三郎
同		外川善五居門
淨樂寺村	定員一名	市嶋毅一郎
白井村	定員二名	西嶋昌一
同		金塚吉太郎
大郷村	定員二名	遠藤傳平
同		佐藤新作
鷺卷村	定員二名	堀川權仁門
同		堀川權仁門
根岸村	定員二名	澁谷建太
同		遠藤作一郎

第二回 半数改選

明治二十九年五月

新飯田村	大野金一郎
須田村	西村千代松
茨會根村	小池新三郎
庄瀬村	川又庄太郎
同	眞保精藏
小吉村	田村精藏
同	谷川惣松
白根町	吉岡政三郎
鷺卷村	補欠 眞柄國作
同	堀川權仁門
根岸村	眞柄七男二郎
同	遠藤作一郎
須田村	須田季松
庄瀬村	補欠 酒井勇次郎
同	眞保寅三郎
小吉村	補欠 小田與松
林村	柏溪次郎
白根町	須藤時俊
淨樂寺村	市嶋毅一郎
白井村	西嶋昌一
同	阿部駒三郎
大郷村	石高久滿太
同	澁川周太
鷺卷村	眞柄國作

第三回

明治三十二年五月

第十章 新飯田村外十五箇町村普通水利組合議員

第四回

明治三十五年五月

六六三

齋藤源吾

